

地方公営企業等の現状と課題

総務省 自治財政局 公営企業課 課長

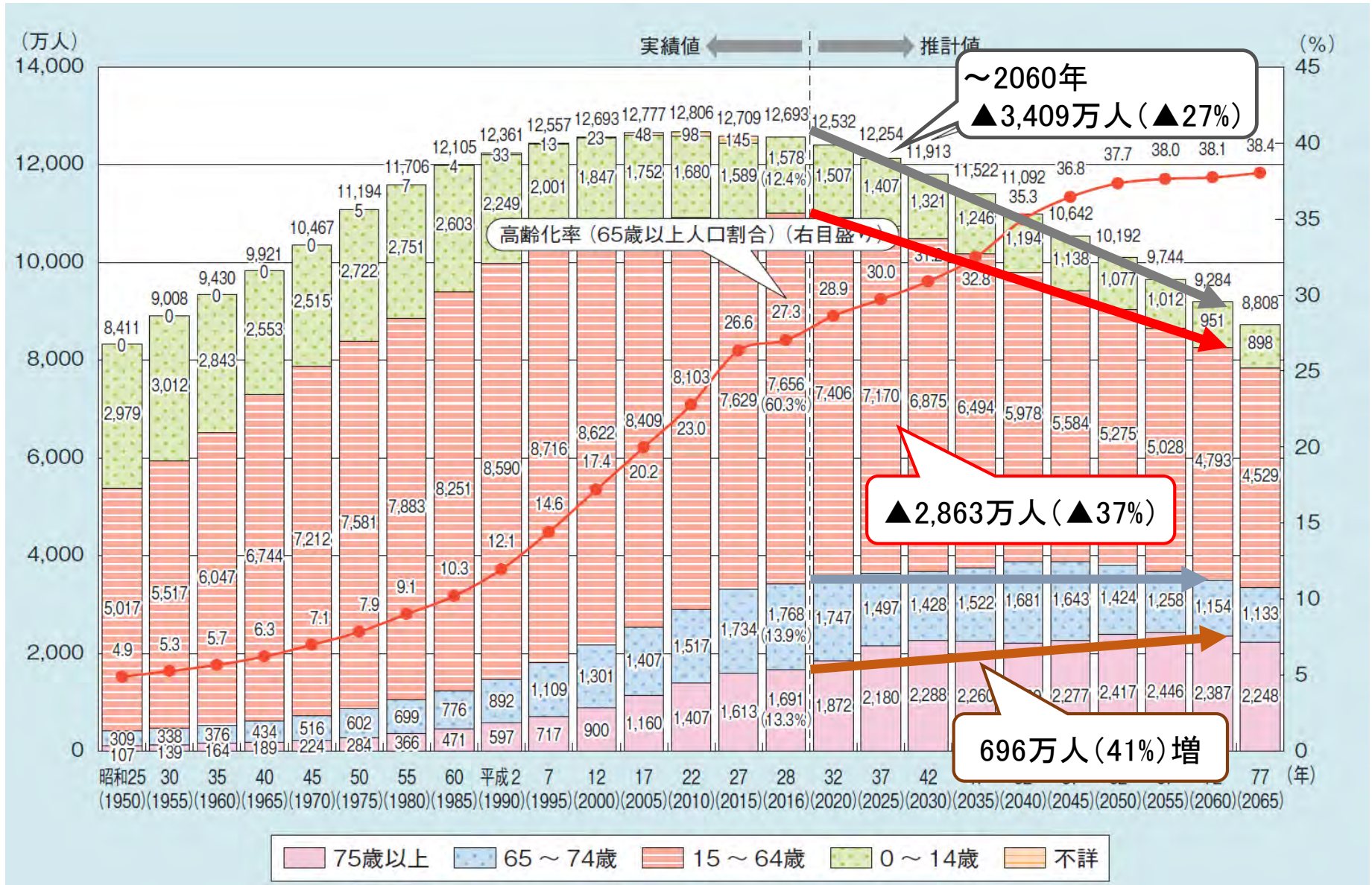
五嶋 青也

【目次】

1. はじめに	… p 2
2. 地方公営企業の制度概要	… p 7
3. 地方公営企業の現状と課題	… p10
4. 地方公営企業の更なる経営改革の取組	… p21
5. 経営戦略の策定の推進	… p26
6(1). 抜本的な改革の検討の推進	… p32
6(2). 広域化等の推進	… p38
6(3). 民間活用等	… p70
7. 見える化の推進	… p79
8. 人的支援	… p91
9. 第三セクター等の経営改革	… p99
10. 新型コロナウイルス感染症対策に関する取組み	… p104

1. はじめに

日本の人口推移

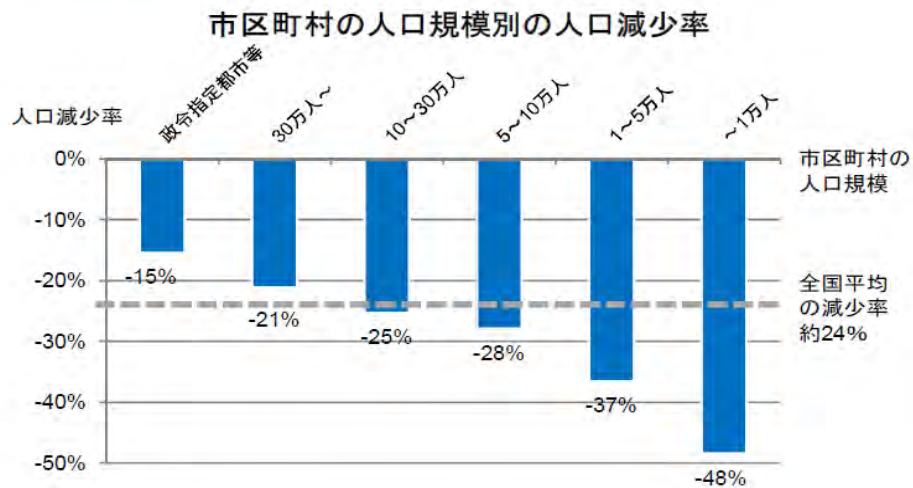
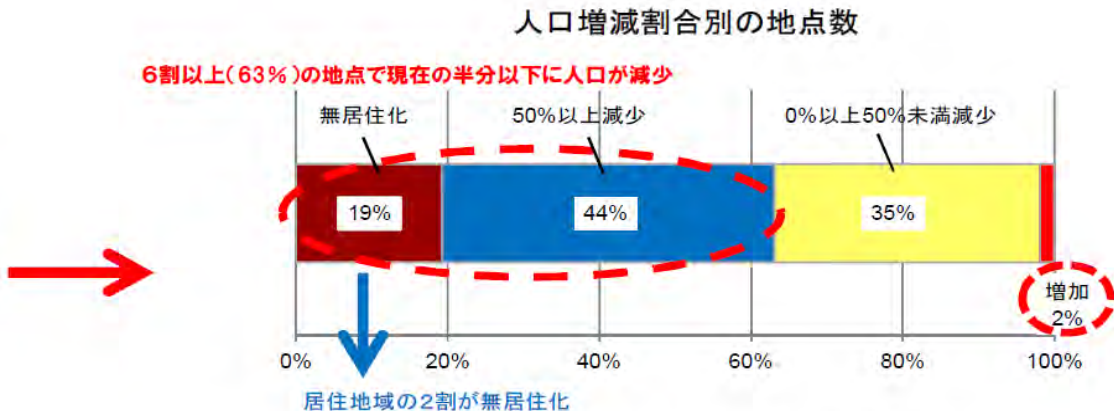
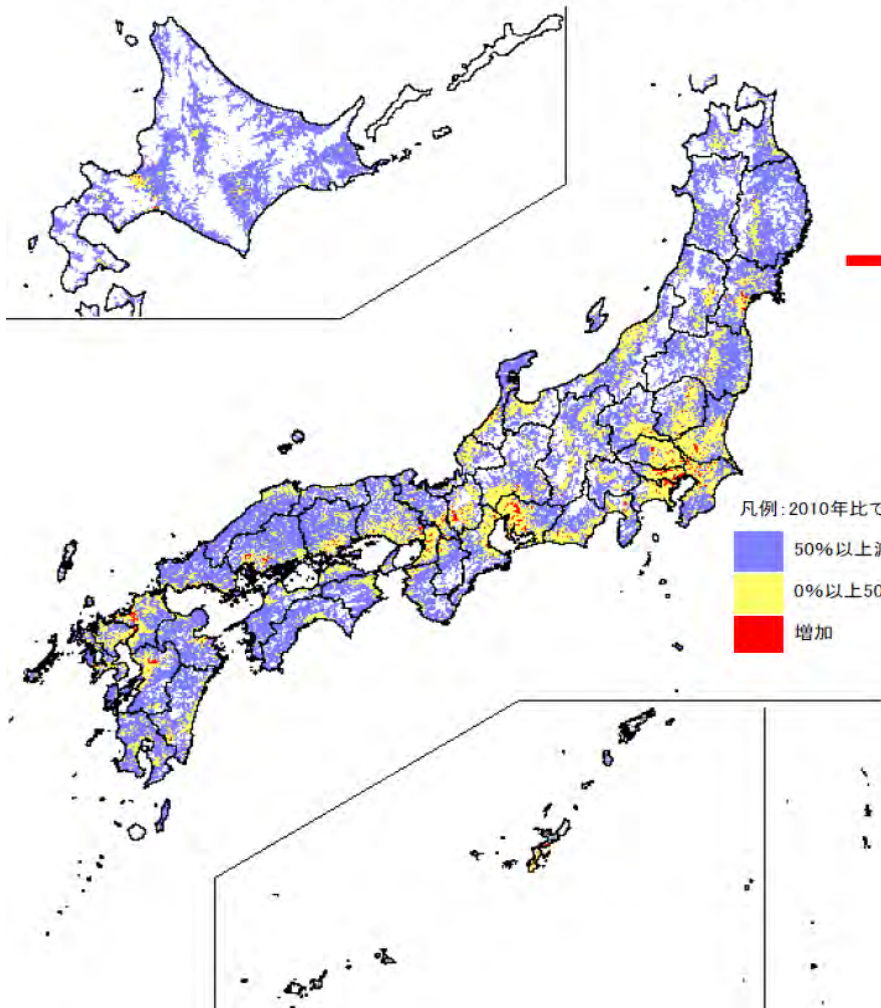


(出典) 平成29年版高齢社会白書(内閣府)をもとに総務省で加工

人口の低密度化と地域偏在

- 2050年までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化。
- 全国を「1km²毎の地点」で見ると、現在の居住地の6割以上で人口が半分以下に。

【2010年を100とした場合の2050年の人口増減状況】



人口段階別市区町村の変動(2015→2040)【H30推計】

※自治体戦略2040構想研究会資料より抜粋

	人口増減率(2015年→2040年)					
	増加	±0~▲10%	~▲20%	~▲30%	~▲40%	~▲50%
100万人以上	さいたま市、川崎市、福岡市 (3団体)	札幌市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、広島市 (6団体)	仙台市、神戸市 (2団体)			
50~100万人	川口市、大田区、世田谷区、杉並区、板橋区、練馬区 (6団体)	宇都宮市、千葉市、船橋市、江戸川区、相模原市、浜松市、岡山市、熊本市 (8団体)	足立区、八王子市、新潟市、静岡市、堺市、東大阪市、姫路市、松山市、北九州市、鹿児島市 (10団体)			
20~50万人	つくば市、越谷市、柏市、港区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、渋谷区、豊島区、荒川区、調布市、西東京市、藤沢市、岡崎市 (17団体)	水戸市、高崎市、伊勢崎市、太田市、川越市、上尾市、草加市、市川市、松戸市、中野区、北区、葛飾区、府中市、町田市、茅ヶ崎市、大和市、金沢市、福井市、松本市、一宮市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、茨木市、明石市、西宮市、倉敷市、福山市、高松市、久留米市、佐賀市、大分市、宮崎市、那覇市 (36団体)	盛岡市、山形市、前橋市、所沢市、平塚市、厚木市、長岡市、富山市、長野市、岐阜市、豊橋市、春日井市、津市、高槻市、枚方市、八尾市、尼崎市、加古川市、宝塚市、奈良市、和歌山市、松江市、徳島市、高知市、佐世保市 (25団体)	旭川市、青森市、八戸市、秋田市、春日部市、市原市、横須賀市、 富土市、寝屋川市、呉市、下関市 、長崎市 (12団体)	函館市 (1団体)	
10~20万人	戸田市、朝霞市、三郷市、ふじみ野市、木更津市、 流山市 、浦安市、中央区、 台東区 、三鷹市、小金井市、日野市、刈谷市、安城市、東海市、草津市、浦添市、沖縄市、うるま市 (19団体)	常広市、小山市、新座市、富士見市、成田市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、立川市、武蔵野市、小平市、東村山市、国分寺市、東久留米市、 伊勢原市 、海老名市、藤枝市、豊川市、西尾市、小牧市、稲沢市、桑名市、彦根市、和泉市、箕面市、米子市、出雲市、東広島市、廿日市市、山口市、防府市、 丸亀市、筑紫野市 、春日市 (34団体)	苫小牧市、大崎市、土浦市、古河市、ひたちなか市、 佐野市 、 那須塩原市 、熊谷市、 鴻巣市 、深谷市、入間市、久喜市、 坂戸市 、野田市、佐倉市、我孫子市、青梅市、 昭島市 、多摩市、鎌倉市、小田原市、秦野市、座間市、高岡市、 小松市、白山市 、甲府市、上田市、大垣市、 多治見市 、各務原市、 三島市 、富士宮市、磐田市、 掛川市、半田市 、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、 長浜市 、東近江市、岸和田市、 池田市、泉佐野市 、伊丹市、川西市、 三田市 、橿原市、生駒市、鳥取市、 津山市 、宇部市、新居浜市、飯塚市、諫早市、 別府市 、都城市、 鹿屋市 、霧島市 (59団体)	釧路市、 北見市、江別市 、弘前市、 一関市、奥州市、酒田市、取手市、筑西市 、足利市、栃木市、 加須市 、狭山市、上越市、 飯田市 、沼津市、焼津市、瀬戸市、宇治市、守口市、 松原市、大東市、羽曳野市 、尾道市、 岩国市 、周南市、 西条市、大牟田市、唐津市、八代市、延岡市 (31団体)	石巻市、鶴岡市、日立市、 桐生市、富田林市、河内長野市、門真市 、今治市 (8団体)	小樽市 (1団体)
3~10万人	名取市、富谷市、利府町、守谷市、つくばみらい市、志木市、吉川市、伊奈町、印西市、千代田区、柏江市、稲城市、野々市市、瑞穂市、常滑市、大府市、知立市、高浜市、日進市、長久手市、幸田町、守山市、栗東市、京田辺市、木津川市、藍住町、 大野城市 、福津市、志免町、新宮町、柏屋町、鳥栖市、合志市、 大津町 、菊陽町、 宜野湾市 、名護市、豊見城市、南城市、読谷村、南風原町 (41団体)	千歳市、恵庭市、滝沢市、東根市、牛久市、鹿嶋市、さくら市、下野市、壬生町、東松山市、蕨市、和光市、八潮市、白岡市、四街道市、袖ヶ浦市、白井市、国立市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、綾瀬市、能美市、津幡町、鯖江市、甲斐市、美濃加茂市、可児市、袋井市、菊川市、長泉町、岩倉市、清須市、北名古屋市、みよし市、東郷町、扶桑町、大治町、蟹江町、いなべ市、菟野町、野洲市、長岡京市、精華町、芦屋市、加東市、播磨町、香芝市、葛城市、広陵町、岩出市、総社市、府中町、下松市、筑後市、宗像市、太宰府市、古賀市、那珂川町、 篠栗町 、大村市、石垣市、糸満市 (63団体)	音更町、北上市、岩沼市、東松島市、柴田町、天童市、那珂市、神栖市、東海村、阿見町、 上三川町 、みどり市、大泉町、本庄市、桶川市、蓮田市、鶴ヶ島市、三芳町、 上里町、宮代町 、東金市、あきる野市、 瑞穂町 、逗子市、 葉山町 、寒川町、黒部市、砺波市、射水市、 かほく市 、敦賀市、坂井市、南アルプス市、笛吹市、 中央市 、諏訪市、 駒ヶ根市 、茅野市、塩尻市、佐久市、 東御市 、安曇野市、中津川市、羽島市、島田市、御殿場市、裾野市、湖西市、 清水町 、碧南市、蒲郡市、犬山市、江南市、知多市、尾張旭市、豊明市、田原市、弥富市、あま市、東浦町、武豊町、龜山市、近江八幡市、甲賀市、湖南市、福知山市、向日市、貝塚市、撰津市、藤井寺市、大阪狭山市、小野市、 稲美町、太子町、田原本町 、瀬戸内市、赤磐市、 善通寺市 、 東温市、松前町、香南市 、直方市、行橋市、小郡市、糸島市、宇美町、 岡垣町 、武雄市、小城市、 神埼市 、長与町、宇土市、 益城町 、中津市、 由布市 、始良市、宮古島市、西原町 (98団体)	網走市、 伊達市 、北広島市、石狩市、十和田市、三沢市、むつ市、花巻市、 久慈市 、 紫波町 、塩竈市、 角田市 、多賀城市、登米市、 亘理町 、米沢市、寒河江市、 南陽市 、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、笠間市、坂東市、かすみがうら市、鉢田市、小美玉市、 茨城町 、鹿沼市、真岡市、大田原市、館林市、藤岡市、富岡市、安中市、 玉村町 、行田市、秩父市、飯能市、羽生市、北本市、幸手市、日高市、杉戸町、 松伏町 、館山市、茂原市、旭市、 鶴川市 、君津市、八街市、富里市、大網白里市、羽村市、南足柄市、 大磯町 、三条市、新発田市、見附市、燕市、阿賀野市、南魚沼市、 胎内市 、魚津市、 澁川市、小矢部市 、七尾市、越前市、富士吉田市、 山梨市 、北杜市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、千曲市、高山市、関市、 瑞浪市 、恵那市、土岐市、 本巣市 、郡上市、伊豆の国市、 函南町 、津島市、愛西市、名張市、高島市、米原市、亀岡市、八幡市、泉大津市、高石市、泉南市、四條畷市、交野市、熊取町、 相生市 、豊岡市、赤穂市、 西脇市 、高砂市、加西市、篠山市、丹波市、たつの市、 猪名川町 、大和郡山市、天理市、桜井市、橋本市、田辺市、紀の川市、倉吉市、 境港市 、浜田市、益田市、真庭市、 浅口市 、三原市、三次市、光市、山陽小野田市、鳴門市、 小松島市 、阿南市、坂出市、三豊市、 伊予市 、四国中央市、南国市、 四万十市 、田川市、 羽田町 、伊万里市、島原市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇城市、宇佐市、小林市、日向市、出水市、薩摩川内市、日置市、 志布志市 (150団体)	室蘭市、岩見沢市、 滝川市 、登別市、北斗市、 黒石市 、五所川原市、 平川市 、宮古市、 大船渡市、釜石市、白石市 、栗原市、横手市、大館市、 鹿角市 、由利本荘市、 湯上市 、大仙市、 新庄市、上山市 、常陸太田市、 北茨城市 、 常陸大宮市、稲敷市、桜川市、行方市 、日光市、 大板市 、沼田市、 渋川市、毛呂山町、小川町、寄居町 、富津市、 匝瑳市 、香取市、山武市、 いすみ市 、福生市、 三浦市、愛川町 、柏崎市、 小千谷市 、十日町市、村上市、 糸魚川市、妙高市 、五泉市、 魚沼市、水見市 、南砺市、加賀市、 大野市、都留市、韭崎市、甲州市 、岡谷市、 下呂市、熱海市 、伊東市、 御前崎市、牧之原市 、新城市、伊賀市、舞鶴市、 綾部市 、城陽市、京丹後市、 南丹市 、柏原市、阪南市、 洲本市 、三木市、南あわじ市、 朝来市 、淡路市、大和高田市、海南市、 大田市 、安来市、 雲南市 、玉野市、笠岡市、 井原市、高梁市、廣前市、府中市、庄原市、柳井市、吉野川市、阿波市 、 美馬市 、観音寺市、さぬき市、 大洲市、西予市 、柳川市、真庭市、 大川市、中間市 、朝倉市、 みやま市、雲山市、人吉市 、天草市、日田市、佐伯市、 臼杵市、杵築市 、豊後大野市、日南市、 西都市、指宿市、曾於市 、 奄美市、南九州市 (117団体)	稚内市、つがる市 、気仙沼市、能代市、 湯沢市 、 北秋田市 、銚子市、 南房総市 、佐渡市、 海津市 、 伊豆市、志摩市 、 宇陀市、新見市 、 萩市、長門市 、 東かがわ市 、宇和島市、 八幡浜市 、 嘉麻市 、 平戸市 、 対馬市 、 五島市、南島原市 、 南さつま市 (27団体)

※人口は2015年時点 ※下線(赤文字)は2040年の人口が下位の人口区分へ変動する団体。枠囲み(緑文字)は2040年の人口が上位の人口区分へ変動する団体。

※太枠は各人口段階において団体数が最も多い人口増減率のカテゴリ

※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H30.3)」から作成
※ 地域別将来推計人口では福島県内市町村は推計がないため、市区町村数の合計は1,682としている。

人口段階別市区町村の変動(2015→2040)【H30推計】

人口増減率(2015年→2040年)

	人口増減率(2015年→2040年)									
	増加	±0~ ▲10%	～▲20%	～▲30%	～▲40%	～▲50%	～▲60%	～▲70%	▲70%～	
1～3万人	吉岡町、滑川町、開成町、御代田町、南箕輪町、豊山町、大口町、阿久比町、朝日町、川越町、愛荘町、北島町、宇多津町、須恵町、恩納村、金武町、北谷町、北中城村、与那原町、八重瀬町 (21団体)	東神楽町、矢野町、中標津町、大和町、一宮町、聖籠町、内灘町、昭和田、岐南町、北谷町、玉城町、福崎町、三郷町、早島町、里庄町、勝央町、坂町、松茂町、筑前町、吉野ヶ里町、三股町、嘉手納町 (21団体)	幕別町、中標津町、大和町、大河原町、高根沢町、榛東村、明和町、千代田町、長生村、日の出町、大井町、富士河口湖町、軽井沢町、高森町、笠松町、大野町、池田町、吉田町、明和町、大山崎町、島本町、三島岡町、王寺町、有田川町、上富田町、湯梨浜町、海田町、石井町、鳴沢村、川上村、日高町、上峰原村、宮田村、松川村、輪之内町、嘉島町、今帰仁村、竹富町 (12団体)	七飯町、俱知安町、芽室町、別海町、六ヶ所村、階上町、金ヶ崎町、村田町、七ヶ浜町、山辺町、八千代町、境町、益子町、市貝町、野木町、甘楽町、板倉町、邑桑町、嵐山町、美里町、酒々井町、横芝光町、二宮町、立山町、小浜市、勝山市、あわら市、永平寺町、高浜町、若狭町、富士見町、箕輪町、松川町、小布施町、垂井町、神戸町、安八町、川辺町、御嵩町、森王町、久御山町、太子町、河南町、斑鳩町、御坊市、白浜町、北栄町、南部町、柏耆町、矢掛町、鏡野町、大竹市、安芸高田市、熊野町、北広島町、田布施町、平生町、東みよし町、三木町、綾川町、まんのう町、砥部町、香美市、豊前市、時津町、波佐見町、佐々町、日出町、本部町 (40団体)	名寄市、富良野市、長沼町、栗山町、美瑛町、上富良野町、美幌町、斜里町、遠軽町、釧路町、藤崎町、鶴田町、野辺地町、東北町、五戸町、南部町、遠野市、陸前高田市、二戸市、雫石町、大槌町、蔵王町、山元町、松島町、加美町、涌谷町、美里町、美郷町、村山市、長井市、中山町、河北町、高島町、美鷹町、庄内町、高萩市、潮来市、城里町、那須烏山市、芳賀町、那須町、中之条町、越生町、川島町、吉見町、鶴山町、神川町、栄町、東庄町、松田町、箱根町、湯河原町、加茂市、田上町、津南町、上市町、入善町、羽咋市、中能登町、南越前町、越前町、富士川町、大町市、佐久穂町、下諏訪町、辰野町、木曾町、坂城町、飯綱町、美濃市、山県市、飛騨市、養老町、小山町、美浜町、紀宝町、与謝野町、養父市、市川町、神河町、新温泉町、平群町、河合町、大淀町、有田市、新宮市、かつらぎ町、みなべ町、岩美町、八頭町、琴浦町、大山町、津江市、邑南町、隠岐の島町、美作市、和気町、美咲町、吉備中央町、世羅町、美祢市、坂野町、上板町、土庄町、内子町、安芸市、土佐市、宿毛市、佐川町、四万十町、うきは市、鞆手町、福智町、みやこ町、築上町、多久市、白石町、松浦市、香岐市、西海市、水俣市、氷川町、あさぎ町、玖珠町、国富町、川南町、都農町、高千穂町、枕崎市、西之表市、いちき串木野市、さつま町、長島町、徳之島町 (87団体)	留萌市、紋別市、士別市、根室市、砂川市、深川市、当別町、八雲町、岩内町、余市町、白老町、日高町、浦河町、新ひだか町、平内町、板柳町、七戸町、三戸町、八幡平市、岩手町、山田町、洋野町、一戸町、丸森町、南三陸町、にかほ市、仙北市、三種町、羽後町、尾花沢市、川西町、遊佐町、大洗町、大子町、美浦村、利根町、塩谷町、那珂川町、東吾妻町、みなかみ町、ときがわ町、皆野町、小鹿野町、勝浦市、多古町、九十九里町、白子町、山北町、輪島市、志賀町、宝達志水町、大月市、上野原市、市川三郷町、飯山市、山ノ内町、揖斐川町、八百津町、下田市、南知多町、鳥羽市、熊野市、紀北町、宮津市、京丹波町、豊能町、能勢町、岬町、多可町、上郡町、佐用町、香美町、御所市、上牧町、湯浅町、那智勝浦町、串本町、奥出雲町、竹原市、江田島市、三好市、小豆島町、鬼北町、愛南町、須崎市、土佐清水市、いの町、黒潮町、芦屋町、香春町、川崎町、上天草市、美里町、和水町、山都町、芦北町、津久見市、竹田市、国東市、串間市、えびの市、阿久根市、垂水市、伊佐市、湧水町、大崎町、肝付町 (107団体)	美唄市、芦別市、赤平市、森町、鱒ヶ沢町、南伊勢町 (1団体)			
1万人未満	御蔵島村、川北町、日吉津村、久山村、宜野座村 (5団体)	二セコ町、舟橋村、忍野村、山形村、豊郷町、田尻町、鳴沢村、川上村、日高町、上峰原村、宮田村、松川村、輪之内町、嘉島町、今帰仁村、竹富町 (12団体)	東川町、鹿追町、中札内村、更別村、小笠原村、刈羽村、中野村、川上村、原村、宮田村、松川村、輪之内町、富加町、和木町、西原村、綾町、龍郷町、渡嘉敷村、南大東村、北大東村、与那国町 (21団体)	鷹栖町、西興部村、厚真町、新郷町、土幌町、清水町、大樹町、鶴居村、大衡村、色麻町、三川町、婦恋村、高山村、川場村、昭和村、睦沢町、新島村、清川村、弥彦村、湯沢町、西桂町、山中湖村、中川村、下條村、豊丘村、池田町、白馬村、高山村、坂祝町、白川村、飛島村、宇治田原町、川西町、海士町、西粟倉村、芸西村、吉富町、上毛町、玉東町、木城町、十島村、喜界町、天城町、和泊町、与論町、大宜味村、東村、座間味村、粟国村、伊平屋村、伊是名村 (51団体)	新篠津村、鹿部町、今金町、黒松内町、真狩村、留寿都村、共和町、泊村、仁木町、月形町、新十津川町、当麻町、中富良野町、南富良野町、猿払村、幌延町、小清水町、訓子府町、大空町、豊浦町、杜管町、安平町、上土幌町、新得町、浜中町、標茶町、標津町、田舎館村、横浜町、東通村、平泉町、川崎町、大畑町、大湯村、大江町、金山町、五霞町、横瀬町、長瀬町、神崎町、芝山町、長柄町、御宿町、大島町、利島村、神津島村、三宅村、青ヶ島村、中井町、出雲崎町、粟島浦村、美浜町、おおい町、道志村、南牧村、立科町、青木村、飯島町、阿智村、平谷村、売木村、泰阜村、喬木村、木祖村、大桑村、麻績村、生坂村、朝日村、木島平村、南伊豆町、松崎町、木曾岬町、度会町、御浜町、甲良町、多賀町、井手町、安堵町、高取町、明日香村、広川町、美浜町、印南町、日高川町、太地町、三朝町、吉賀町、西ノ島町、新庄村、奈義町、久米南町、直島町、琴平町、北川村、本山町、土佐町、橋原町、糸田町、大任町、赤村、玄海町、大町町、東彼杵町、南関町、南小国町、産山村、高森町、水上村、九重町、高原町、東串良町、中種子町、宇検村、瀬戸内町、伊仙町、知名町、国頭村、伊江村、久米島町、多良間村 (120団体)	知内町、長万部町、江差町、厚沢部町、寿都町、蘭越町、喜茂別町、京極町、赤井川村、南幌町、奈井江町、由仁町、浦臼町、秩父別町、雨竜町、北竜町、比布町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、小平町、羽幌町、遠別町、天塩町、浜頓別町、枝幸町、豊富町、清里町、置戸町、佐呂間町、湧別町、興部町、雄武町、洞爺湖町、平取町、えりも町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、厚岸町、弟子屈町、羅臼町、蓬田村、西目屋村、大間町、田子町、新郷村、住田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、西川町、女川町、五城目町、八郎潟町、井川町、東成瀬村、西川町、朝日町、大石田町、最上町、舟形町、大蔵村、戸沢村、飯豊町、河内町、長野原町、草津町、片品村、東秩父村、長南町、大高喜町、舘南町、八丈町、真鶴町、関川村、池田町、小海町、南相木村、北相木村、長和町、阿南町、上松町、南木曾町、玉滝村、筑北村、小谷村、野沢温泉村、信濃町、小川村、栄村、関ヶ原町、七宗町、東白川村、河津町、川根本町、設楽町、東栄町、大台町、大紀町、山添村、三宅町、古座川町、北山村、智頭町、江府町、飯南町、川本町、美郷町、津和野町、知夫村、安芸太田町、大崎上島町、神石高原町、勝浦町、佐那河内村、美波町、上島町、松野町、奈半利町、田野町、中土佐町、越知町、日高村、津野町、三原村、小竹町、東峰村、添田町、太良町、小国町、津奈木町、多良木町、湯前町、相良村、山江村、荻北町、西米良村、三島村、南種子町、大和村、渡名喜村 (149団体)	三笠市、上ノ国町、乙部町、奥尻町、せたな町、島牧村、神恵内村、古平町、妹背牛町、沼田町、愛別町、上川町、占冠村、音威子府村、中川町、幌加内町、増毛町、苫前町、初山別村、中頓別町、礼文町、利尻町、利尻富士町、津別町、滝上町、むかわ町、様似町、白糠町、外ヶ浜町、深浦町、大鱒町、風間浦村、佐井村、葛巻町、西和賀町、七ヶ宿町、小坂町、上小阿仁村、藤里町、八峰町、真室川町、鮭川村、小国町、上野村、下仁田町、榑原村、奥多摩町、穴水町、早川町、南部町、小菅村、根羽村、大鹿村、川南町、西伊豆町、豊根村、笠置町、和東町、南山城村、伊根町、千早赤阪村、曾爾村、吉野町、十津川村、下北山村、紀美野町、九度山町、高野町、由良町、すさみ町、若桜町、日南町、日野町、阿武町、上勝町、神山町、那賀町、牟岐町、海陽町、つるぎ町、久万高原町、伊方町、東洋町、安田町、馬路村、大川村、仁淀川町、大月町、小値賀町、五木村、球磨村、姫島村、諸塚村、椎葉村、美郷町、日之影町、五ヶ瀬町、錦江町、南大隅町 (99団体)	夕張市、川上村 (1団体)		

※人口は2015年時点 ※下線(赤文字)は2040年の人口が下位の人口区分へ変動する団体。枠囲み(緑文字)は2040年の人口が上位の人口区分へ

※太枠は各人口段階において団体数が最も多い人口増減率のカテゴリ

※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H30.3)」から作成
※ 地域別将来推計人口では福島県内市町村は推計がないため、市区町村数の合計は1,682としている。

2. 地方公営企業の制度概要

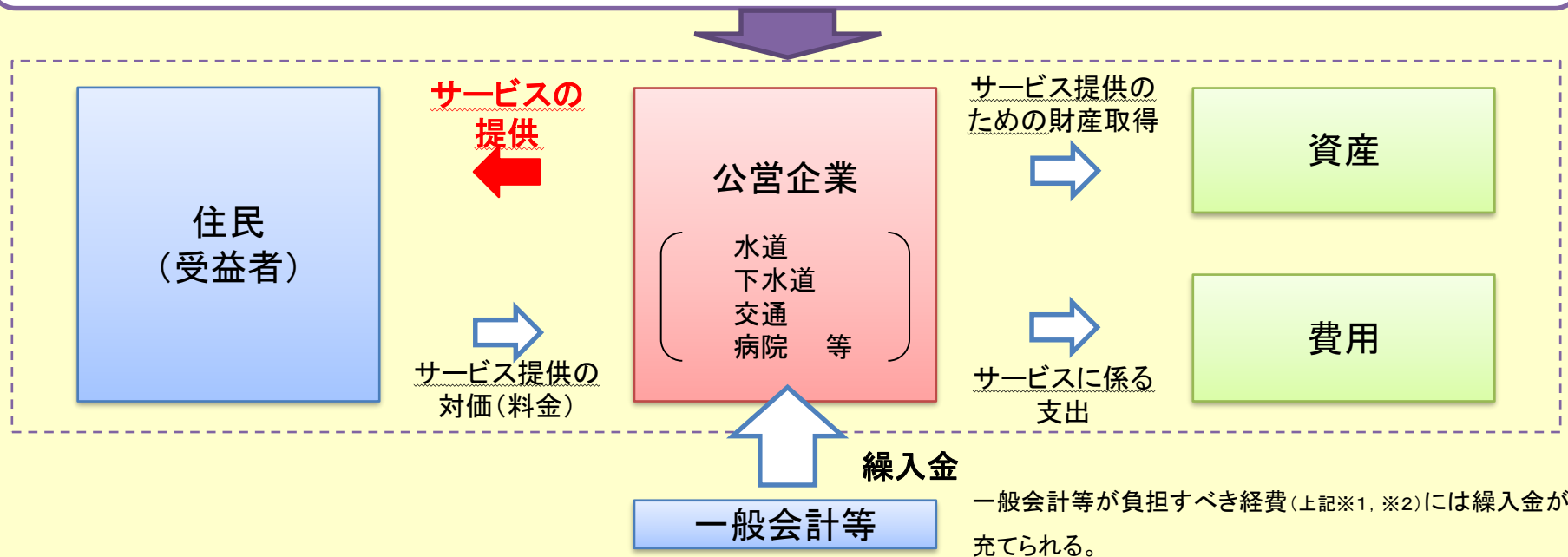
公営企業とは

- 公営企業とは、地方公共団体が行う事業のうち、“企業”と観念されるもの。
- 一般会計においては税金等を財源として事業が行われるのに対し、公営企業の事業に要する経費については、原則として事業の経営に伴う収入が充てられる。
- 上記の例外として事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費(※1)、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費(※2)については、一般会計等からの繰入金が充てられる。

※1:【例】水道事業における、公共の消防のための消火栓に要する経費 ※2:【例】病院事業における、へき地医療に要する経費

公営企業の経理について

- 一般会計が負担すべき経費を除き、料金収入で賄う独立採算による経営が行われる。
- 独立採算の原則に基づく経済活動を常に明確に把握するため、特別会計を設置して、一般会計と区分する。
- 地方公営企業法を適用する公営企業においては、一般会計と異なり企業会計方式による経理が行われる。



地方公営企業法の適用範囲

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

<法適用事業>

(地公企法の規定を適用する事業)

<当然適用事業>

(地公企法2①②)

【全部適用事業】

- 水道
- 工業用水道
- 交通(軌道)
- // (自動車)
- // (鉄道)
- 電気
- ガス

【財務規定等適用事業】

- 病院

<任意適用事業>

(地公企法2③)

自主的に適用

- 交通(船舶)
- 簡易水道
- 港湾整備
- 市場
- と畜場
- 観光施設
- 宅地造成
- 公共下水道
- その他下水道
- 介護サービス
- 駐車場整備
- 有料道路
- その他
(有線放送等)

※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業。

※ 地方公営企業のうち、法適用企業は3,722事業、法非適用事業は4,500事業となっている。(令和元年度)

◎地方公共団体では、法非適用事業に地方公営企業会計を自主的に適用することが望まれる。

3. 地方公営企業の現状と課題

地方公営企業の役割

- 地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っている。
- こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼び、サービスの生産提供に要する経費は、対価として受益者から受け取る料金収入により賄うことを原則とした、自立的な生産経済活動を行う。

主な地方公営企業の事業全体に占める割合（令和元年度）

事業	指標	全事業	左記にしめる 地方公営企業 の割合	地方公営企業の 事業数
水道	現在給水人口	1億2,456万人	99.6%	1,856
工業用水道	年間総配水量	43億5百万m ³	99.9%	155
鉄軌道	年間輸送人員	251億90百万人	10.3%	14
自動車運送	年間輸送人員	45億32百万人	19.0%	24
電気	年間発電電力量	8,631億86百万kWh	0.9%	98
ガス	年間ガス販売量	1兆7,146億1百万MJ	1.6%	25
病院	病床数	1,529千床	11.2%	623
下水道	汚水処理人口	1億1,636万人	90.4%	3,617

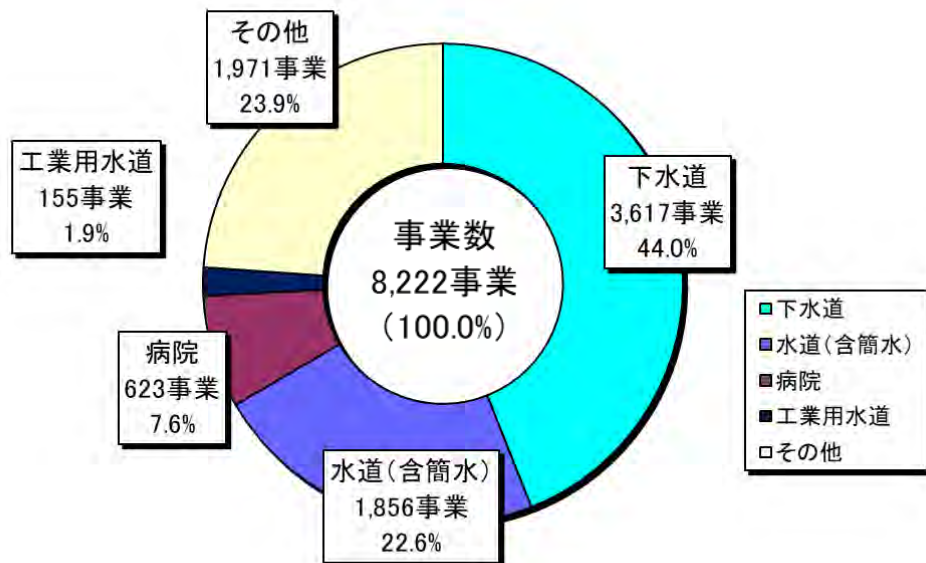
上記のほか、船舶、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、有料道路、駐車場、介護サービスなどの事業がある。

地方公営企業の事業数(令和元年度決算)

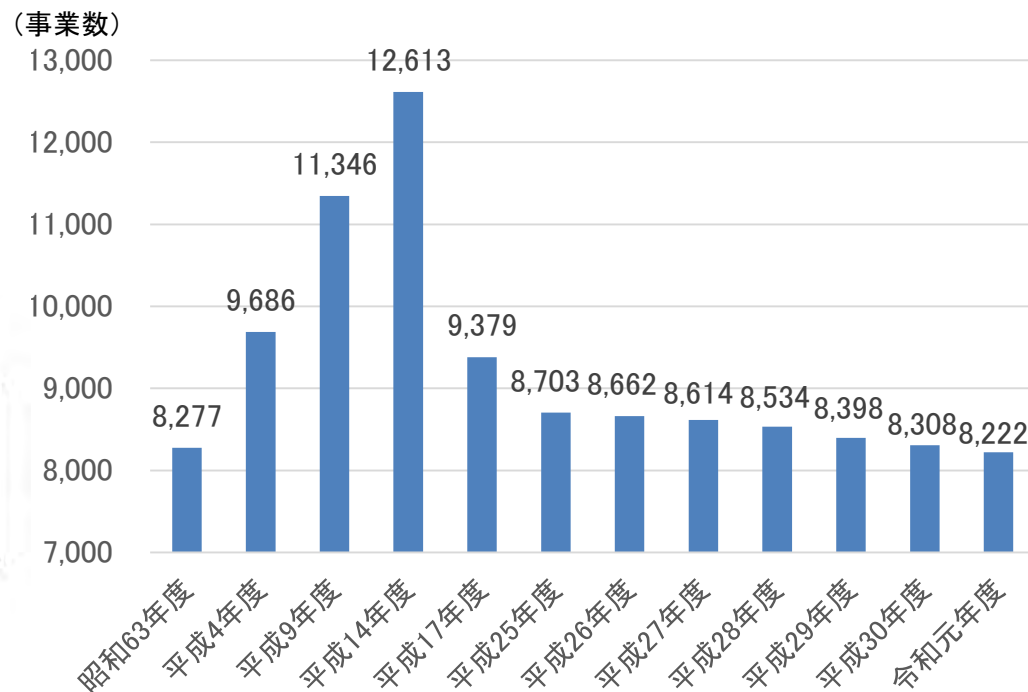
事業数は、令和元年度末現在8,222事業で、前年度末に比べ86事業、1.0%減少している。

事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。

地方公営企業の事業数の状況（令和元年度末）



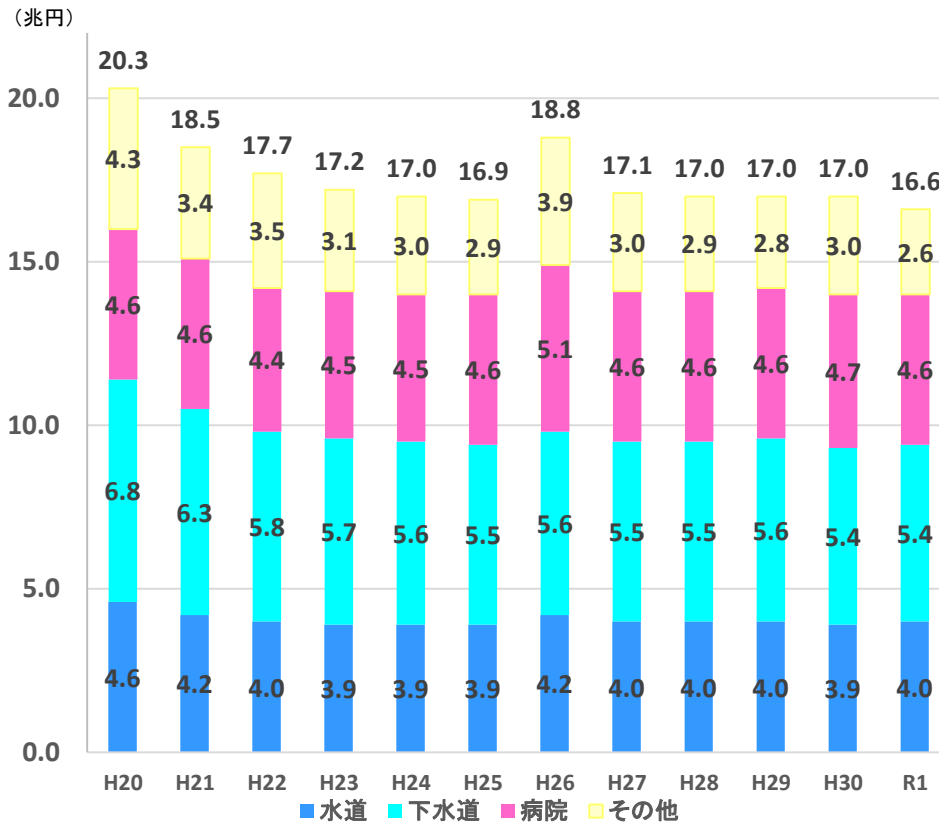
地方公営企業の事業数の推移



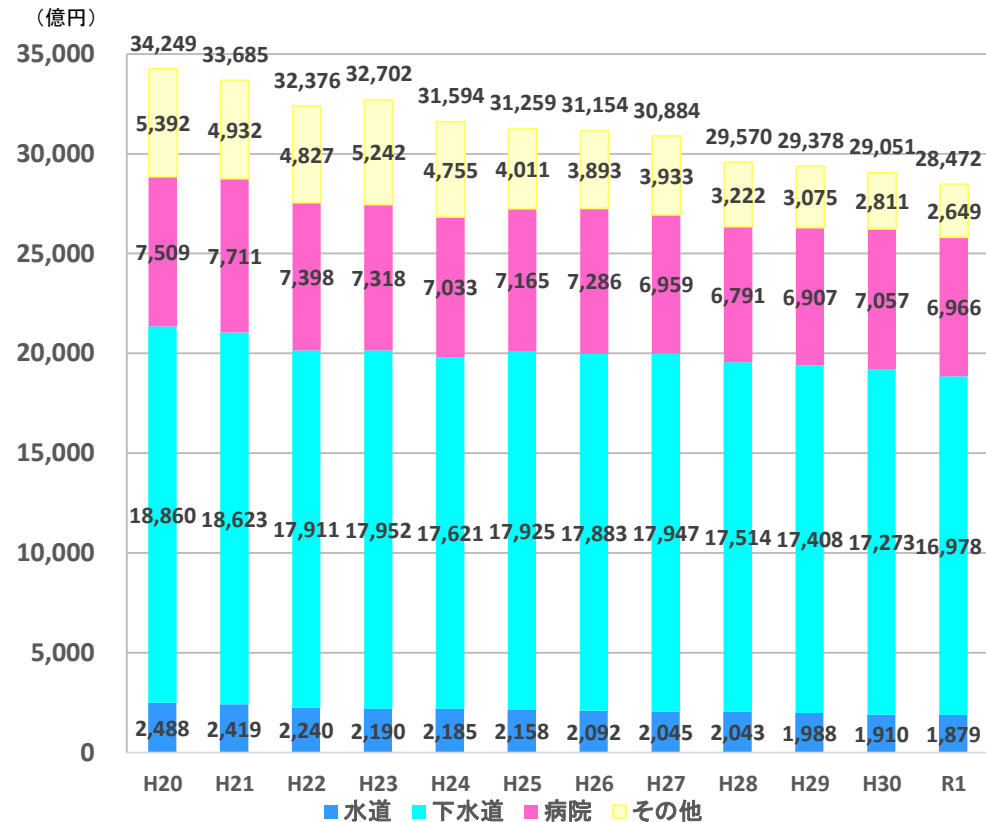
地方公営企業の現状 (1)

- 決算規模は、令和元年度決算で16兆5,880億円(対前年度△3,917億円、2.3%減少)であり、ここ数年は横ばいの傾向にある。(平成26年度決算は、会計基準の見直しに伴い規模が拡大)
- 他会計繰入金は、令和元年度決算で2兆8,472億円(対前年度△579億円、2.0%減少)。近年は減少傾向にあるが、繰入額が大きい事業のうち、下水道事業は減少傾向にあり、病院事業は横ばいの傾向にある。

地方公営企業の決算規模の推移



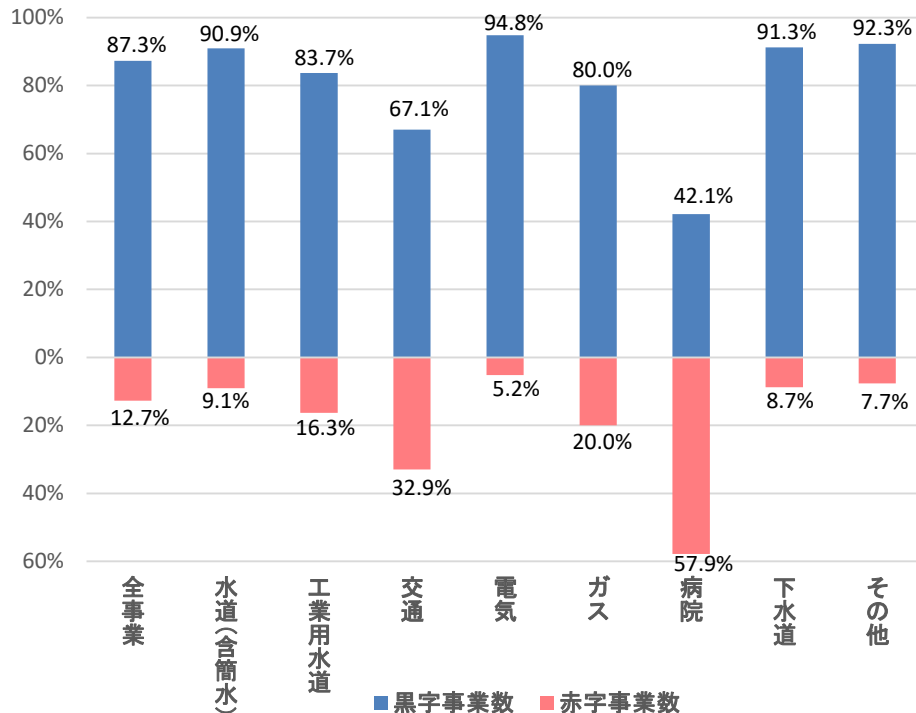
地方公営企業の他会計繰入金の推移



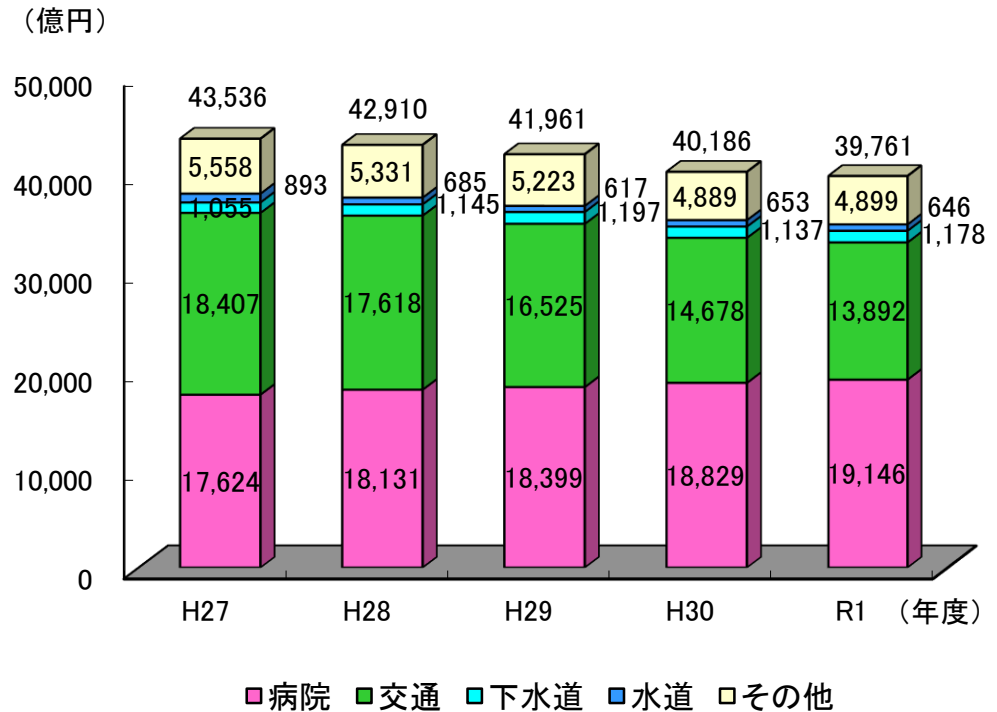
地方公営企業の現状 (2)

- 令和元年度決算では黒字事業数は7,110事業(全体の87.3%)であり、赤字事業数は1,038事業(全体の12.7%)となっている。事業別にみると、病院事業では約58%が赤字事業となっている。
(※事業数は決算対象事業数(建設中のものを除く。)であり、年度末事業数とは一致しない。)
- 累積欠損金は、令和元年度決算で3兆9,761億円(対前年度△425億円、1.1%減少)。
近年は交通事業における経営改善等により、減少傾向にある。

地方公営企業の黒字(赤字)事業数の事業別割合



地方公営企業の累積欠損金の推移



公営企業を取り巻く課題と経営改革の推進

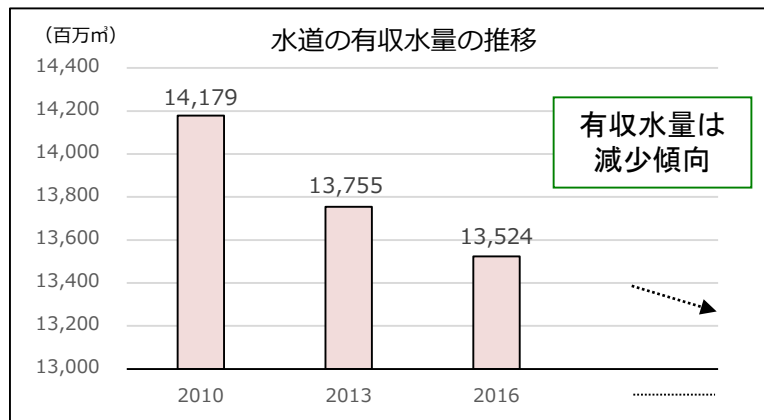
公営企業の役割

水道事業、下水道事業や公立病院など、公営企業は、住民生活に密接に関連したサービスを提供

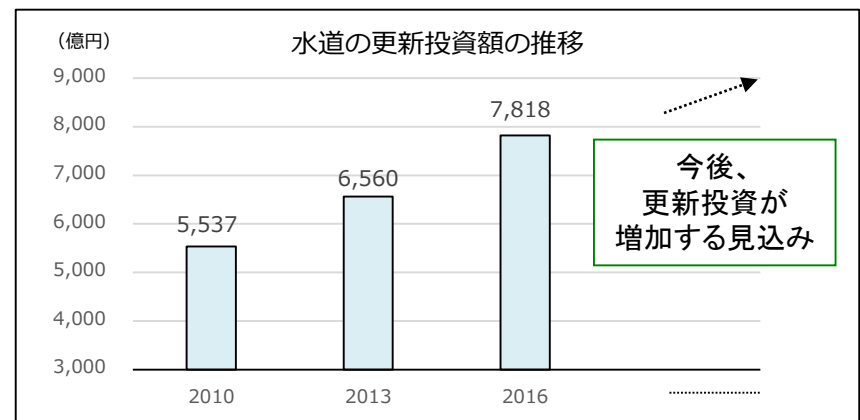
課題

急激な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等、公営企業の経営環境が厳しくなる中で、将来にわたり持続的な経営を確保していく必要

水道事業の例



※有収水量：料金徴収の基礎となった年間給水量



経営改革の推進

経営戦略の策定

- 将来の需要予測に基づく投資試算や財源試算を行った、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を推進

公営企業会計の適用拡大

- 経営状況(損益情報・ストック情報等)を的確に把握できるよう、公営企業会計(複式簿記・発生主義)の適用を推進

広域化の推進

- 水道事業、下水道事業について経営統合、施設の共同設置・共同利用、事務の広域的処理など、広域化を推進

地方公営企業を取り巻く経営環境の変化(今後)

今後予想される経営環境の変化

急速な人口減少と人口の低密度化

水道・下水道事業の将来需要の大幅な減少

水道・下水道事業の料金収入の大幅な減少のおそれ

専門人材の確保が困難に

インフラ資産の大規模な更新時期の到来

着実な更新のための投資額の増大



ハード・ソフトとも将来需要に基づく供給体制の適正規模化の要請

管路等については更新需要の平準化と着実な更新、
浄水場等の施設についてはダウンサイジングや広域化

- 水道・下水道事業の経営環境は更に厳しさを増していくことが予想される。
- 特に、現時点でも経営条件の厳しい人口が低密度の地域等においては、更なる低密度化により、料金回収率の低下等、更なる経営悪化のおそれ

これまでの延長線上での対策では、
経営が成り立たなくなる可能性が高い。

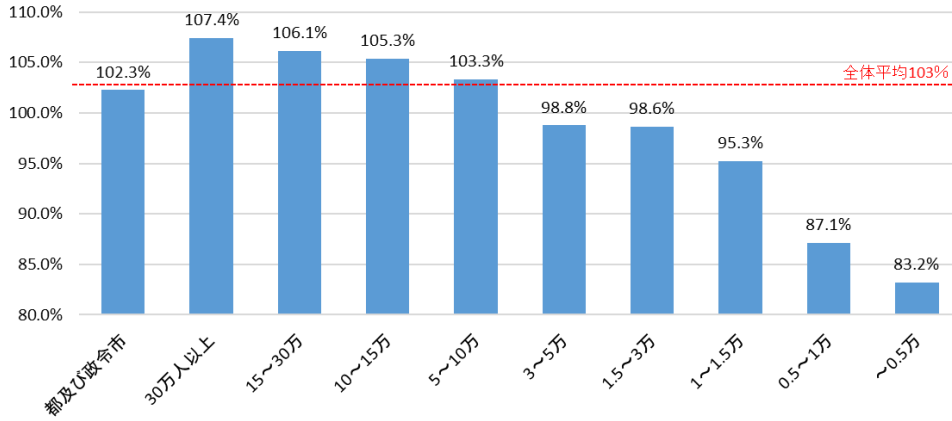
鍵となるのは、

- ❑ 安全かつ安心かつ持続可能な事業の維持更新のための「賢い」投資
- ❑ 広域化、民間活用等を含めた「抜本的な改革」
- ❑ 水道・下水道事業以外の民間代替性の高い公営企業は、事業そのものの意義を検証した上で、事業廃止、民営化・民間譲渡等を含めた「抜本的な改革」

水道事業の現状と課題(1)

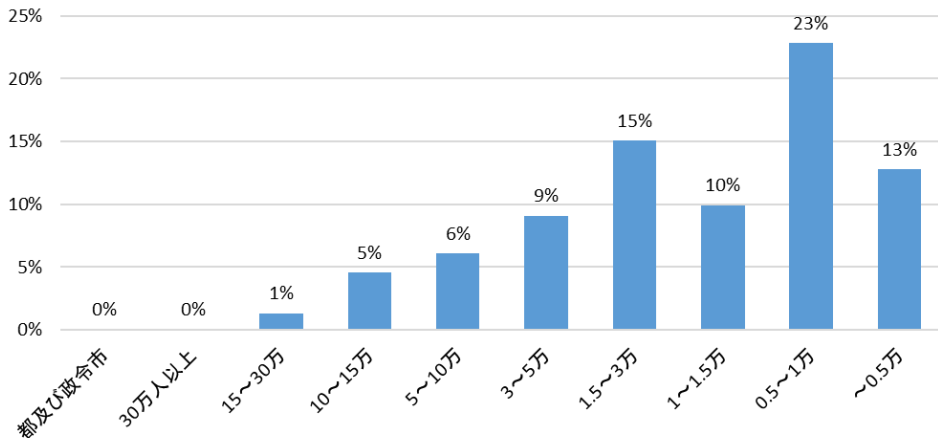
- 給水人口が少ないほど、料金回収率が低くなる傾向にあり、赤字団体の割合も、給水人口が少ない団体に多い傾向がある。
- 投資額の減少とともに、管路更新率も低下しており、耐用年数を超えた管路が増加している。
- 今後、これまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。

上水道事業における給水人口別の料金回収率



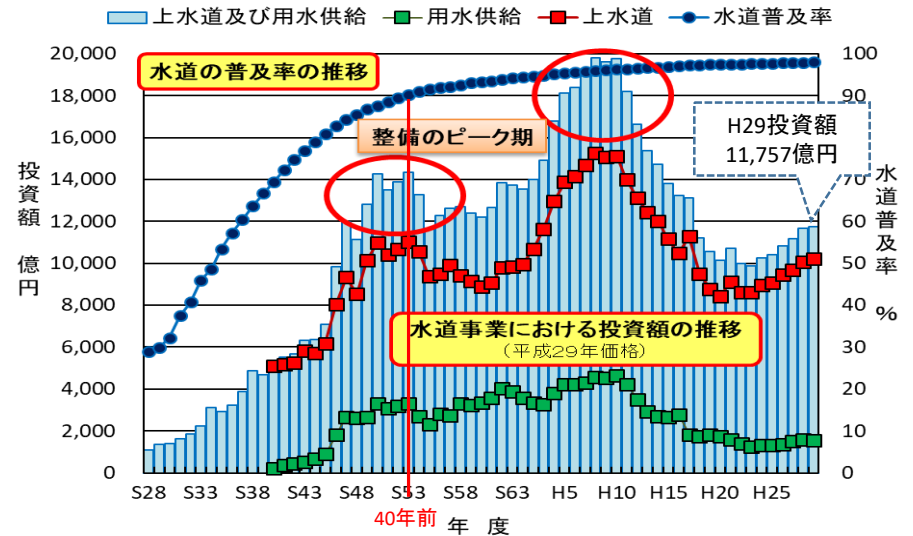
令和元年度地方公営企業決算状況調査より

上水道事業における給水人口別団体数に占める赤字団体の割合

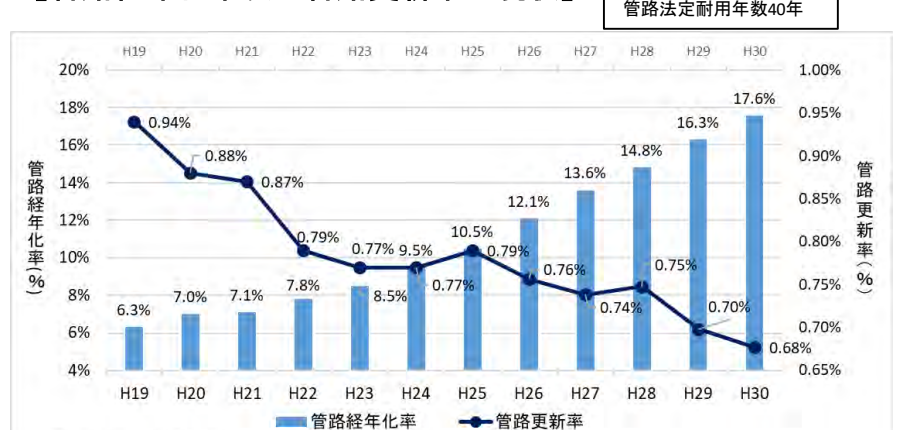


令和元年度地方公営企業決算状況調査より

【水道への投資額の推移】



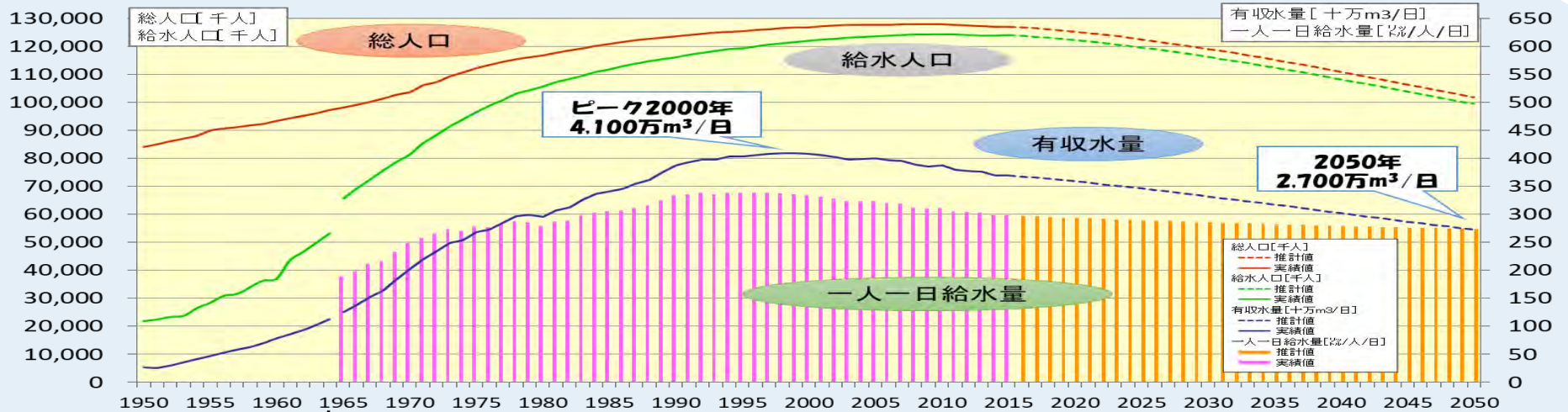
【管路経年化率及び管路更新率の現状】



出典：日本水道協会 水道統計

水道事業の現状と課題(2)

- 急速な人口減少により、2050年には有収水量がピーク時の約2/3程度まで減少する見通し
- これに伴い、すでに減少局面にある料金収入は、さらに減少圧迫を受け、経営環境が厳しくなるが、給水人口規模の小さい団体ほど、その影響は大きい。



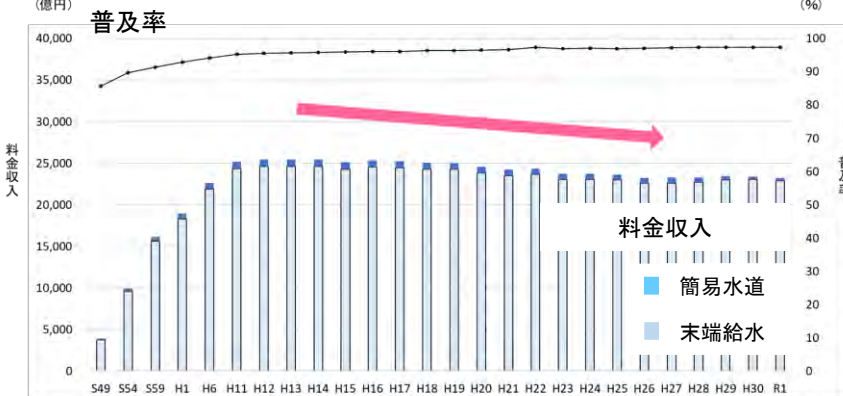
協会会員の上水道事業者のみ対象 (1964以前) / 全ての上水道事業者及び簡易水道事業者対象 (1965以後)

【実績値 (～2015) 水道統計 (日本水道協会) 「給水人口」「有収水量」は、上水道及び簡易水道の給水人口、有収水量である。一人一日給水量=有収水量÷給水人口

【推計方法】
 ①給水人口：日本の将来推計人口(平成29年推計)に、上水道及び簡易水道の普及率(H27実績97.6%)を乗じて算出した。
 ②有収水量：家庭用と家庭用以外に分類して推計した。家庭用有収水量=家庭用原単位×給水人口
 家庭用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であるため、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率(0.310)で設定した。
 ③一人一日給水量：一人一日給水量=有収水量÷給水人口

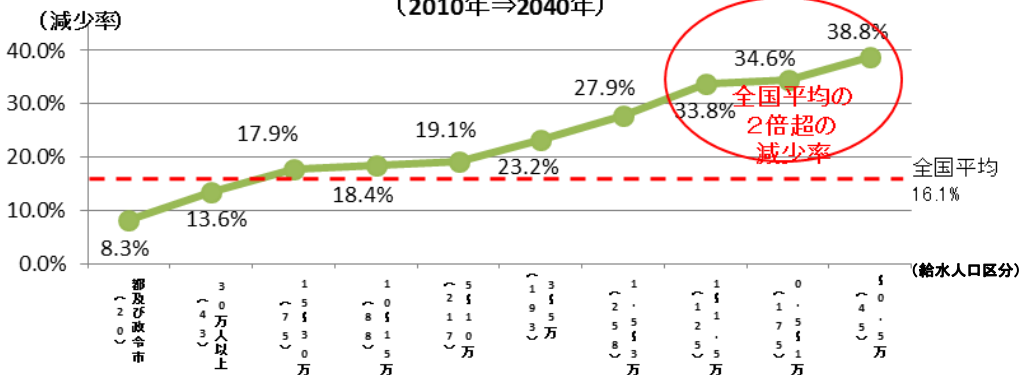
※ 厚生労働省作成資料を一部加工

水道事業料金収入推移



出典：地方公営企業決算状況調査

給水人口規模別の人口減少率 (2010年⇒2040年)

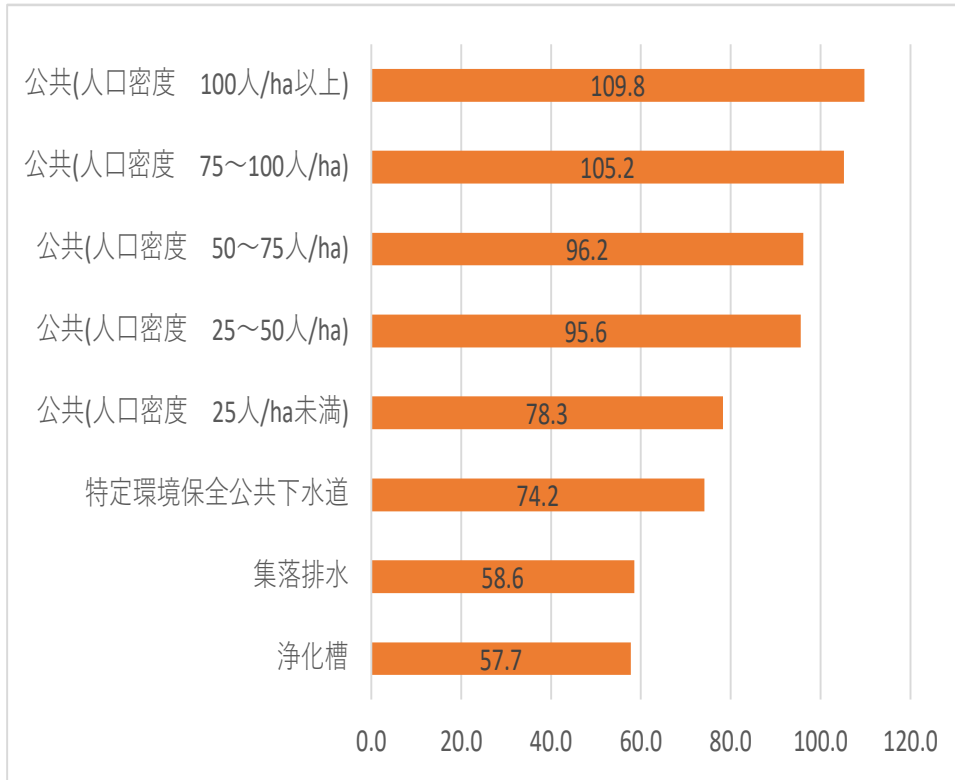


※ 2010年から2040年の人口減少率
 ※ 減少率は各給水人口区分内の団体の単純平均
 ※ 福島県及び一部の末端事業者の推計人口のデータがないため、上水道末端事業者数と一致しない

下水道事業の現状と課題

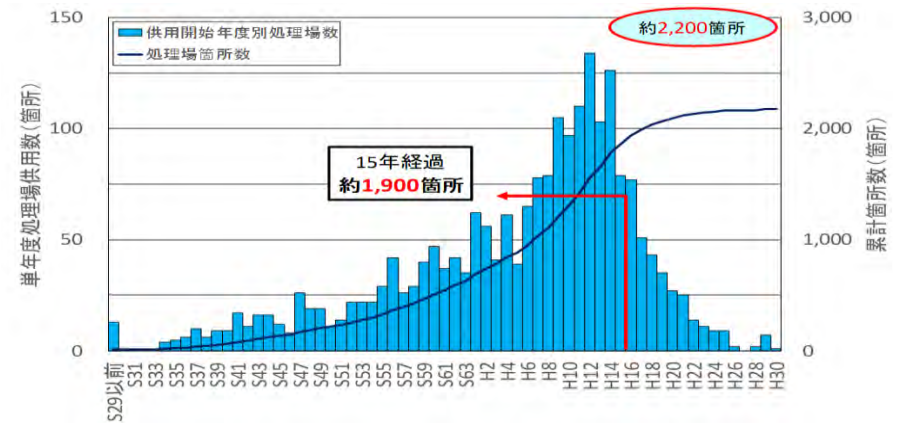
- 処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で、必要な汚水処理費用を使用料収入で賄っている割合を示す経費回収率が低い傾向がある。
- 今後、処理場、管路施設などのこれまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。

■ 経費回収率(%) (R1年度)

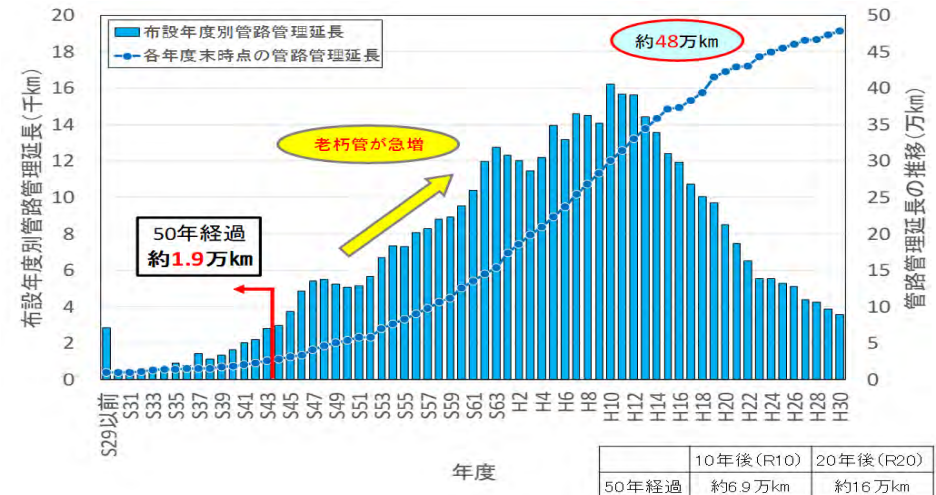


注)
 経費回収率: 使用料単価/汚水処理原価
 公共: 公共下水道
 人口密度: 処理区域内人口密度
 集落排水: 農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設
 浄化槽: 特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設

■ 処理場の年度別供用箇所数(H30年度)



■ 管路施設の年度別管理延長(H30年度)



全国の病院に占める公立病院の役割

- 全国の病院に占める公立病院の割合は、病院数で約10%、病床数で約14%。
- 民間病院の立地が困難なへき地等における医療や、救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に係る医療、民間病院では限界のある高度・先進医療の多くを公立病院が担っている。

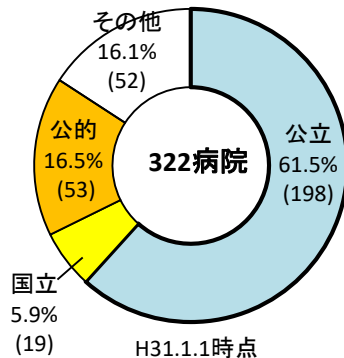
○全国の病院に占める公立病院の割合

	病院数	病床数
全 体	8,342	1,539,089
公 立	865 (10.4%)	207,228 (13.5%)
国 立	324 (3.9%)	126,896 (8.2%)
公 的	341 (4.1%)	106,544 (6.9%)
そ の 他	6,812 (81.6%)	1,098,421 (71.4%)

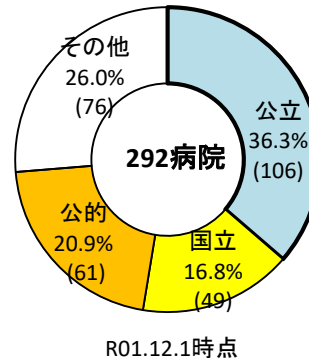
※表は医療施設動態調査（平成31年3月末）（厚労省）より作成
 ※表の「公立病院」は、地方公営企業の病院及び公営企業型地方独立行政法人病院
 ※表の「公的病院」は、公立大学附属病院や日本赤十字社、済生会、厚生連等が開設・運営する病院

○自治体病院の役割

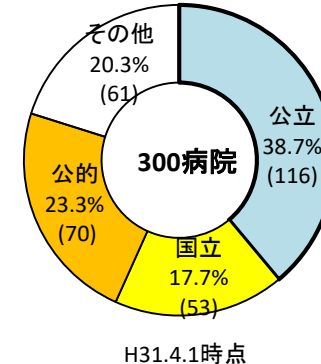
へき地医療拠点病院



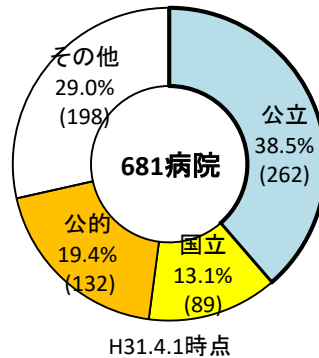
救命救急センター



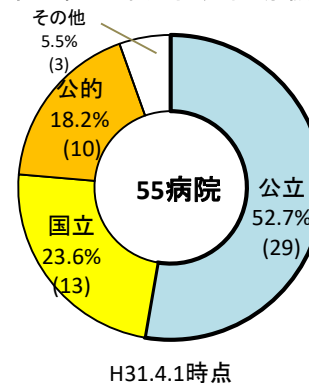
地域周産期母子医療センター



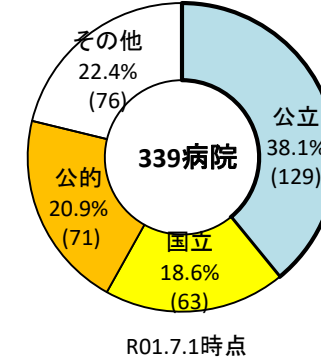
災害拠点病院



第一種感染症指定医療機関



地域がん診療連携拠点病院



（出典：厚労省調査より作成）

4. 地方公営企業の更なる経営改革の取組

公営企業における更なる経営改革の推進

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念



さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・PDCA

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において令和2年度までに策定するとともに、PDCAサイクルにより必要な見直しを図る

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・
公営で行う必要性 (※1)

②事業としての持続可能性

③経営形態
(事業規模・範囲・担い手)

事業廃止

民営化・民間譲渡

広域化等 (※2)

民間活用

(※1): 水道事業及び下水道事業については、公営で行う必要性が高く、地方公共団体の事業主体としての位置づけが法定されていることから、②・③を議論し、広域化等及び民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化や病院事業における再編・ネットワーク化を含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

更なる経営改革のスケジュール

業務	年度	～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5～	
抜本的改革		集中的取組を要請 [H21～H25]	○留意事項通知により抜本的改革の取組を要請 [H26.8]		○あり方研究会報告書公表 [H29.3] ○「先進・優良事例集」公表 [H29.3]		○「先進・優良事例集」更新 [H30.4]	○「先進・優良事例集」更新 [H31.4]	○「先進・優良事例集」更新 [R2.10]				
	広域化等			(水道事業) ○広域連携検討体制の構築を要請 [H28.2]		(下水道事業) ○広域化・共同化計画の策定を要請 [H30.1]	(水道事業) ○広域化通知によりプラン策定を要請 [H31.1]					抜本的改革の取組を引き続き推進	
経営戦略			○留意事項通知により経営戦略策定を要請 [H26.8] ○新公立病院改革ガイドライン公表 [H27.3]	○経営戦略策定ガイドライン公表 [H28.1] ○策定推進通知発出 [H28.1]	○経営戦略策定ガイドライン改訂 [H29.3]		抜本的改革の取組内容を反映 ○策定・改定推進通知発出 [H31.3]						
※ 病院事業においては、「新公立病院改革プラン」				全ての病院事業について策定			全ての事業について策定					PDCAによる改定・見直し	
「見える化」	公営企業会計適用		○会計適用推進通知発出 [H27.1] ○法適用マニュアル公表 [H27.1]		会計適用推進通知による「集中取組期間」 人口3万人以上の団体における下水道事業及び簡易水道事業について適用推進			○会計適用推進通知発出 [H31.1] ○法適用マニュアル改訂 [H31.3]					会計適用推進通知による「拡大集中取組期間」(～R5) 人口3万人未満の団体における下水道事業及び簡易水道事業のほか、その他の法非適用事業にも取組を拡大
	経営比較分析表			○水道・下水道事業を公表 [H28.2]		○バス・電気事業を公表 [H29.9]	○観光施設・駐車場整備事業を公表 [H30.4] ○病院事業を公表 [H30.11]	○工業用水道事業を公表 [R2.3]					公表分野の拡大等 引き続き作成・公表

《用語凡例》

- 留意事項通知 : 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け公営企業課長等通知)
- 広域化通知 : 「「水道広域化推進プラン」の策定について」(平成31年1月25日付け総務省自治財政局長等通知)
- 策定推進通知 : 「「経営戦略」の策定推進について」(平成28年1月26日付け公営企業課長等通知)
- 策定・改定推進通知 : 「「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」(平成31年3月29日付け公営企業課長等通知)
- 会計適用推進通知 : 「公営企業会計の適用の推進について」(平成27年1月27日付け総務大臣通知)等・「公営企業会計の適用の更なる推進について」(平成31年1月25日付け総務大臣通知)等

(参考)政府及び総務省の最近の動向

第3章 「新たな日常」の実現

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ

① 持続可能な地方自治体の実現等

水道・下水道の広域化計画の中にシステム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項も盛り込むよう促すとともに、その実現に向け、都道府県が広域的な地方自治体として、関係市町村と連携体制を構築し、主体的に取り組むよう求める。民間知見の取込みのため、性能発注推進、PFI推進及びデータの地方自治体をまたいだ活用を推進する。

地方公営企業について、公営企業の業務効率化とデジタル化を徹底して進めるとともに、実情や費用対効果を踏まえつつ、全公営企業の公営企業会計への移行を5年以内を実現することを目指し工程を明確化する。

「経済財政運営と改革の基本方針2020」は、現下の情勢下では政府として新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であることから、令和3年度概算要求の仕組みや手続をできる限り簡素なものとするのと歩調を合わせ、記載内容を絞り込み、今後の政策対応の大きな方向性に重点を置いたものとしている。「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)のうち、本基本方針に記載がない項目についても、引き続き着実に実施する。

5. 経営戦略の策定の推進

公営企業における更なる経営改革の推進

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念



さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・PDCA

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において令和2年度までに策定するとともに、PDCAサイクルにより必要な見直しを図る

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・
公営で行う必要性 (※1)

事業廃止

②事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

③経営形態
(事業規模・範囲・担い手)

広域化等 (※2)

民間活用

(※1): 水道事業及び下水道事業については、公営で行う必要性が高く、地方公共団体の事業主体としての位置づけが法定されていることから、②・③を議論し、広域化等及び民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化や病院事業における再編・ネットワーク化を含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

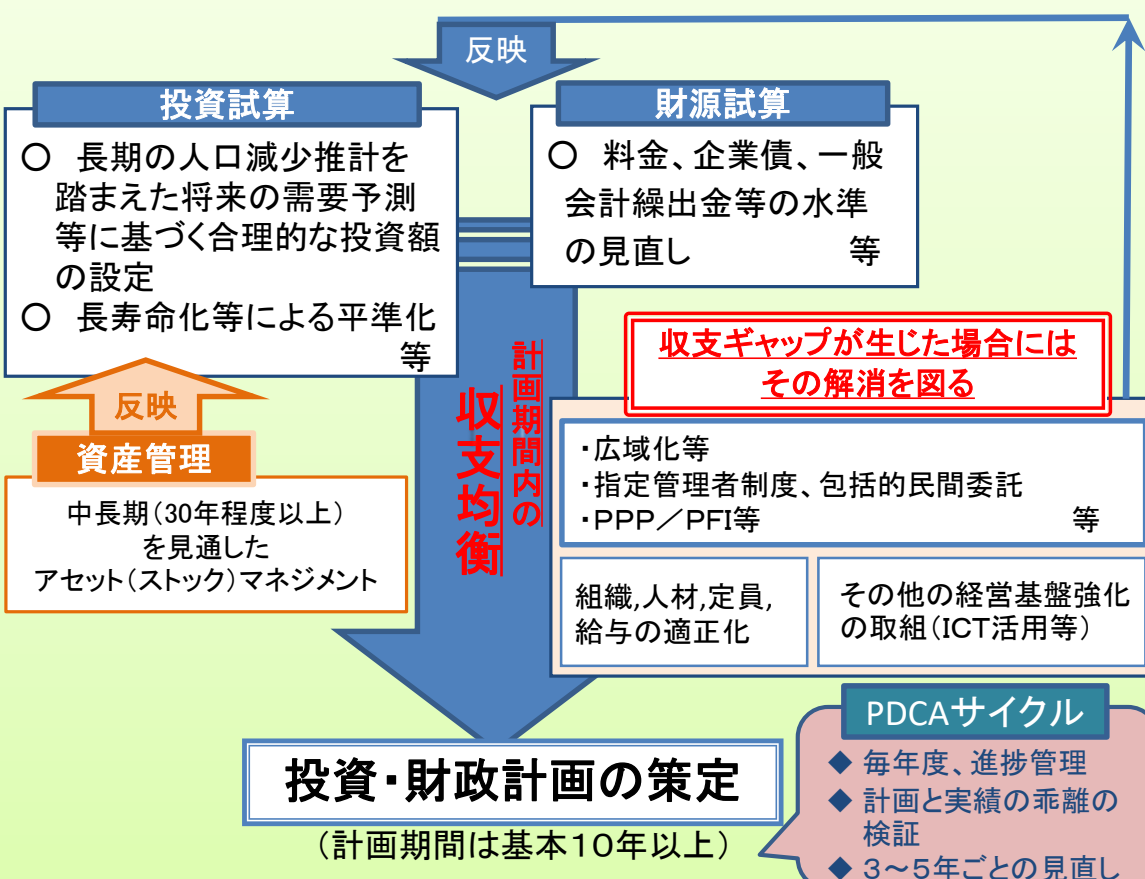
経営比較分析表の作成・公表

公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について

- 各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

- 令和2年度までに策定率100%とすることを要請。
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)
- 令和7年度までに見直し率100%とすることを要請。
(令和3年1月22日付け公営企業三課室長事務連絡)

経営戦略 [イメージ]



- 経営基盤強化と財政マネジメントの向上のツール
- 経営健全化に向けた議論の契機とするため住民・議会に対して「公開」

経営戦略の策定・改定の推進

○「経営戦略策定ガイドラインの策定・公表

(平成28年1月策定・公表、平成29年3月改訂)

- ⇒ 平成31年3月に「**経営戦略策定ガイドライン**」を再改訂し、事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「**経営戦略策定・改定マニュアル**」を作成。

ガイドライン等の改訂内容

- ・「経営戦略」の策定後も、毎年度、進捗管理や計画実績との乖離検証を行い、**3年~5年ごとの改定**が必要。
- ・収支均衡を図るため、ストックマネジメント、公営企業会計の導入、料金水準の適正化の議論などを反映し、**質の向上**を図るよう要請。

策定状況

(毎年度、策定状況を調査・公表)

- **令和2年度までに92.3%が策定予定**。
(令和2年3月31日時点の策定率は63.3%。)

財政措置等

- 経営・財務マネジメント強化事業(令和3年度から)
- 経営戦略の策定を要件としている地方財政措置
 - ・水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設(浄水場、管路等)の建設改良事業
 - ・下水道事業の高資本費対策

「経営戦略」の策定・改定に係る通知

①留意事項通知（平成26年8月29日）

（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）

- ・ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行等を契機とした、集中的な抜本改革の推進（平成21年度～25年度）は一区切りとし、その後の経営健全化の取組について通知。
- ・ 将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
- ・ その他、地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入などを促す。

②策定推進通知（平成28年1月26日）

（「経営戦略」の策定推進について」総財公第10号・総財営第2号・総財準第4号総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）

- ・ **令和2年度までの経営戦略策定を要請**
（「経済・財政再生計画改革工程表」（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）の目標：令和2年度までに100%）
- ・ 「経営戦略策定ガイドライン」を公表（留意事項通知の内容を充実。事業ごとの「経営戦略ひな形様式」を作成。）
- ・ 経営戦略の策定に要する経費に係る地方財政措置を設定（平成28年度から）
- ・ 水道事業の高料金対策及び下水道事業の高資本費対策に要する経費に係る地方財政措置について、経営戦略策定を要件化（平成29年度から）

③経営戦略の策定に関するQ&A（平成28年5月12日）

- ・ 経営戦略の策定に関するQ&Aを公表

④「経営戦略策定ガイドライン改訂版」（平成29年3月31日）

（「経営戦略策定ガイドライン改訂版について」総財公第39号・総財営第41号・総財準第49号総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）

- ・ 「経営戦略策定ガイドライン改訂版」の公表（既存のガイドラインを充実）
- ・ 水道事業と下水道事業における先進的取組事例集を公表

⑤「経営戦略策定・改定ガイドライン」、「経営戦略策定・改定マニュアル」（平成31年3月29日）

（「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」平成31年3月29日総財公第45号・総財営第34号・総財準第52号総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）

- ・ 未策定事業に対する策定のほか、策定済み事業に対して質を高めるための改定を要請。
- ・ 経営戦略の策定や改定に当たっての指針として、基本的考え方や各事業の特性を踏まえた策定や改定上の留意点を、「経営戦略策定・改定ガイドライン」として取りまとめ、公表。
- ・ ガイドラインを踏まえ、各事業における経営戦略の策定や改定実務の手引書となる「経営戦略ひな形様式」と、ひな形様式への記載方法をまとめた「経営戦略策定・改定マニュアル」を公表。
- ・ 経営戦略の策定・改定に要する経費に係る地方財政措置を、令和2年度まで延長。

経営戦略の策定状況

経営戦略策定状況の「見える化」

経営戦略の策定状況

- **令和2年度までの策定を要請**（平成28年1月）。
- 令和2年3月31日時点の**策定率は63.3%**。**令和2年度までには、既に策定済みの事業を含め、92.3%が策定予定。**
- 一方、**策定予定年度未定の事業が5.5%**あるため、一層の策定推進が必要。

公営企業経営戦略の策定状況（令和2年3月31日）

（単位：事業）

	①策定済		②要請期間内に策定予定 令和2年度に策定予定		小計 (①+②)	③令和3年度に 策定予定	③策定予定年度 未定	合計
	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)				
水道	1,284 (70.6%)	478 (26.3%)	1,762 (96.9%)	21 (1.2%)	35 (1.9%)	1,818 (100.0%)		
うち上水道	970 (73.7%)	331 (25.2%)	1,301 (98.9%)	8 (0.6%)	7 (0.5%)	1,316 (100.0%)		
うち簡易水道	314 (62.5%)	147 (29.3%)	461 (91.8%)	13 (2.6%)	28 (5.6%)	502 (100.0%)		
工業用水道	88 (58.7%)	48 (32.0%)	136 (90.7%)	2 (1.3%)	12 (8.0%)	150 (100.0%)		
交通	36 (43.9%)	41 (50.0%)	77 (93.9%)	3 (3.7%)	2 (2.4%)	82 (100.0%)		
電気	37 (40.2%)	46 (50.0%)	83 (90.2%)	4 (4.3%)	5 (5.4%)	92 (100.0%)		
ガス	17 (73.9%)	4 (17.4%)	21 (91.3%)	2 (8.7%)	0 (0.0%)	23 (100.0%)		
港湾整備	9 (9.7%)	72 (77.4%)	81 (87.1%)	7 (7.5%)	5 (5.4%)	93 (100.0%)		
市場	13 (8.8%)	86 (58.5%)	99 (67.3%)	15 (10.2%)	33 (22.4%)	147 (100.0%)		
と畜場	3 (7.1%)	24 (57.1%)	27 (64.3%)	1 (2.4%)	14 (33.3%)	42 (100.0%)		
観光施設	42 (18.5%)	115 (50.7%)	157 (69.2%)	22 (9.7%)	48 (21.1%)	227 (100.0%)		
宅地造成	31 (9.5%)	146 (44.8%)	177 (54.3%)	25 (7.7%)	124 (38.0%)	326 (100.0%)		
駐車場	19 (10.6%)	121 (67.2%)	140 (77.8%)	14 (7.8%)	26 (14.4%)	180 (100.0%)		
下水道	2,689 (75.6%)	767 (21.6%)	3,456 (97.1%)	38 (1.1%)	64 (1.8%)	3,558 (100.0%)		
合計	4,268 (63.3%)	1,948 (28.9%)	6,216 (92.3%)	154 (2.3%)	368 (5.5%)	6,738 (100.0%)		

※地方債の償還のみの事業、廃止（予定）事業を含む合計は7,023事業。

経営戦略の改定状況

- 過去に改定実績のある事業が313（7.2%）、今後改定を予定している事業が2,133（49.1%）、改定予定未定は1,897（43.7%）。

策定状況の「見える化」

- 令和2年3月31日時点での**全都道府県・市町村の事業別の策定状況を、総務省HPにおいて公表済**（令和2年11月）。
- 今後、毎年度調査を実施し、**策定状況の「見える化」を推進**する。

公表例（宮城県内の公営企業を抜粋）

都道府県	団体名	事業名	事業詳細	経営戦略の策定状況					
				①策定済	②取組中	③未着手	(2又は3の場合)策定予定年度		
							R2	R3	未定
宮城県	宮城県	水道事業	上水道(用水供給)	○			-	-	-
宮城県	宮城県	工業用水道事業	工業用水道	○			-	-	-
宮城県	宮城県	下水道事業	流域下水道	○			-	-	-
宮城県	宮城県	下水道事業	特定環境保全公共下水道				-	-	-
宮城県	宮城県	港湾整備事業	港湾整備			○	○		
宮城県	宮城県	宅地造成事業	臨海土地造成			○			○
宮城県	宮城県	宅地造成事業	その他造成				-	-	-
宮城県	仙台市	水道事業	上水道(末端給水)	○			-	-	-
宮城県	仙台市	交通事業	自動車運送	○			-	-	-
宮城県	仙台市	交通事業	都市高速鉄道		○		○		
宮城県	仙台市	ガス事業	ガス	○			-	-	-
宮城県	仙台市	下水道事業	公共下水道	○			-	-	-
宮城県	仙台市	下水道事業	特定環境保全公共下水道	○			-	-	-

※網掛けは、地方債の償還のみの事業や、廃止（予定）事業など。

経営戦略の策定・改定の推進

未策定の事業や、既に経営戦略を策定している事業で**質を高めるための改定**に取り組む事業に対しては、「**策定・改定ガイドライン**」や「**策定・改定マニュアル**」のほか、**経営・財務マネジメント強化事業の活用を促し**、策定・改定を推進する。

(参考)新経済・財政再生計画改革工程表2020

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程 (取組・所管府省、実施時期)	21	22	23
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○経営戦略の見直し率【2025年度までの見直し率100%】</p> <p>○収支赤字事業数【2017年度決算(938事業)より減少】</p>	<p>3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進</p> <p>a. 経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進《総務省》</p> <p>b. <u>経営戦略が未策定の事業についてフォローアップを実施し、早期策定を促すため、地方団体に対するアドバイザー派遣による支援制度を創設するとともに、策定済の事業について一定期間ごとの見直しを推進。</u>《総務省》</p> <p>c. 経営比較分析表について、これまで順次公表してきた9分野における抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に比較できる形での公表を検討するなど、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進《総務省》</p> <p>d. 水道、下水道などの公営企業についてICT等デジタル技術を活用した管理を推進《総務省、関係府省》</p> <p>e. 経営戦略に沿った取組等の進捗状況を踏まえつつ、今後の公営企業制度の在り方の見直しを含め、公営企業の経営改革を更に推進する方策について検討。《総務省》</p>	→	→	→
	<p>○重点事業における公営企業会計の適用自治体数(人口3万人未満)【2024年度予算から対象団体の100%】</p> <p>○その他の事業における公営企業会計の適用事業数【増加】</p>	<p>4. 公営企業会計の適用促進</p> <p>a. 重点事業(下水道、簡易水道事業)について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても、特に小規模な団体の取組が円滑に進むよう支援するなど公営企業会計の適用を一層促進。《総務省》</p> <p>b. その他の事業(港湾整備、市場、と畜場、観光施設等)について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。《総務省》</p>	→	→	→

6(1). 抜本的な改革の検討の推進

公営企業における更なる経営改革の推進

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念



さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・PDCA

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において令和2年度までに策定するとともに、PDCAサイクルにより必要な見直しを図る

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・
公営で行う必要性 (※1)

事業廃止

②事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

③経営形態
(事業規模・範囲・担い手)

広域化等 (※2)

民間活用

(※1): 水道事業及び下水道事業については、公営で行う必要性が高く、地方公共団体の事業主体としての位置づけが法定されていることから、②・③を議論し、広域化等及び民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化や病院事業における再編・ネットワーク化を含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

公営企業の抜本的な改革の取組状況（令和元年度実績）

- 各公営企業において、その事業の特性に応じた抜本的な改革の取組が進められている。
- 令和元年度において、事業廃止112件、広域化等66件、包括的民間委託53件などの取組が実施されている。

事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方 独立行政法人(※1)		広域化等(※2)		指定管理者制度		包括的民間委託		PPP/PFI	
112 件		12 件		4 件		66 件		11 件		53 件		19 件	
県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村
3件	109件	1件	11件	1件	3件	4件	62件	0件	11件	5件	48件	3件	16件
水道	9	水道	0	水道	0	水道	20	水道	2	水道	14	水道	5
工業用水道	1	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	1	工業用水道	1	工業用水道	0	工業用水道	0
交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0
電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0
ガス	2	ガス	1	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	1
病院	8	病院	1	病院	4	病院	4	病院	3	病院	0	病院	2
下水道	25	下水道	0			下水道	29	下水道	0	下水道	35	下水道	9
簡易水道	16	簡易水道	0			簡易水道	11	簡易水道	0	簡易水道	3	簡易水道	0
港湾整備	1	港湾整備	0			港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	1	市場	0			市場	0	市場	0	市場	0	市場	0
と畜場	3	と畜場	0			と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	17	宅地造成	1			宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	1
有料道路	0	有料道路	0			有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	10	駐車場	2			駐車場	0	駐車場	1	駐車場	0	駐車場	1
観光	5	観光	3			観光	1	観光	1	観光	0	観光	0
介護サービス	14	介護サービス	4			介護サービス	0	介護サービス	3	介護サービス	0	介護サービス	0
その他	0	その他	0			その他	0	その他	0	その他	1	その他	0

(※1) 公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。

(※2) 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化や病院事業における再編・ネットワーク化を含む概念。

(※3) 合計277件について、事業数ベースでは251事業。

(※4) 1つの事業で複数の取組を実施した場合、それぞれの類型に計上している。また、広域化等若しくは民営化・民間譲渡に伴い事業廃止がなされる場合は、事業廃止の類型にも計上している。

(※5) 都道府県・政令市及び市区町村には、それぞれが加入する一部事務組合及び広域連合を含める。

合計

277件

(平成30年度実績 244件) **34**

「抜本的な改革」の必要性と検討プロセス

抜本的な改革の必要性

現在の経営の効率化・健全化と、将来にわたる安定的な経営の継続のため、各公営企業は、公営企業会計の適用による損益・資産の正確な把握、経営比較分析表の活用、中長期的な投資必要額と財源の具体的な推計等により、事業の現在の課題、将来の見通し・リスクを「見える化」して把握、分析、公表した上で、こうした将来推計も踏まえ、当該事業の必要性と担い手のあり方について、抜本的な改革の検討を行うことが必要である。

「抜本的な改革」の検討プロセス

①事業そのものの必要性・公営で行う必要性

- 事業の意義、提供しているサービスの必要性について、各事業の特性に応じて検証(※1)
⇒ 意義・必要性がないと判断された場合には、速やかに事業廃止等を行うべき
- 事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合でも、収支や採算性、将来性の点から、公営で行うべきかどうかを検討 ⇒ 民営化や民間譲渡について検討

(※1): 例えば、水道事業及び下水道事業は、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されており、②・③を検討する。

②事業としての持続可能性

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要や老朽化の程度、制度改正による影響等の経営上の課題等を勘案し、事業としての持続可能性を検証
⇒ 持続可能性に問題があると判断された場合、事業の必要性に応じて事業廃止の検討または事業を持続可能なものとするための取組を実施

③経営形態(事業規模・範囲・担い手)

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要の増大など、公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、現在の経営形態を前提とした経営改革だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念
⇒ 事業統合、施設の統廃合・共同設置、施設管理の共同化、管理の一体化等の広域化等(※2)、指定管理者制度、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合ははじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化を含む概念である。

3つの観点から
4つの方向性を
基本として
抜本的な改革
を検討

事業廃止

民営化・
民間譲渡

広域化等
(※2)

民間活用

○ 公営企業の抜本的な改革の方向性等については、総務省が平成28年度に設置した「公営企業の経営のあり方に関する研究会」において検討を行い、平成29年3月に報告書を取りまとめている。

○ 同報告書については総務省HPIにおいて公表しているため、各公営企業におかれては検討に当たって御参照されたい。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/koeikigyou/index.html

「抜本的な改革」における事業別の留意事項

水道・下水道事業

- 人口減少等に伴う料金収入の減少や更新需要の増大等を踏まえ、**広域化等及び更なる民間活用を検討。**

水道事業における広域化等の留意点

- ・ 地域の実情に応じて、事業統合、施設の共同設置、管理の一体化など適切な広域化等の形を選択することが望ましいが、最大の改革の効果が期待できる事業統合を視野に入れて広域化等を検討すべき。
- ・ 多様な形態の中から「できることから」広域化等を進めるアプローチも重要。
- ・ 都道府県は、特に、更新需要、給水原価等に関して、市町村間で比較・共有可能なシミュレーション分析が行われるよう、主導的な役割を果たすべき。

下水道事業における広域化等の留意点

- ・ 汚水処理施設の統廃合、污泥処理の共同化、維持管理・事務の共同化、最適化の4類型を基本として広域化等を検討すべき。
- ・ 市町村内において施設の統廃合を進めるのみならず、市町村域を越えた広域化等(流域下水道との連携を含む)についても検討を行うことが重要。
- ・ 都道府県構想の見直し等を通じ、都道府県は主導的な役割を果たすべき。

水道・下水道事業における民間活用の留意点

- ・ 民間活用は、コストダウンだけでなく、民間の有する技術やノウハウを積極的に活用する点にも意義があることに留意すべき。
- ・ 指定管理者制度や、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の活用を積極的に検討すべき。
- ・ 広域化等とあわせた民間活用について検討すべき。
- ・ 都道府県は、民間活用の推進に当たって積極的に関与する役割が期待。

交通(バス)・電気・観光施設(休養宿泊施設)・駐車場整備事業

- 事業分野全体の中で民間事業者の構成割合が大きい4事業を深掘りし、**事業廃止及び民営化・民間譲渡を含む抜本的な改革を検討。**バス事業については、民営化・民間譲渡や事業廃止(及びコミュニティバス等の導入)を検討。
- 4事業について民間事業者の視点も念頭においた**経営指標を新たに設定した「経営比較分析表」を作成・公表**(※)。

経営指標案(抜粋)(各事業10~14の経営指標を設定)

◇共通事項

- ・ 経常収支比率
- ・ 有形固定資産減価償却率 など

◇バス事業

- ・ 営業収支比率
- ・ 利用者1回当たり運行経費
- ・ 走行キロ当たりの運送原価
- ・ 乗車効率 など

◇電気事業

- ・ 営業収支比率
- ・ 設備利用率
- ・ 修繕費比率
- ・ FIT収入割合 など

◇観光施設事業(休養宿泊施設)

- ・ EBITDA(減価償却前営業利益)
- ・ 施設の資産価値
- ・ 設備投資見込額(10年間)
- ・ 定員稼働率(1日当たり利用率) など

◇駐車場整備事業

- ・ EBITDA(減価償却前営業利益)
- ・ 敷地の地価
- ・ 設備投資見込額(10年間)
- ・ 稼働率(1日当たり利用率) など

その他の事業

- 工業用水道、交通(地下鉄、路面電車、船舶)、ガス、港湾整備、市場、と畜場、宅地造成の各事業は、事業ごとの特性に応じ、抜本的な改革を検討(地域振興施策など一般行政施策との連携にも留意)。

(※) 平成28年2月より水道・下水道事業の「経営比較分析表」の作成・公表が開始され、平成29年9月に交通(バス)・電気事業、平成30年4月に観光施設(休養宿泊施設)・駐車場整備事業に公表範囲を拡大。

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例

水道事業

〔民間活用・広域化等〕 PPPの導入による浄水場の共同整備
(福岡県大牟田市・熊本県荒尾市)

【ポイント】

○ 県域を越えて、共同でPPPの導入により浄水場の整備を行った事例

- ・閉山した炭鉱の専用水道から市営水道へ給水設備を切り替えるにあたり、必要となる新規原水の確保及び浄水場の整備を2市共同で実施
- ・両市ともに、従来、浄水場を所有しておらず、浄水場建設や維持管理のノウハウが無いことから、PPPの導入を検証し、DBO方式を採用。民間活用による経費削減効果に加え、共同整備による建設費の削減を実現
- ・浄水場以外の施設（ポンプ場・配水池など）の監視及び維持管理についても、2市が同一事業者に一括して民間委託を行うことで、効率的な対応を可能に



下水道事業

〔広域化等〕 農業集落排水施設の流域下水道への接続
(富山県南砺市)

【ポイント】

○ 集落排水等の小規模下水道において、処理施設の老朽化に伴い広域化・共同化を実施した事例

- ・農業集落排水施設の処理場を廃止し、県の流域下水道に接続
- ・改築費及び維持管理費を削減
- ・従来の処理場は、処理機能を廃止後、建屋を機材倉庫として活用



接続図

市場事業

〔民営化〕 栃木県南公設地方卸売市場の民営化・民間譲渡
(栃木県南公設地方卸売市場事務組合⇒民間事業者)

【ポイント】

- 3市2町による一部事務組合で運営していた市場について、公募により選定した民間事業者に運営を承継した事例
- ・市町が所有している市場の敷地・施設を貸与し、市場運営を民間事業者が実施
- ・関係市町・市場内業者・学識経験者からなる評価委員会が事業者の運営を評価し、経営の安定化に努める
- ・各市町による負担金の縮減及び組合への派遣職員を削減
- ・民間事業者のノウハウを活用し、市場内業者の配置替えを行うことで、市場施設の効率的な運用を実現

6(2). 広域化等の推進

- 水道事業
- 下水道事業
- 病院事業

水道事業・下水道事業・病院事業における広域化等の推進について

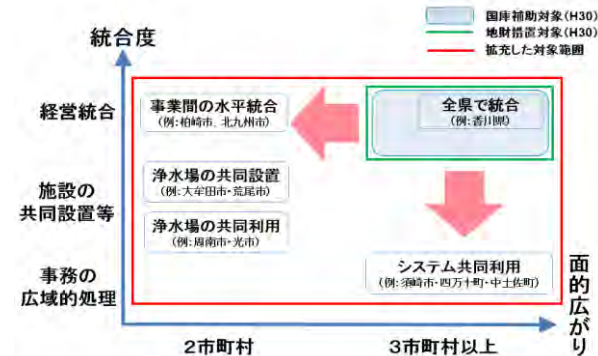
水道

<広域化の目的・効果>

- 水道事業の広域化（経営統合、施設の共同設置・共同利用、事務の広域的処理等）により、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の効果
（特に「経営統合」は、給水原価の削減や専門人材の確保など経営基盤を強化する効果が最も大きい）

<現在の取組>

- 都道府県に対し、R4年度までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請。策定支援のため、「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表（厚労省と連携）
- ①プランの策定経費や、②プランに基づく広域化に伴う施設やシステムの整備に対して地方財政措置 ※R1から②の措置を拡充（措置対象の追加、交付税措置率の引上げ）



<広域化の種類と財政措置>

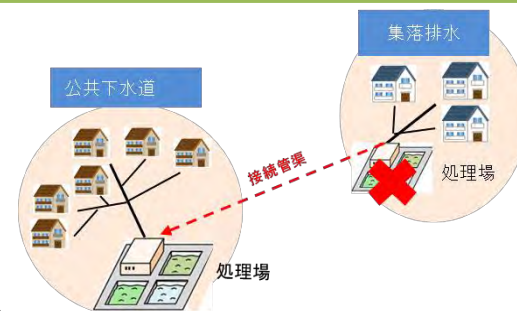
下水道

<広域化等の目的・効果>

- 下水道事業の広域化等（汚水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化、維持管理・事務の共同化）により、スケールメリットを活かした管理の効率化等の効果

<現在の取組>

- 都道府県に対し、R4年度までの「広域化・共同化計画」の策定を要請。策定支援のため、「広域化・共同化計画策定マニュアル（案）」を作成・公表（農水省、国交省、環境省と連携）
- ①計画の策定経費や、②広域化・共同化に係る施設やシステムの整備に対して地方財政措置 ※R1から②の措置を拡充（措置対象の追加、交付税措置率の引上げ）



<例: 処理場の統廃合>

病院

<広域化等の目的・効果、現在の取組>

- 地域医療提供体制の確保等を図るため、都道府県の地域医療構想を踏まえ、公立病院が策定した2020年までの「新公立病院改革プラン」に基づき、更なる経営効率化や再編・ネットワーク化を推進
※再編・ネットワーク化の取組は、「新公立病院改革プラン」に91病院が記載され、うち42病院が実施済み（H30.10末現在）
- プランに基づく再編・ネットワーク化に伴う取組（施設・設備の整備）に要する経費に対して通常より手厚い地方財政措置

水道事業における広域化の推進等について

<広域化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- 複数の市町村が区域を超え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進。
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果。
- 一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果。

※広域化の事例：

- ①香川県及び県内16市町による「経営統合」（浄水場の統廃合（55施設→26施設）等により、統合前のH26年度の試算で約954億円の削減。また、料金統一により、中長期的には、全ての団体において料金抑制効果が生じると試算（最大約7割）。）
- ②福岡県大牟田市及び熊本県荒尾市による「施設の共同設置・共同利用」（事業費約19億円の削減）

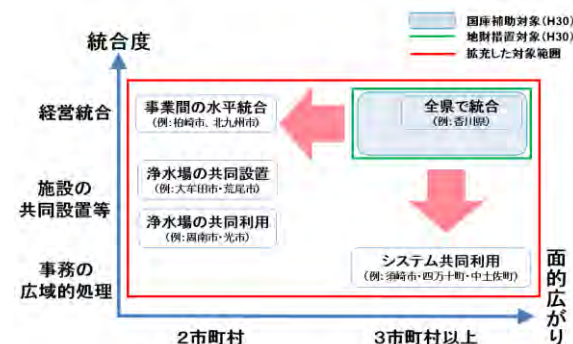
<「水道広域化推進プラン」策定の要請>（厚労省と連携）

- 「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月）を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請。
- 策定支援のため、平成31年3月に「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表。
- 令和2年12月に、庁内外における連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化推進の検討等、策定に当たっての留意事項を記載した事務連絡を発出。

<地方財政措置>

- 「水道広域化推進プラン」に基づく多様な広域化を推進するため、単独事業も含め、経営統合だけでなく、施設の共同設置やシステム共同利用等の施設等の整備費について一般会計出資債の元利償還金の60%を普通交付税措置。（令和元年度から対象事業及び交付税措置率を拡充）

<多様な広域化（イメージ）>



水道事業における広域化の類型等

水道事業の広域化等については、多様な類型があるが、各類型に即して、さらに詳細な分類と最近の事例、主な効果を例示する。

① 事業統合

類型	最近の事例	主な効果
水平統合	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県東部の3市5町が群馬県東部水道企業団を設立。(検討期間H21.4~H28.3) 香川県及び小豆地区広域行政事務組合が行う用水供給事業と県内16市町が行う末端給水事業を事業統合し、全県一元的な企業団を設立。(検討期間H20.12~H30.3) 末端給水を行う千葉県県営水道が、用水供給を行う九十九里地域水道企業団と南房総広域水道企業団を統合し、県が用水供給を担うことを検討。(H13.11から検討中) 	<ul style="list-style-type: none"> 経費削減・更新投資削減、水源の一元管理や管理体制強化による水の安定供給、人員強化、人材育成、危機管理体制強化。
事業統合	既存の一部事務組合等を活用した水平統合 ・埼玉県1市4町が「ちちぶ定住自立圏形成協定」を活用し、秩父広域市町村圏組合の1事業として水道事業を開始。(検討期間H21.9~H28.3)	
	区域外給水をきっかけとした水平統合 ・北九州市が、行政区域外への給水(分水)をきっかけとして、水巻町と事業統合。	
垂直統合	<ul style="list-style-type: none"> 用水供給を行う岩手中部広域水道企業団と末端給水を行う2市1町が統合し、岩手中部水道企業団を設立。(検討期間H14.2~H26.3) 香川県及び小豆地区広域行政事務組合が行う用水供給事業と県内16市町が行う末端給水事業を事業統合し、全県一元的な企業団を設立。(検討期間H20.12~H30.3)(再掲) 奈良県県営水道を水源とした方が事業の効率化を図れる場合、市町村の自己水の浄水場を廃止し、県営水道へ転換を検討。 北九州市が、宗像地区事務組合・古賀市・新宮町に用水供給。 	<ul style="list-style-type: none"> 用水供給では給水収益が増加、末端給水では不要な水源管理費等の削減、人員強化、人材育成、危機管理体制強化。

② 施設の共同設置

類型	最近の事例	主な効果
施設の共同設置	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県荒尾市と福岡県大牟田市が共同で浄水場を建設。 北奥羽地区水道事業協議会(青森県内11市町村、八戸圏域水道企業団、岩手県内9市町村)で浄水場、配水池の合理的配置、水源・施設の統廃合を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理費の削減、施設の統廃合や共同設置を同時に行う場合には建設・更新投資の削減。

③ 施設管理の共同化

類型	最近の事例	主な効果
事務の代替執行	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市が宗像地区事務組合より業務を包括的に受託。 	<ul style="list-style-type: none"> 人員体制の強化、施設管理のノウハウの継承。
施設管理の共同化	維持管理の受け皿組織 ・広島県と民間企業が共同出資して「(株)水みらい広島」を設立し、同社を県営水道事業の指定管理者として管理運営を行うとともに、市町水道事業の施設の管理業務等を実施。	<ul style="list-style-type: none"> 受け皿組織に公が加わることにより、これまでの経験を生かして維持管理等の業務を委託することができる。 受け皿組織に民間が参入している場合には、民間ノウハウを活用することができる。 一定規模の受け皿組織であれば、維持管理等の事務についてスケールメリットが働くため、業務委託を受けやすくなる。
保守点検業務の共同化	<ul style="list-style-type: none"> 北奥羽地区水道協議会で保守点検業務を一括して外部委託を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の事業が共同で委託を行うことにより、スケールメリットで委託費用を抑えることができる。 複数の事業が共同で委託を行うことにより、単独で行うよりも適切に契約内容の精査ができる。

④ 管理の一体化

類型	最近の事例	主な効果
事務の代替執行	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市が宗像地区事務組合より業務を包括的に受託。(再掲) 長野県が天龍村の簡易水道事業の設計積算・工事管理等の事務を代替して執行。 	<ul style="list-style-type: none"> 人員体制の強化、事務のノウハウの継承。
システムの共同化	<ul style="list-style-type: none"> 北奥羽地区水道協議会で八戸圏域水道企業団の料金・会計・管路情報等のシステムを共用。 高知県の3市町の水道料金システムを共同構築。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の事業が共同で委託を行うことにより、スケールメリットで委託費用を抑えることができる。 同じシステムを使っているため、他の団体とデータ・知識・ノウハウの共有が容易になる。
シェアードサービス	<ul style="list-style-type: none"> 茨城県のかすみがうら市と阿見町が上下水道料金等取納義務の広域共同委託発注。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の事業が共同で委託を行うことにより、スケールメリットで委託費用を抑えることができる。 複数の事業が共同で委託を行うことにより、単独で行うよりも適切に契約内容の精査ができる。
水質データ検査・管理	<ul style="list-style-type: none"> 北奥羽地区水道協議会で水質データ管理を八戸圏域水道企業団に集約化。 奈良広域水質検査センター組合(一部事務組合)で水質検査基準項目等の検査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 共同化により、個別事業者が専門的な検査機器を保有する必要がなくなる。 データ検査・管理の一元化により、個別事業者ではできなかった詳細な検査や的確な分析等を実施することができる。

水道広域化の更なる推進について

水道広域化の更なる推進に係る留意事項

【水道広域化推進プラン策定に係る体制等】

- 都道府県の市町村財政担当課・水道行政担当課・企業局など、関係部局の連携体制の構築
- 関係市町村の水道担当部局や企画・財政担当部局と連携し、意向調査、情報共有や意見交換の実施
- 住民への積極的周知や市町村議会等への説明機会の充実

【水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項】

- 委託等を行う場合における必要な経費の予算計上、関係部局や関係市町村等が策定された素案の内容を検討できるようなスケジュールの設定
- プラン策定とあわせた、水道施設台帳の整備やアセットマネジメントの高度化
- 施設の共同設置・共同利用にかかるシミュレーションについて、地図等を活用し、施設の立地場所や更新時期等の情報を参考に、地域の実情を踏まえた検討を実施
- システム標準化・共同化を含むデジタル化推進についての検討や、必要に応じてPPP/PFIをはじめとする官民連携手法の活用検討を実施

水道広域化推進プラン策定取組例

【連携体制の構築等】

- 水道広域化推進室を設立したほか、実務者に加え、学識経験者や専門職からなるプラン策定検討会を定期的に関催。(北海道)
- 広域連携の議論を行うため、県と事業者からなる協議会を新たに設立。「水道情報の共有」と、「人材の確保、育成」の部会を設け、議論の結果をプランに反映。(長野県)

【意向調査・個別ヒアリング等】

- 市町村に対するアンケート調査を行い、具体的な要望の多い広域連携手法について、詳細なシミュレーションを実施。(北海道)

【現状と将来見通し】

- 業務委託の状況(水質検査、施設運転管理、保守業務等27項目の業務形態、委託先、年間委託予算等)を詳細に調査。(岐阜県)
- 広域的な観点から県内水道施設の配置を検討するため、県内水道地図を作成。(滋賀県)
- 県が広域化の方法やシミュレーション等を含む県域水道一体化に向けた方向性とスケジュールを検討しており、平成30年度に策定した新県域水道ビジョンとあわせてプランとする予定。(奈良県)
- 県の水道行政担当課と市町村担当課が連携し、各事業体のアセットマネジメントの高度化や、経営戦略の質の向上のため、伴走型支援を積極的に実施。(兵庫県)

【水道料金等シミュレーション】

- 広域連携を行った場合のコスト縮減額について試算を行い、単独経営を維持した場合と比較して、各市町において、今後の水道料金の上昇がどの程度抑制されるか、シミュレーションを実施。(広島県ほか)

【施設共同化等シミュレーション】

- 現状推移モデルと一水道モデルを設定し、費用や更新事業費等の財政効果額を算出。その他、具体的取組みとして、浄水場の共同化に着手。(大阪府)
- 広域圏の基幹施設ごとに、共同化を行った場合の費用対効果のシミュレーションを実施。(佐賀県)

【システム共同化等シミュレーション】

- 広域圏ごとに、管路マッピングシステム導入による費用対効果を算出。(佐賀県)



協議会の様子(長野県)



施設整備計画図(香川県)
香川県水道広域化基本計画(平成29年8月)

1 現状と将来見通し

- ア 自然・社会的条件に関すること
水道事業者に係る基礎的事項、給水人口、産業の動向といった自然・社会的条件に関すること
- イ 水道事業のサービスの質に関すること
水安全計画の策定状況、災害時の対応計画といった水道事業のサービスの質に関すること
- ウ 経営体制に関すること
職員の状況、業務委託の状況、広域化の状況といった経営体制に関すること
- エ 施設等の状況に関すること
水源の状況、給水能力、浄水場や管路等の耐震化・経年化の状況といった施設等の状況に関すること
- オ 経営指標に関すること
更新経費、収益的支出、水道料金、収益性・安全性等の経営指標に関すること

(1)現状

・左記のア～オの事項について、図表等を用いながら分かりやすく現状を分析

・都道府県水道ビジョンや各事業者の経営戦略等も活用

(2)将来見通し

・中長期の課題を把握分析するため、40～50年程度の期間を設定

・客観的な人口推計、施設・設備の老朽化の状況等を各項目に反映

・アセットマネジメント、官民連携、ダウンサイジング等の経営方針を各項目に反映

(3)経営上の課題

現状と将来見通しを踏まえて明らかとなった課題を列举(例)

- ・水需給の不均衡
- ・災害への対応
- ・職員数の減少
- ・有収水量の減少に伴う、施設利用率の低下
- ・老朽化、耐震化対策の必要性
- ・料金収入の減少
- ・更新需要の増大
- ・経営状況の悪化

2 広域化のシミュレーションと効果

(2)広域化のシミュレーション

・(1)で設定した広域化パターンごとにシミュレーションを実施し、効果を算出

・(1)で設定した広域化パターンを組み合わせ、左記のア～オの事項に基づき、広域化した場合の複数の将来見通しを策定

・実際には、各都道府県における広域化の検討状況等を踏まえ、先行してシミュレーション等を実施している団体の事例等も参考に実施

比較

効果の算出

・設定した複数の将来見通しについて、自然体での将来見通しと比較し、定量的・定性的に総合的な効果を分析

(1)広域化パターンの設定

・経営統合や施設の共同設置・共同利用、事務の広域的処理など、広域化の多様な類型の中から、圏域や当該地域における実現可能性等も踏まえ、検討を行う広域化パターンを設定

・既存の圏域を基本としたシミュレーション等を行うことも考えられるが、広域化の類型によっては圏域を超えた広域化パターンの検討も重要

3 今後の広域化に係る推進方針等

(1)広域化の推進方針

・広域化のシミュレーションと効果の算出を踏まえて、今後の広域化の推進方針を記述

(2)当面の具体的取組内容及びスケジュール

・当面実施する具体的取組やスケジュールについて、必要な施設の整備内容や検討のための協議会の開催など、水道広域化推進プラン策定時において決まっていることを記載

・特に、地方単独事業については、事業を具体的に実施する前に、事業目的や事業期間、事業費概算などを記載し、策定時において決まっている他の広域化に係る事業(国庫補助事業等)との関係性も含め、広域化推進方針に照らした事業の整合性を明らかにすることが重要

「水道広域化推進プラン」の策定取組状況について（R2.9.30時点）

- 令和2年度に、**全都道府県の「水道広域化推進プラン」策定取組状況について、ヒアリングを実施。**
- **既に策定済の団体が5団体（大阪府、兵庫県、広島県、香川県及び佐賀県）、その他の団体においても、令和4年度までの策定に向けて取り組みを進めており、その進捗状況は下記のとおり。**

各団体の進捗状況 ※策定済の5団体を除く （凡例） ◎：完了、○：策定中、空欄：未着手

都道府県番号	都道府県名	進捗状況		
		A 現状把握	B 将来見通し	C 広域化シミュレーション
1	北海道	◎	◎	○
2	青森県	○	○	○
3	岩手県	○	○	
4	宮城県	○	○	○
5	秋田県	○		
6	山形県	○	○	○
7	福島県	○	○	
8	茨城県	○	○	○
9	栃木県	○	○	
10	群馬県	○	○	
11	埼玉県			
12	千葉県	○	○	○
13	東京都			
14	神奈川県	○	○	
15	新潟県	○	○	○
16	富山県	○	○	
17	石川県	○		
18	福井県	○		
19	山梨県			
20	長野県	○	○	
21	岐阜県	○	○	○
22	静岡県	○	○	○

都道府県番号	都道府県名	進捗状況		
		A 現状把握	B 将来見通し	C 広域化シミュレーション
23	愛知県	○		
24	三重県	○	○	○
25	滋賀県	○	○	○
26	京都府	○	○	○
29	奈良県	◎	◎	○
30	和歌山県	○	○	○
31	鳥取県	○	○	○
32	島根県	○	○	
33	岡山県	○	○	
35	山口県	◎	◎	
36	徳島県	◎	◎	◎
38	愛媛県	○	○	
39	高知県	○	○	○
40	福岡県	○	○	
42	長崎県	○	○	○
43	熊本県	○		
44	大分県	○	○	
45	宮崎県	○	○	
46	鹿児島県	○	○	
47	沖縄県	○		
◎(完了)計		4	4	1
○(策定中)計		35	29	17

※ 「「水道広域化推進プラン」の策定について」(平成31年1月25日付通知)」において、具体的な記載事項として、①「現状把握」、②「将来見通し」、③「広域化シミュレーション」等を示していることから、この3項目の進捗状況を記載している。

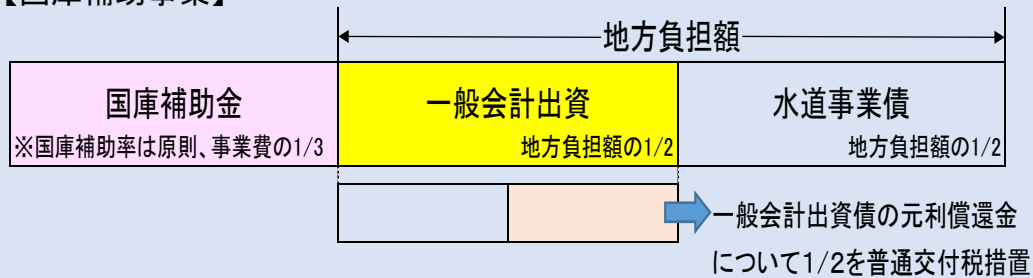
※ 進捗状況は都道府県からの回答を記載しており、3項目全てが完了(◎)となっている場合でも、シミュレーション結果の精緻化や今後の推進方針等の検討が必要であることから、水道広域化推進プランの策定完了を示しているものではない。また、進捗が未着手となっているものにおいても、内部的な検討・調整を始めている場合がある。

《参考》広域化に関する事業に係る地方財政措置の拡充（R元年度～）

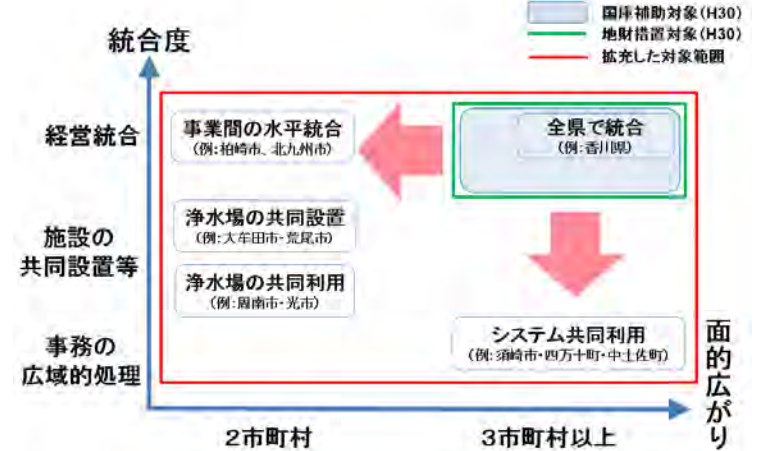
- 都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定するよう要請
 （「水道広域化推進プラン」の策定について）（平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）
- 同プランに基づく多様な広域化を推進するため、経営統合だけでなく、施設の共同設置や事務の広域的処理等の地方単独事業を対象に追加
- 一般会計出資債（地方負担額の1/2）の元利償還金について、交付税措置率を50%から60%に拡充

<～H30> ※地方単独事業は対象外

【国庫補助事業】

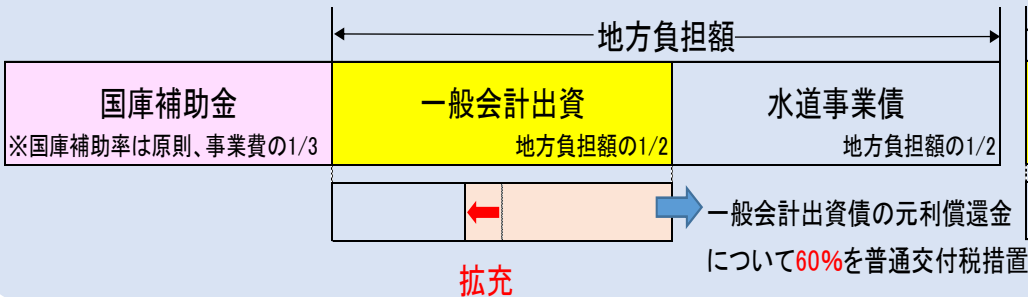


（参考）広域化に係る地方財政措置の対象拡充イメージ

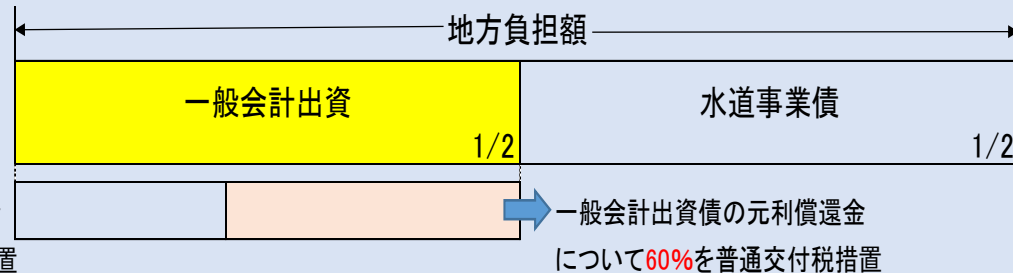


<R元～>

【国庫補助事業】（交付税措置率拡充 50%→60%）



【地方単独事業】（新規）





水道事業の広域化による経営上の効果(主な事例)

団体名	香川県及び県内16市町	福岡県大牟田市及び 熊本県荒尾市	高知県須崎市、 四万十町及び中土佐町
広域化の 類型	事業統合	施設の共同設置・共同利用	事務の広域的処理 (システムの共同化)
取組の概要	香川県及び広域行政事務組合が実施 していた用水供給事業と、16市町が実 施していた末端給水事業を統合し、企 業団を設立 ※浄水場の統廃合 (55施設→26施設)等	PFIの手法(DBO方式:デザイン・ビルド・ オペレーション方式)を活用し、共同浄水 場を建設	3市町共同で公募を実施し、水道 料金システムの構築・保守管理を 委託
削減効果額	総額約954億円※の削減 (H28～R25) 更新事業費▲249億円 運営経費 ▲304億円 等 ※統合前のH26年度の試算	事業費約19億円の削減 (H21～H23) 共同設置による削減▲7億円 DBO方式による削減▲12億円	委託料約2,600万円の削減 (H23～H28)

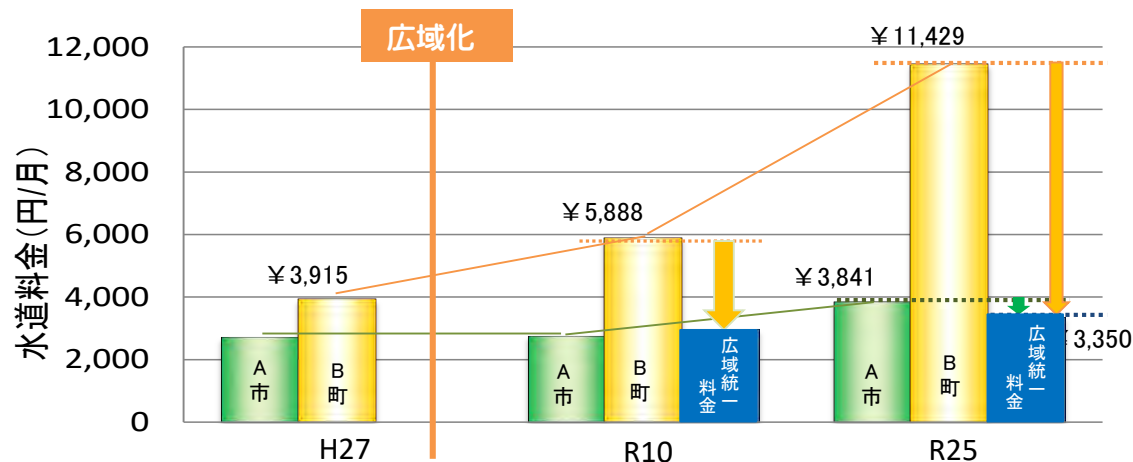
[香川県における料金シミュレーション]

※ R10に料金を統一する前提でシミュレーション

※   :各市町が単独経営を継続した場合の料金

中長期的には、
A市(中核都市)、B町(過疎市村)の
いずれでも料金抑制効果が生じる。

(出所)「広域水道事業及びその事業体に関する基本的事項の
とりまとめ」(H26.10)等の香川県の広域化の検討における資
料を加工。



県域水道一体化構想(奈良県)

1. 概要

- ・県営水道(用水供給)と市町村水道を「県域水道」として一体としてとらえ、あるべき姿としての県域水道ビジョンを策定。奈良県を県営水道エリア、五條吉野エリア、簡易水道エリアに分けて、エリアごとに対応策を整理。
- ・広域化に向けた検討状況について定期的に「奈良県・市町村長サミット」で報告するとともに、小圏域単位(磯城郡3町や五條吉野エリアなど)で首长レベルの懇話会を開催。
- ・平成29年10月に「県域水道一体化の目指す姿と方向性」を取りまとめ、10年以内のできるだけ早い時期に以下の二つの方向性を提示
 - (ア) 上水道の経営統合を目指す(県が行う用水供給事業と市町村が行う末端給水事業を統合(垂直統合))
 - (イ) 県南部エリアにおける簡易水道事業の業務支援を行う受け皿組織を設立

2. 上水道の一体化の方向性

広域化の項目	構想
1. 組織・体制の統合	・県と上水道実施28市町村による垂直統合
2. 浄水場(水源)の集約	・県営水道エリアは3つの浄水場に集約(県営水道の2浄水場と奈良市浄水場) ・五條・吉野エリアは既存浄水場を活用
3. 総配水施設の効率化	・配水池要領(R22水量比)を現状の35時間容量から18時間容量に削減 ・管路のダウンサイジング
4. 管理・運営の統合	・5箇所の特定点による広域監視 ・各種システム共同化
5. 水質管理の統合	・公的検査機関(3帰還)を統合

・平成29～令和22年度の24年間の経費(投資・運転)の削減額は約800億円(今後の検討により変動)

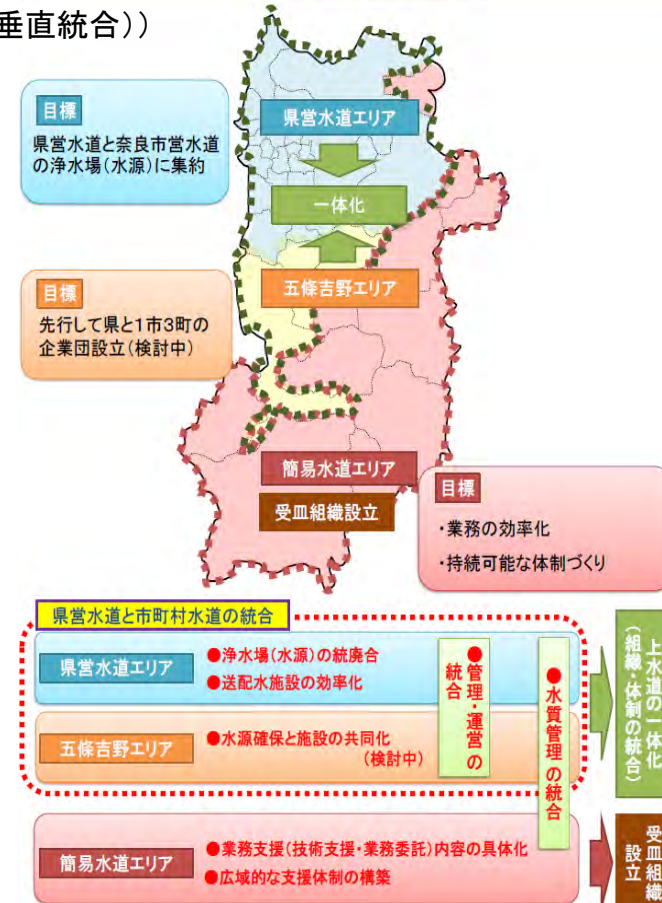
3. 簡易水道の体制強化

◇支援体制の確立

- ・計画策定・設計支援
- ・維持管理支援
- ・工事代替執行
- ・応急対応支援

◇将来構想検討

支援制度による体制補強を基礎として、施設面・業務面での簡易水道エリア全体の将来構想を検討

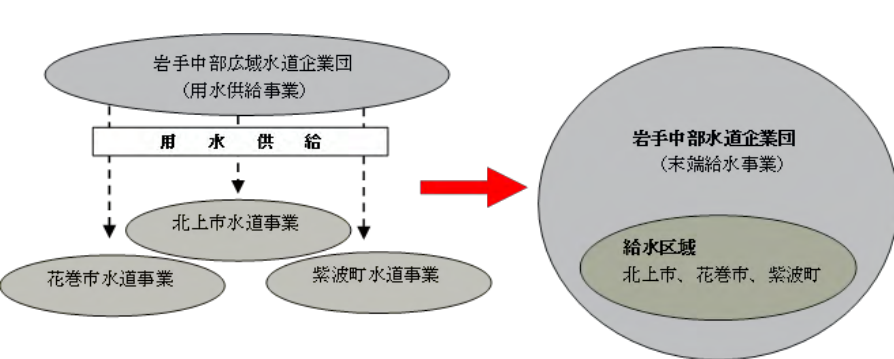


庁内で関係各課と連携しながら、県がリーダーシップを発揮して広域連携を進める。

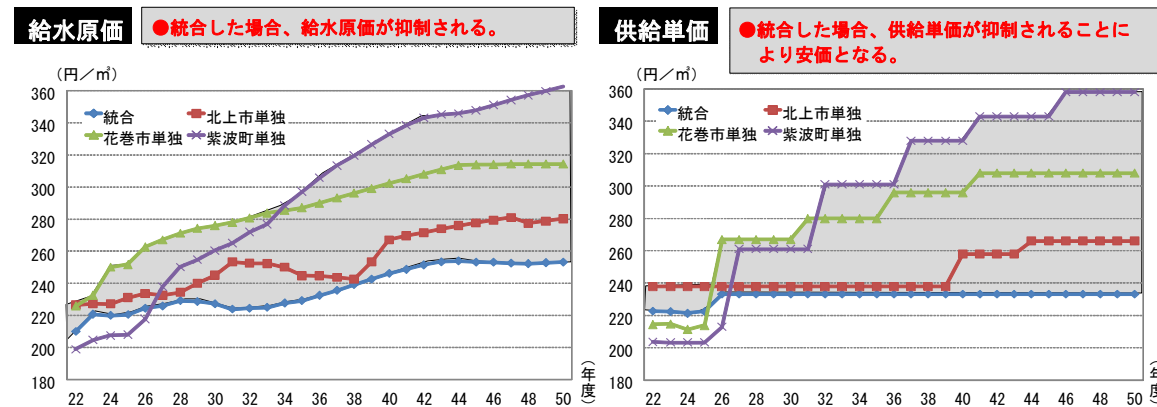
用水供給と末端給水の垂直統合(岩手中部水道企業団)

1 概要

- 人口減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化や技術の継承など共通の問題点を抱える中、各自治体の現場の職員で構成される「広域水道事業在り方委員会」における検討がきっかけで、最終的にボトムアップによる広域化を実現。
- 用水供給事業を行う岩手中部広域水道企業団及び末端給水を行う北上市、花巻市、紫波町の2市1町が垂直統合し、H26.4から岩手中部水道企業団として事業を開始。
- 単独で事業運営した場合のシミュレーション（ダウンサイジング無し）と広域化した場合のシミュレーション（ダウンサイジング有り、料金統一）とを比較した結果、広域化すれば原価、料金共に最低ラインとなることから、広域化を進めた。



2 当該手法の特徴・効果

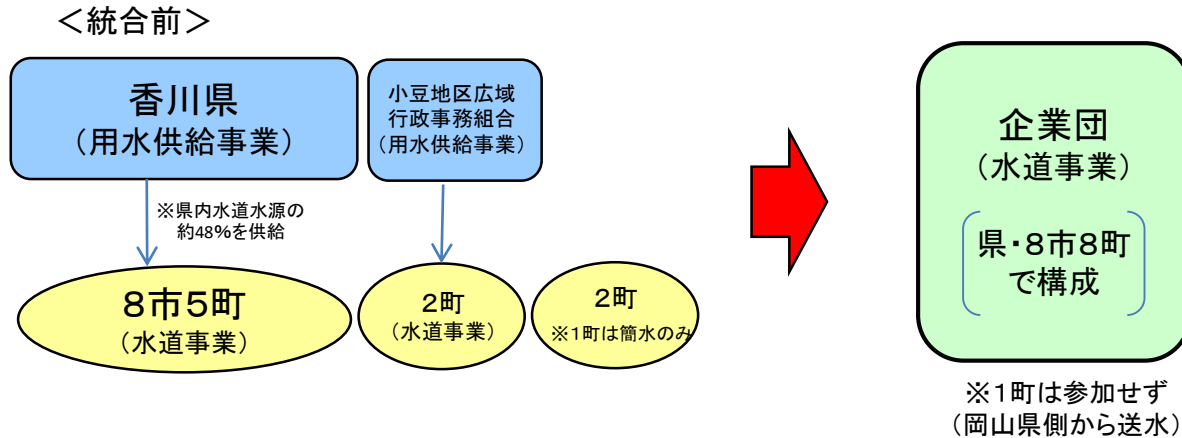


ヒト	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 技術の継承 ➢ 専門職員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> • 100人ほどの職員体制となり、大規模かつ多量の事業の実施や非常時への対処が可能 • 体制を確保 • プロパー職員としての採用により水道のスペシャリストの育成が可能
モノ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水道施設の統廃合 ➢ 更新投資の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> • 余剰施設の有効活用により更新投資を抑制し、減価償却費及び維持管理コストを削減 • ループ送水管の整備により災害時のバックアップ体制を構築
カネ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 優先事業への集中投資 ➢ 資金の一括管理・運用 	<ul style="list-style-type: none"> • 経費削減の効果による財源を活用し、管路更新率や耐震化率を改善 • ファイナンスの効率化を図り、据置期間廃止による支払利息の減、ポートフォリオの見直しによる運用利息の増

用水供給と末端給水の垂直統合(香川県、県内16市町)

1 概要

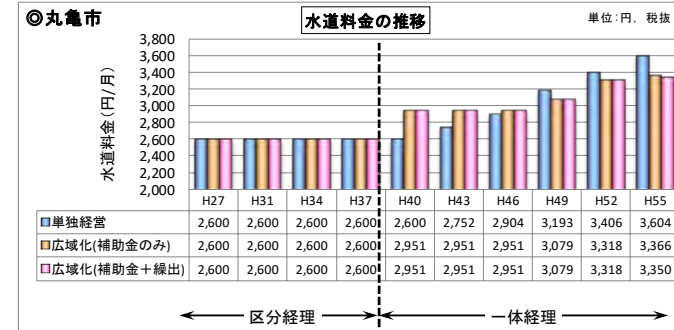
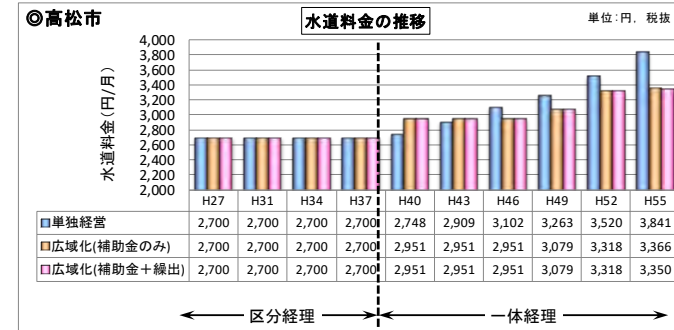
- 香川県と県内16市町(※全市町数17)で用水供給事業と末端給水事業を統合し、県内1水道を実現した事例(香川用水を活用した水源の一元管理及び円滑な水融通)。H29年11月1日に企業団を設立。H30年4月1日から事業開始。
- ①人口減少による給水収益の減少、②香川用水の取水制限等への対応、③施設の計画的更新・耐震化、④施設整備水準やサービスの平準化、⑤職員数の最適化・技術力継承の課題解決を目指すもの。



2 当該手法の効果

- 統合の手法としては、業務の効率化等による経営基盤の強化、国庫補助金等の活用等を勘案の上、各市町毎に水道料金のシミュレーション(右図)を行った上で、事業統合が最も効果的であるという結論に至った。
- 広域化の効果としては、①業務共同化や計画的・効率的な施設更新による経費・更新費削減、料金値上げの抑制、②水源の一元管理や管理体制の強化による安全な水道水の安定供給、③事業規模拡大による効率的な人員配置・人材育成、④渇水や災害時の危機管理体制拡大・窓口利便性拡大
- 職員数が平成26年から令和8年で104名減、浄水場が29施設減、運営費・事業費が、平成28年から令和25年で954億円減(年間34億円減)、供給単価が平成55年の時点で単独経営よりも16%減の効果が見込まれる。(平成26年10月「基本的取りまとめ」時の分析)

◆ 事業体別水道料金のイメージ(H28年3月現在)



旧簡易水道事業に対する地方財政措置について

「旧簡易水道事業等の経営に関する研究会」報告書(抜粋)

- 簡易水道事業を統合した上水道事業(統合上水道事業)の現状は、複数の簡易水道事業のみが統合した場合をはじめ、経営の実態が統合前から大きく変わらない事業や、地理的な条件等によって資本費や給水原価が高水準となっている事業があり、統合後においても、未だ経営が厳しく、経営基盤の強化に至っていない事業も多い。
- 一方で、統合上水道事業の管路の更新は進んでいない状況にあり、持続的な経営に不可欠な更新投資の必要性は増加することが見込まれる。また、統合に伴い、それまで対象であった簡易水道事業の財政措置から外れたことが、経営を圧迫する要因となっている。
- これらのことを踏まえ、適切な更新投資を行うことが経営上困難とみられる統合上水道事業について、旧簡易水道施設の必要な更新投資を可能とし、持続的な経営を確保するため、新たな財政措置を講じる必要がある。

地方財政措置の概要

○ 対象事業

- ・ 簡易水道事業を統合した上水道事業※における 旧簡易水道施設(浄水場、管路等)の建設改良事業

○ 対象要件

- ・ 前年度末時点で経営戦略を策定しており、次の要件のいずれかを満たす団体

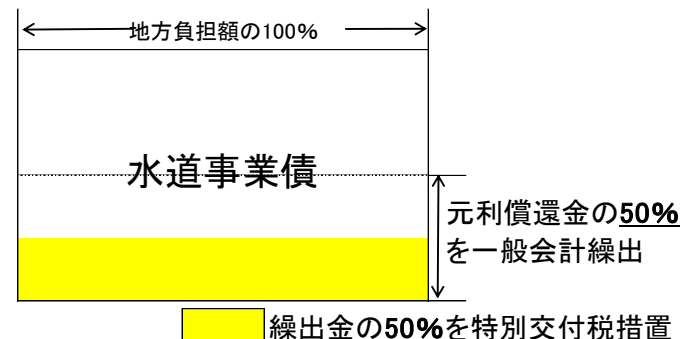
- ① 統合後の上水道事業に占める旧簡易水道区域の給水人口比率の割合が10%以上
- ② 有収水量1m³当たり資本費又は給水原価が全国平均※以上 ※ 大規模団体を除く上水道事業の全国平均

※ 簡易水道事業の統合推進が開始された平成19年度以降の統合
[上水道事業: 給水人口が5,001人以上の事業、
簡易水道事業: 給水人口が101人以上5,000人以下の事業]

○ 財政措置

- ・ 建設改良に係る水道事業債の 元利償還金(50%) について、
一般会計からの繰出しを行うこととし、
当該繰出金について特別交付税措置(50%)

(措置のスキーム)



旧簡易水道事業に対する地方財政措置について

○ 旧簡易水道事業について、現在の厳しい経営状況等を踏まえ、**地方財政措置を拡充**。

(1) 対象事業

簡易水道事業を統合した上水道事業※における **旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業**

(2) 対象要件

前年度末時点で経営戦略を策定しており、次の要件のいずれかを満たす団体

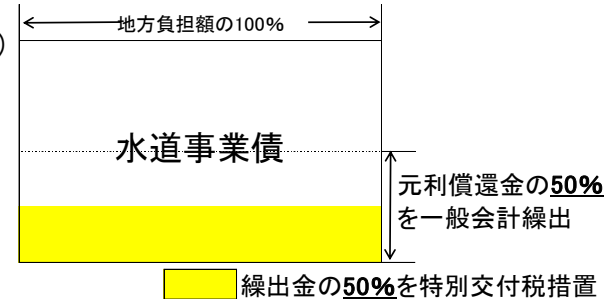
- ・ 統合後の上水道事業に占める旧簡易水道区域の給水人口比率の割合が10%以上
 - ・ 有収水量 1 m³当たり資本費又は給水原価が全国平均※以上
- ※ 大規模団体を除く上水道事業の全国平均

※ 簡易水道事業の統合推進が開始された平成19年度以降の統合
 上水道事業：給水人口が5,001人以上の事業、
 簡易水道事業：給水人口が101人以上 5,000人以下の事業

(3) 財政措置

(措置のスキーム)

建設改良に係る水道事業債の**元利償還金（50%）**について、
一般会計からの繰出を行うこととし、**当該繰出金について**
特別交付税措置（50%）



(参考) 令和3年度以降の簡易水道事業の建設改良費に対する地方財政措置について

【繰出】

○ 建設改良費に係る企業債の元利償還金の55%を繰出。

【地方交付税措置】

○ 元利償還ベースが50%、給水人口ベースが50%。

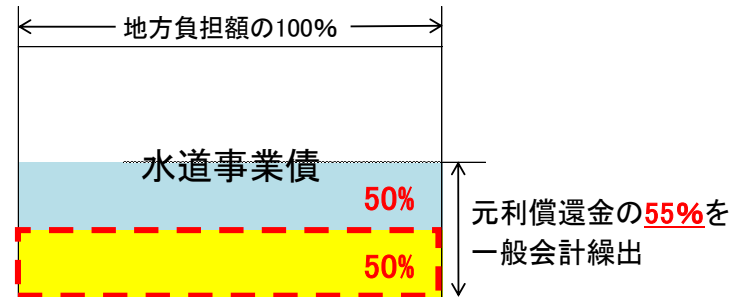
(変更点)

- 一般会計からの繰出については、企業債の元利償還金の55%とする。
 (現行の臨時措置分※を含む繰出(55%)から変更なし。)

※ 建設改良費の10%繰出に代えて、平成14年度以降、臨時的に発行する企業債の元利償還金に対する繰出。

- 地方交付税措置については、元利償還ベースを45%から50%に引き上げ。

(措置のスキーム)



給水人口ベースで普通交付税措置
 元利償還ベースで普通交付税措置
 ※H23年度債以降は特別交付税措置

下水道事業における広域化・共同化の推進について

<広域化・共同化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増しつつある中で、下水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- 管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も効率的であり、市町村間の統合も積極的に推進する必要があるが、調整に難航するケースが多いことから、都道府県の調整が重要。
- 一方、地理的要因等により汚水処理場の統廃合が困難な地域においても、維持管理・事務の共同化により、維持管理費用の削減等の効果。

※広域化・共同化の効果事例：

- ①秋田市単独公共下水道の県流域下水道への接続（処理場の統廃合により、維持管理約70億円、改築更新投資約50億円の削減（50年間の試算））
- ②山形県新庄市と周辺6町村による処理場の集中管理（維持管理費用を年間約3,000万円削減）

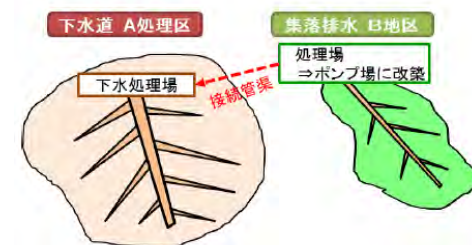
<「広域化・共同化計画」策定の要請>（国交省、農水省、環境省と連携）

- 平成30年1月に、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請。
- 策定支援のため、平成31年3月に「広域化・共同化計画策定マニュアル（案）」を作成・公表
- 令和3年1月に、システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項などを同計画に盛り込むよう事務連絡を発出。

<地方財政措置>

- 複数市町村の事業に加え、市町村内で実施する既存施設の統合に必要な管渠等の広域化・共同化に要する施設整備費について処理区域内人口密度等に応じ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置（通常の建設改良事業においては、16%～44%（事業費補正分））

【処理場の統廃合】

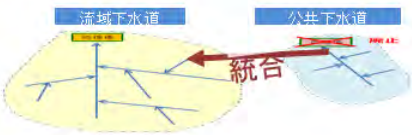


下水道事業における広域化等の類型等

以下の4類型が主な類型として、下水道事業の広域化等が進んでいる。

1. 汚水処理施設の統廃合

流域下水道への接続、公共下水道と集落排水施設の接続及び処理区の統廃合などを行う。



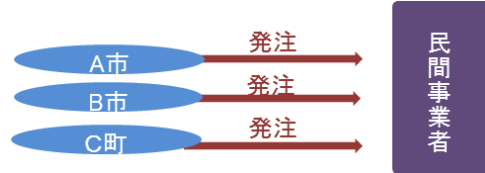
2. 汚泥処理の共同化

複数の団体の汚泥を集約して処理を行う。



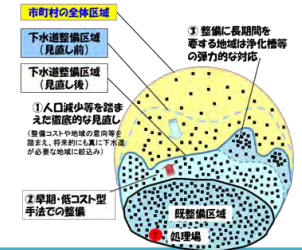
3. 維持管理・事務の共同化

集中監視・管理、運転管理の共同委託、使用料徴収・機材購入・水質検査等の共同処理などを行う。



4. 最適化

公共下水道、集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備する。



秋田県の例

山形県新庄市の例

佐賀県の例

	秋田県の例	山形県新庄市の例	佐賀県の例
期間	令和2年度から実施予定	平成16年度から実施	平成28年度実施
概要	○県がリーダーシップをとり、県と県内市町村からなる連絡協議会を通じて、市町村と課題等を共有・連携することによって、「汚水処理施設の統廃合」と「汚泥処理の共同化」を実施	○新庄市の処理場を中核とし、新庄市と周辺6町村の処理場を集中管理	○浄化槽の整備促進を含め、地域に適した整備手法の選定等を実施
背景	○人口減少下における下水道事業運営の効率化を図るため、広域化・共同化に取り組む	○先行して建設された新庄市の処理場を中核とした圏域一体での整備について、周辺市町村からの要望をきっかけに検討	○都道府県構想の見直しを通じて検討
取組内容	○流域下水道に接続し、単独公共下水道の処理場を廃止 ○県及び関係市町村等の施設から発生する汚泥を流域下水道の処理場に新設する施設で共同・集約処理し、資源化を実施	○新庄市の処理場を中核施設として、管内の処理場をICTを活用して遠方から集中管理・監視(処理場の無人化や監視設備等の一体整備等) ○定期巡回による保守点検や水質試験を一括実施	○未整備地区においては、個別処理の割合を高めるとともに、浄化槽区域の普及率について指標設定 ○既整備地区においては、水洗化率を指標として定め、経営安定化を図る
効果	○維持管理費・改築更新投資を削減(50年間の試算) ・維持管理費 約70億円減 ・改築更新投資 約50億円減	○維持管理費を削減 ・年間約3,000万円減	○浄化槽(個別処理方式)に転換(個別処理人口割合18.5%→22.3%) ○処理区の統廃合数が増加(処理区19箇所減)

- モデル県（秋田県、岩手県、静岡県、島根県、熊本県）における先行検討を基に、広域化・共同化計画策定にあたっての基本的な進め方を整理。
- 参考としてモデル県における検討事例も掲載。

1 総論

- ・人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設の老朽化に伴う大量更新期の到来等、経営環境が厳しさを増すなか、持続可能な事業運営を推進するために広域化・共同化計画を策定。
- ・計画策定にあたっては、都道府県が主体となって、市町村と連携して広域化・共同化計画を策定。

※本マニュアルは「都道府県構想策定マニュアル」のうち、「整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定」として広域化・共同化計画を検討する場合に活用する。本マニュアルに基づき検討した結果、地域バイオマス利活用を含む広域的な下水汚泥利活用について検討する場合には、「下水汚泥広域利活用検討マニュアル」を参照する。

2 基礎調査

- ・污水処理事業の現状（人口、職員数等）や関連計画等を収集。
- ・人・モノ・カネの観点から現状分析と将来予測を行い、課題等を整理。
- ・市町村に対するアンケート等により意向調査を行い、ブレインストーミング等により意識を醸成。

3 広域化・共同化ブロック割の検討

- ・基礎調査の結果や地理的要因、歴史的文化圏等を総合的に勘案してブロックに分割。
- ・ブロックごとの共通課題を抽出・整理。

※ブロック割は、検討を進める中で必要に応じて再編。

4 広域化・共同化メニュー案の検討

5 広域化・共同化計画への位置づけに向けた具体的な検討

- ・基礎調査の結果、市町村が意欲的に取り組みたいメニューや、共通課題を解決するために考えられるメニュー等について都道府県が提案し、メニューごとに実施する市町村のマッチングを検討。
- ・広域化・共同化メニューの効果検討、計画への位置づけに向けた詳細な検討（役割分担、法制度、事務手続き等）。
- ・計画への位置づけに向けた関係団体等との調整。

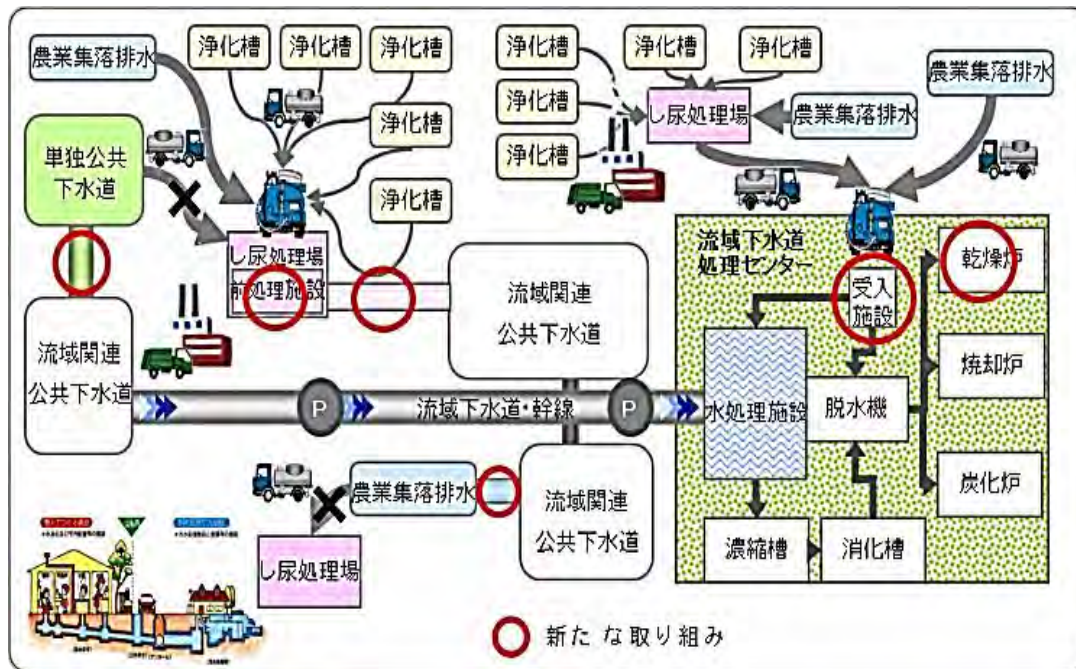
6 広域化・共同化計画のとりまとめ及び進捗管理

- ・実現に向けたロードマップを整理し、検討成果を取りまとめて広域化・共同化計画を策定。
- ・着実な実行のための計画の点検、進捗管理（概ね5年に1回程度の見直しの必要性検討）。

流域下水道処理施設を核とした広域化・共同化のイメージ

生活排水処理の広域共同化を進めるため、県管理の**流域下水道処理施設を核**とすることを、生活排水処理事業連絡協議会設立準備会議(H22.1)で提案

この提案により
広域化・共同化
は**具体の事業に**



あきた循環のみず推進計画 (H24.10策定)

生活排水処理サービスの継続的な提供のため、県と市町村が共有する施策の行動計画

【共有施策】

(広域共同化関係)

- ・単独公共下水道の流域関連公共下水道への接続
- ・農業集落排水の流域関連公共下水道への接続
- ・流域下水道処理施設とし尿処理場との共同処理
- ・県北地区での汚泥広域共同処理

■ 下水道と農業集落排水・し尿処理場との統合

◇ 農業集落排水9地区を流域関連公共下水道に接続(秋田市、湯上市、五城目町、八郎潟町、井川町の2市3町)

[コスト効果]

- 改築費6割減
- 維持管理費7割減

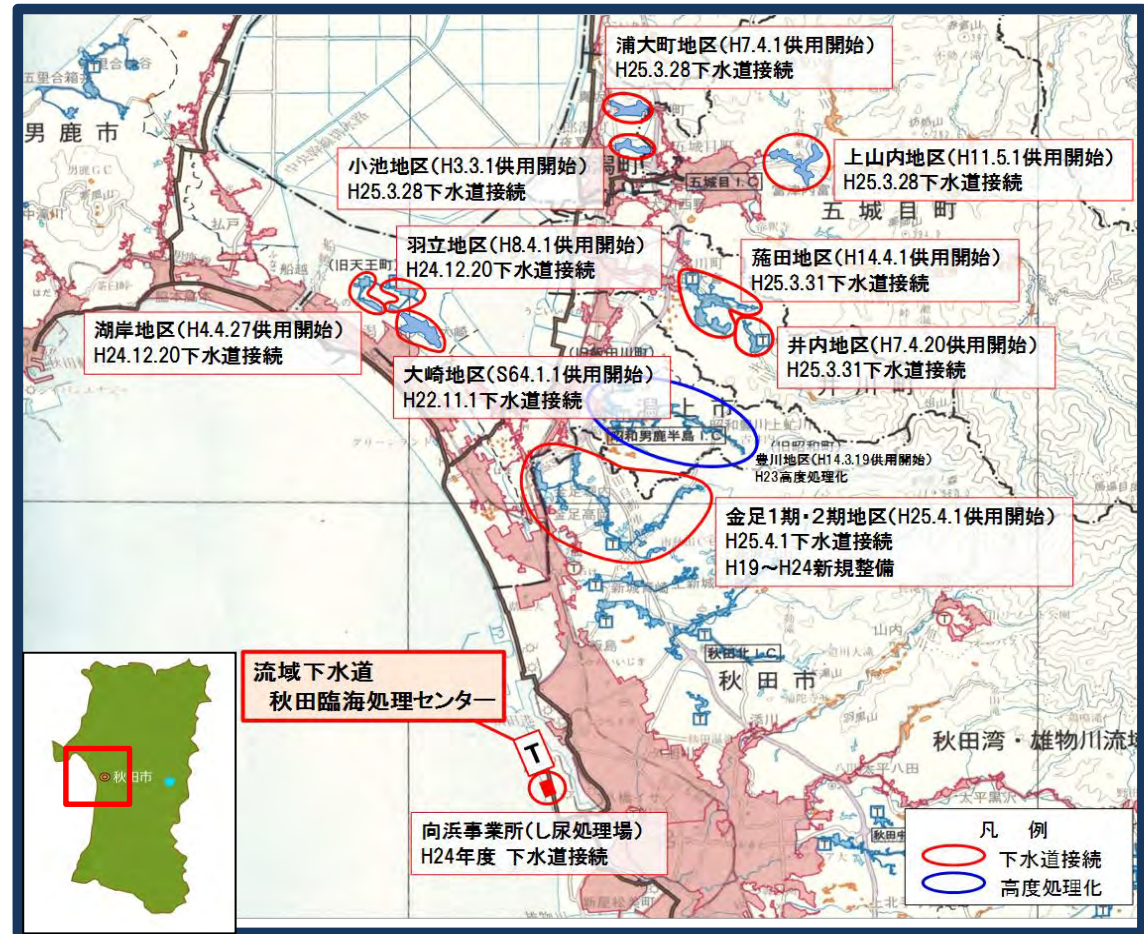
改築費は八郎湖の指定湖沼化に伴う高度処理対策費と接続費との差

集落排水処理施設建屋は防災備品保管庫等として活用

◇ 秋田市のし尿処理施設を接続流域関連公共下水道に接続

[コスト効果]

- 改築更新費6割減
- 維持管理費3割減



■ 流域下水道と単独公共下水道との統合

◇ 秋田市単独公共下水道八橋処理区を流域関連公共下水道に計画変更し、流域下水道と統合

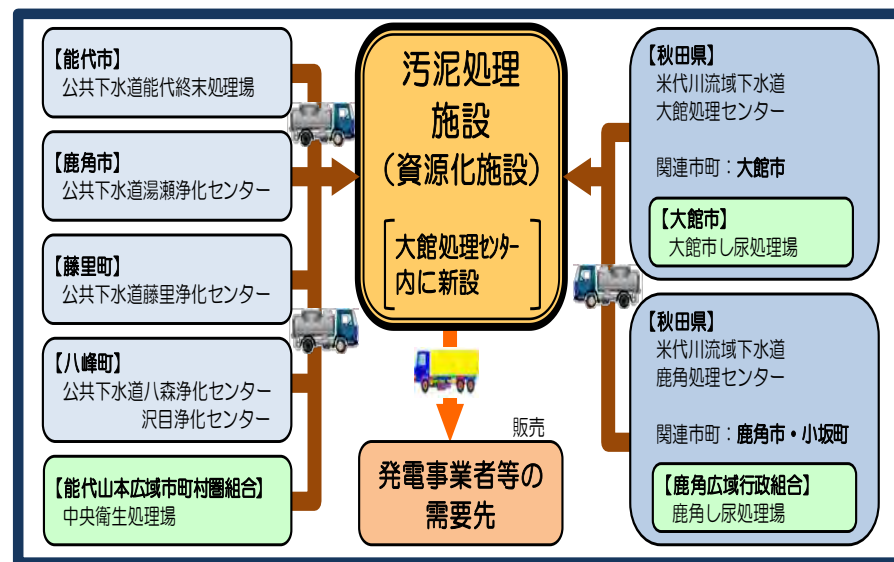
- ・ 統合により、秋田市八橋終末処理場の汚水処理機能は停止、雨水処理機能は継続



■ 県北地区広域汚泥処理事業

◇ 県北3市3町1組合の下水道終末処理場7施設、し尿処理場3施設から発生する汚泥を、流域下水道大館処理センターに設置する汚泥処理施設で集約処理、資源化

汚泥処理は乾燥又は炭化による資源化



※第7回研究会 秋田県発表資料より抜粋(一部加工)

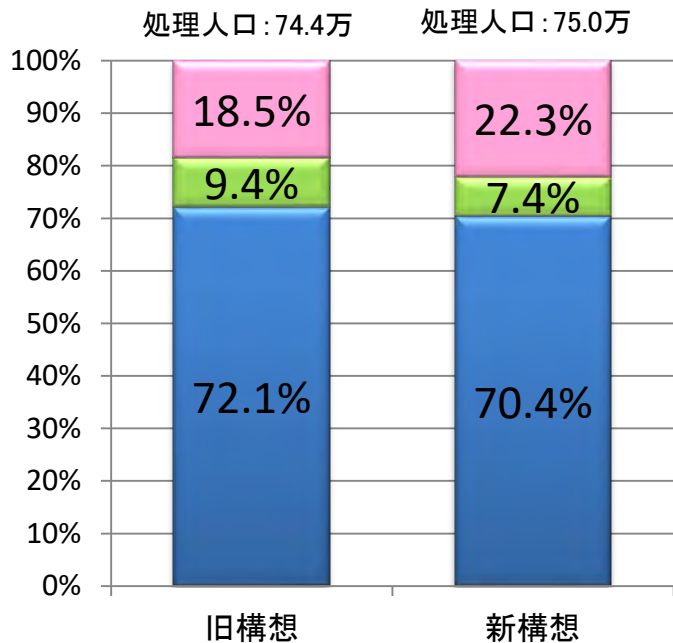
最適な污水处理施設の選択(最適化)(佐賀県)

○持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(平成26年1月30日公表)に基づく
都道府県構想等の見直し事例

<都道府県構想の見直し事例(佐賀県)>

佐賀県においては、平成28年3月に都道府県構想が見直され、浄化槽で処理される人口の割合が、18.5%から22.3%へ**3.8ポイント増加**。

構想見直しの事例



■公共下水道 ■集落排水 ■浄化槽

※1 集落排水には、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設を含む

※2 浄化槽には、コミュニティプラント等を含む

<市町村単位での見直し事例(佐賀市※)>

○ 污水处理に係る計画の見直しを実施

- ・公共下水道の処理区を統合し、終末処理場を削減、農業集落排水の処理施設を削減
- ・公共下水道と農業集落排水の処理区域を見直し、削減分を浄化槽に転換

○ 平成18年度に検討開始、平成30年度に下水道概成予定

	処理区域 (単位: ha)			終末処理場・処理施設		
	旧計画	新計画	増減	旧計画	新計画	増減
公共下水道	4,791	4,776	▲15	5	4	▲1
農業集落排水	790	358	▲432	27	15	▲12
浄化槽	37,560	38,007	+447	—	—	—

○効果額(計画)

【イニシャルコスト】

- ・処理施設減による削減効果額
- 建設改良費 △248億円

- ・浄化槽設置費用 +35億円

【ランニングコスト】

- ・維持管理費 △2.8億円(年間)

※H28.3に見直された佐賀県の都道府県構想以前の取り組み内容

下水道事業の広域化・共同化に係る地方財政措置（R元～）

趣旨

人口減少や施設の老朽化等に伴い、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、持続的な経営を確保する観点から、広域化・共同化を推進しようとするもの。

財政措置の概要

1. 広域化・共同化に係る事業に対する地方財政措置

① 対象事業

広域化施設整備計画に基づき実施される事業であって、公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のうち、**終末処理場、接続管渠、ポンプ場、污泥処理施設、し尿受入施設、遠隔監視・制御施設その他の広域化・共同化に要する施設の整備事業**
※単独の市町村内の同一の下水道事業に係る広域化・共同化に要する施設の整備については、本財政措置の対象外

② 財政措置

地方負担額の100%に下水道事業債（広域化・共同化分）を充当し、処理区域内人口密度に応じ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置
※平成30年度以前に発行した下水道事業債（広域化・共同化分）については、元利償還金の55%を普通交付税措置

③ 激変緩和措置

下水道事業が事業統合を行う場合、高資本費対策について激変緩和措置（据置5年＋激変緩和5年）

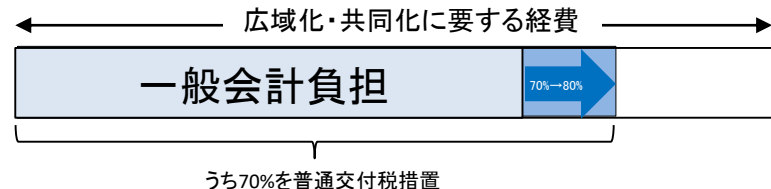
2. 都道府県が実施する「広域化・共同化計画」の策定や市町村の広域化・共同化の支援に要する経費等について普通交付税措置（～令和4年度）

<財政措置のスキーム> 交付税措置率（事業費補正分）

処理区域内人口密度（人/ha）	通常分	広域化分
25未満	44%	56%
25以上50未満	37%	49%
50以上75未満	30%	42%
75以上100未満	23%	35%
100以上	16%	28%

- ※ 通常分については、上記のほかに単位費用措置あり
- ※ 広域化分については、一般会計の負担を増額（3～7割→4～8割）し、その70%を交付税措置
- ※ 集落排水については、25未満と同等の措置

《処理区域内人口密度25人/ha未満の例》



緊急自然災害防止対策事業債の拡充（公共下水道事業関係）

対象経費

公共下水道事業における以下の対象施設に係る整備事業に要する経費として一般会計から下水道事業会計に繰り出した額

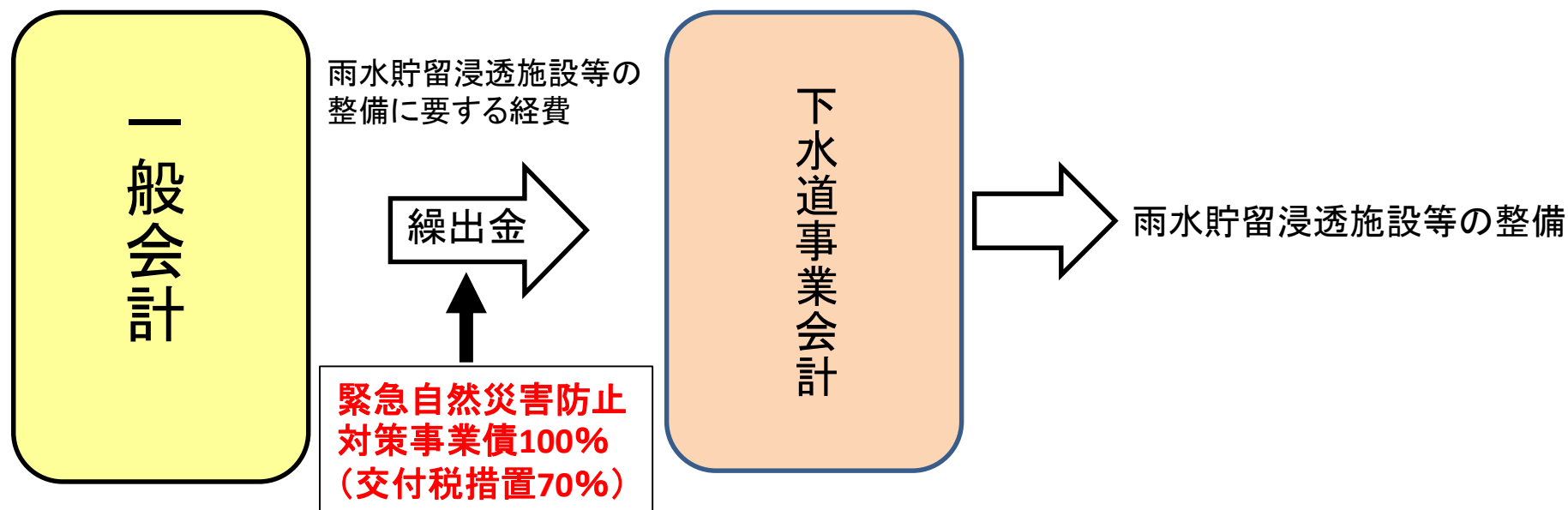
[対象施設] 雨水貯留浸透施設、雨水ポンプ、樋門、樋管

※ただし、流域治水対策に資する地方単独事業として実施するものに限る

財政措置

充当率100%

元利償還金の70%を交付税措置



※その他、一般会計事業として行う都市下水路、雨水公共下水道における内水氾濫対策事業にも緊急自然災害防止対策事業債の充当が可能

公立病院の経営改革の推進

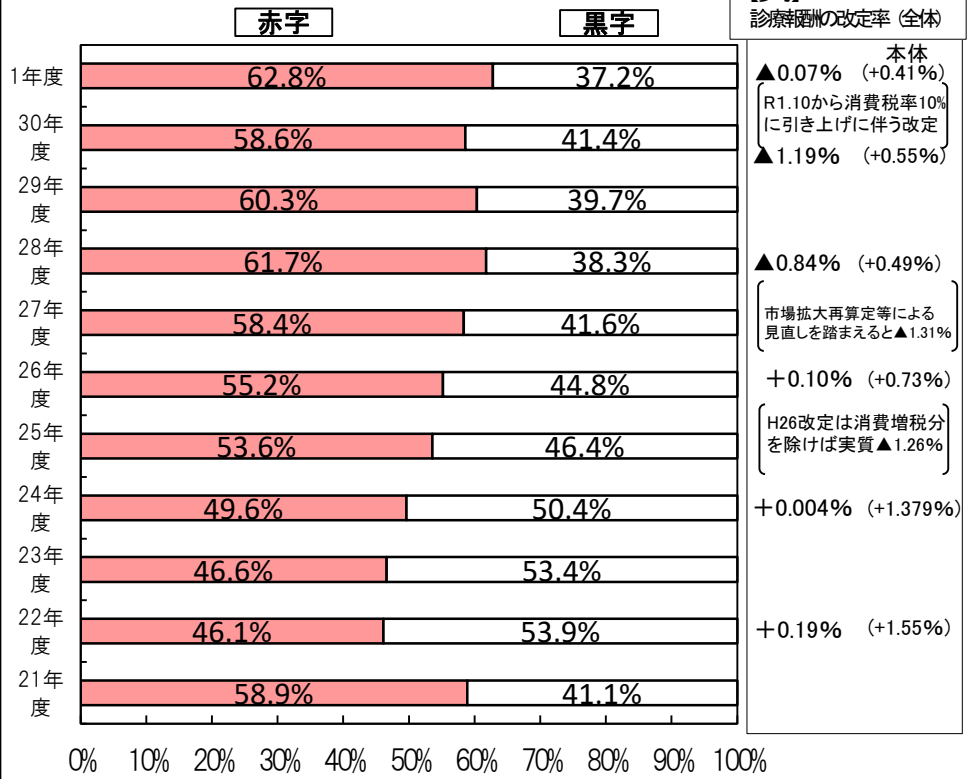
- 赤字である公立病院の割合は、平成22年度には5割以下となったものの、その後、増加に転じた。
- 総務省においては、平成26年度に、新公立病院改革ガイドラインを策定し、公立病院設置自治体に対して、同ガイドラインに基づく新公立病院改革プランの策定を要請。
- 赤字である公立病院の割合は、近年、増加傾向から概ね横ばいとなったが、その割合は6割前後と高止まりしており、引き続き厳しい経営状況。
- このため、へき地・救急・感染症医療等の不採算・特殊医療を含む地域における持続可能な医療提供体制の確保に向けて、公立病院改革の更なる推進が必要。

経常収支が赤字である病院の割合

○全病院数に占める経常損失・経常利益を生じた病院数の割合
(地方独立行政法人を含む)

■ 経常損失を生じた病院数
□ 経常利益を生じた病院数

【参考】
診療報酬の改定率(全体)



新公立病院改革ガイドライン(H27年3月)に基づく更なる改革の推進

1 新公立病院改革プランの策定を要請

○プランの内容:以下の4つの視点に立った取組を明記

地域医療構想を踏まえた役割の明確化

・病床機能、地域包括ケア構築等を明確化

経営の効率化

・経常収支比率等の数値目標を設定

再編・ネットワーク化

・経営主体の統合、病院機能の再編を推進

経営形態の見直し

・地方独立行政法人化等を推進

(※)都道府県が、2025年の機能別の医療需要・必要病床数と目指すべき医療提供体制等を内容とする地域医療構想を策定(H27～)(平成29年3月31日現在、全ての都道府県で策定済)。

2 都道府県の役割・責任を強化

○再編・ネットワーク化への積極的な参画、新設・建替へのチェック機能の強化等

3 地方財政措置の見直し

(1)再編・ネットワーク化への財政措置の重点化(H27年度～)

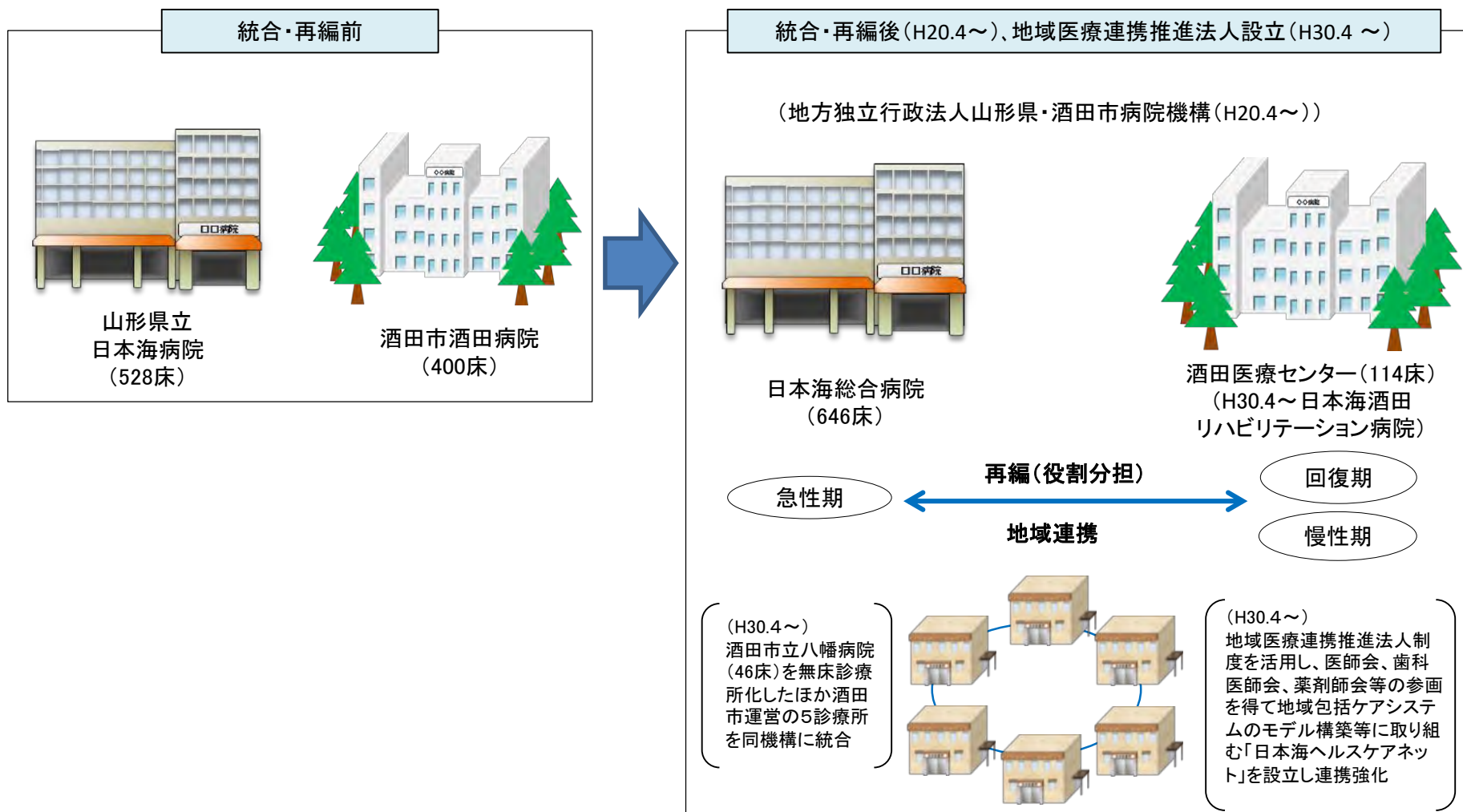
〔通常の整備 …… 25%地方交付税措置〕
〔再編・ネットワーク化に伴う整備 …… 40%地方交付税措置〕

(2)特別交付税措置の重点化(H28年度～)

- 措置率(8割)の導入、都道府県の役割・責任の強化、財政力に応じた算定
- 公的病院等への措置も公立病院に準じて継続

【公立病院再編事例】日本海総合病院(山形県)

◆ 県立病院と市立病院を経営統合し、地方独立行政法人を設立。急性期対応病院と回復期・慢性期対応病院として役割分担を明確化。



再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備に係る地方財政措置

新公立病院改革プランに基づき行われる公立病院等の再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備について、病院事業債(特別分)を措置(令和2年度までの措置)。

① 複数病院の統合

- 関係する複数病院が、統合により1以上減となることが原則。
- 経営主体も統合されていること。



原則として整備費全額が対象

② 相互の医療機能の再編

- 機能分担による病床規模又は診療科目の見直しを伴うことが必要。
- 経営主体が統合されていること。



再編に係る経費のみが対象

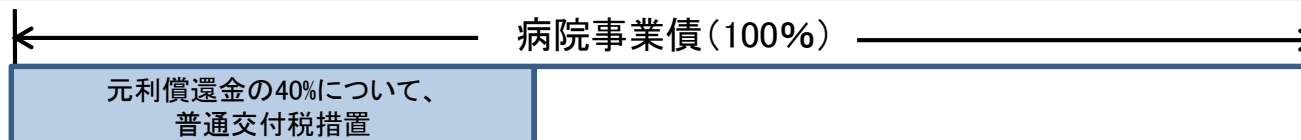
〔対象経費の例：遠隔医療機器、情報システムの統合整備費、高度医療施設、高度医療機器など〕

※ただし、経営主体の統合を伴わない場合でも、以下に掲げる全ての取組が行われていれば再編に係る経費を対象とする。

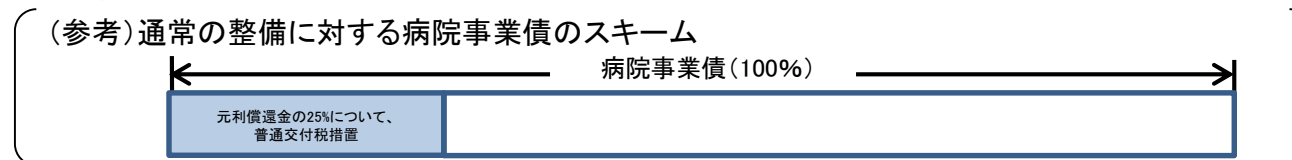
- ・機能分担による病床規模又は診療科目の見直し
- ・共同購入等による医薬品、診療材料等の効率的調達
- ・医師の相互派遣による協力体制の構築
- ・医療情報の共有等による医療提供の連携体制の構築



病院事業債(特別分)の対象：元利償還金の40%を普通交付税措置



※ 元利償還金の2/3について一般会計から繰出

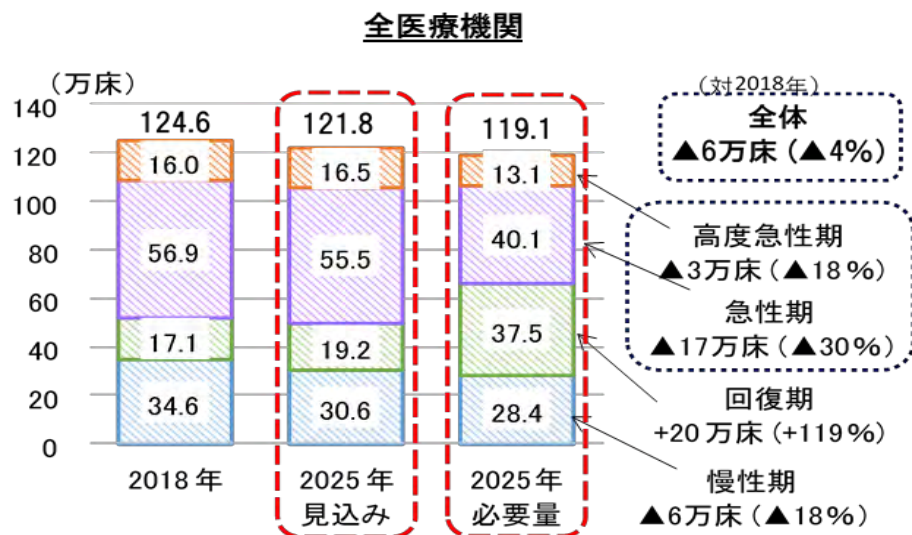


地域医療構想の実現に向けた持続可能な公立病院の医療提供体制の確保

「地域医療構想」は、急性期・回復期など医療機能毎の病床の2025年の必要量を二次医療圏毎に推計し、当該推計値と現状の乖離を踏まえて、病床の機能分化・連携を進めるための各都道府県毎の計画（H28年度中に全都道府県策定済）。

公立病院の役割は、民間では担えないべき地医療や感染症・救急・小児医療等の不採算医療等を提供し、地域ニーズに応じた持続可能な医療提供体制を確保すること。地域医療構想を踏まえつつ、各公立病院が自らの役割を改めて精査することが必要。

【機能別病床数の2025年見込みと必要量の比較】

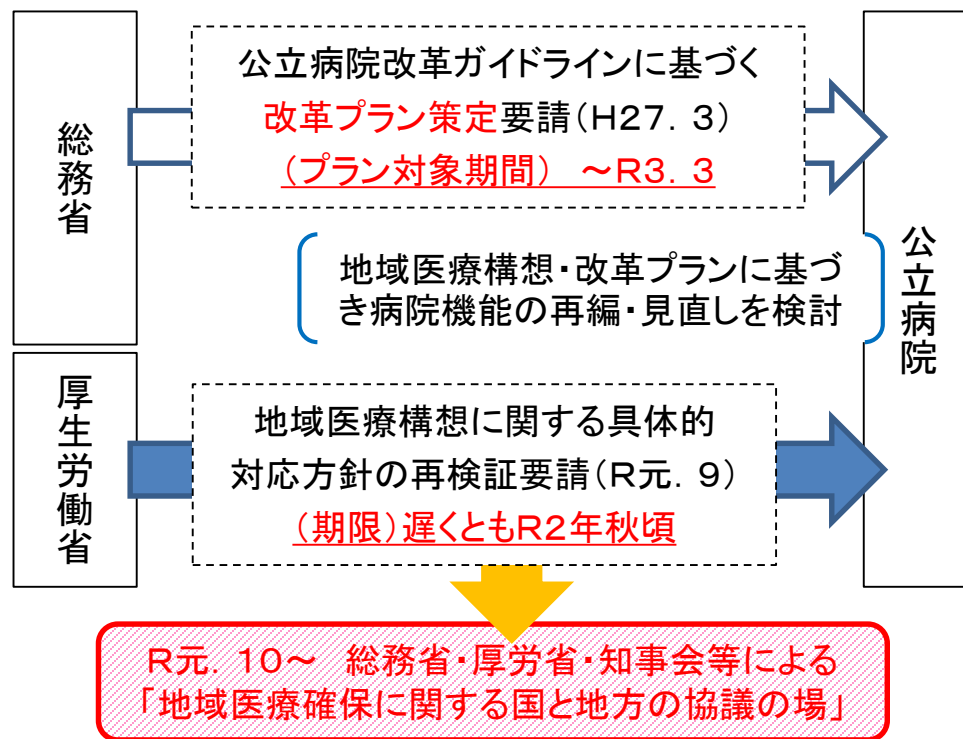


○ 2025年の病床の必要量と比べ、未だ開きがあり、特に急性期から回復期への転換が進んでいない。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今後の対応

- 改革工程表において厚労省は、地域医療構想の取組について、2020年度冬の感染状況を見ながら、具体的な工程を検討（R2.12）。
- 対象期間がR2年度末である公立病院改革ガイドラインの改定等についてもその時期も含めて再整理。

【これまでの取組み】



地域医療構想・公立病院改革に関する取組の進め方

「新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方」（令和2年12月 医療計画の見直し等に関する検討会）抜粋

(3) 地域医療構想の実現に向けた今後の工程

厚生労働省においては、各地域における検討状況を適時・適切に把握しつつ、自主的に検討・取組を進めている医療機関や地域についてはその検討・取組を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、各地域において地域医療構想調整会議を主催する都道府県等とも協議を行い、この冬の感染状況を見ながら、改めて具体的な工程の設定について検討することが適当と考えられる。

その際、地域医療構想に関しては、2025年の先も長期的に継続する人口構造の大きな変化を見据えつつ、地域ごとに、医療ニーズの質・量やマンパワー確保の状況などを勘案しながら、段階的に医療機能の分化・連携に向けた取組を進めていく必要がある中、その一里塚として、2023年度に各都道府県において第8次医療計画（2024年度～2029年度）の策定作業が進められることを念頭に置き、2022年度中を目途に地域医療構想の実現に向けた地域の議論が進められていることが重要となることにも留意が必要と考えられる。

「令和3年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」（令和3年1月22日総務省自治財政局財政課） 抜粋

2 公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次の事項にご留意いただきたい。

(3) 「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月31日付け総務省自治財政局長通知)の改定等を含む取扱いについては、その時期も含めて再整理することとしていること。なお、公立病院改革に関する各地域の自主的な取組に支障が生じないよう、令和3年度においても、公立病院の再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について、現行の地方財政措置を継続することとしていること。

再編・ネットワーク化に係る地方財政措置の延長について

【再編・ネットワーク化に係る地方財政措置のうち、令和2年度を期限とするもの】（※1）

- ① 病院事業債（特別分）
〈元利償還金に係る交付税措置率を通常25%から40%に引上げ〉
- ② 継承不良債務に係る病院事業債（一般会計出資債）
- ③ 既存施設の除却経費に係る特別交付税措置



令和3年度においても
財政措置を継続（※2）

※1 「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」（平成28年4月1日付け総務省自治財政局準公営企業室長通知）

※2 新公立病院改革ガイドラインにおいて期限の定めのない以下の経費に係る財政措置も引き続き継続。

- ・ 新公立病院改革プランの実施状況の点検・評価等に要する経費
- ・ 退職手当の支給に要する経費
- ・ 一定の要件を満たす他用途への転用の際の普通交付税措置の継続等
- ・ 許可病床削減時の普通交付税算定の特例

災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る地方財政措置について

- 災害拠点病院等の施設整備事業に係る病院事業債について、以下の改正（対象事業の明確化を含む。）を行う。

①対象医療施設

- ・ 災害拠点病院
- ・ 耐震化、土砂災害対策が必要な病院
- ・ 救急医療を担う病院



①対象医療施設

- ・ 災害拠点病院、**災害拠点精神科病院**
- ・ 耐震化、土砂災害対策が必要な病院
- ・ 救急医療を担う病院

②対象事業

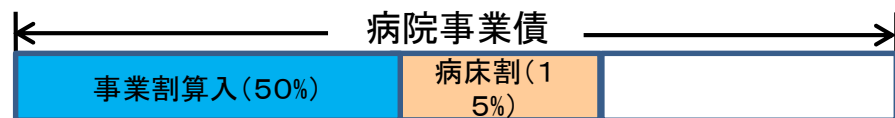
- ・ 自家発電装置等の設備の設置
- ・ 耐震化、土砂災害対策のための施設整備



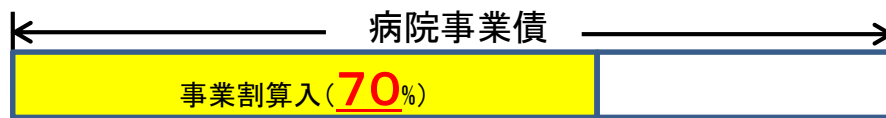
②対象事業

- ・ 自家発電装置等の設備の設置
（上層階への移設等を含む）
- ・ 耐震化、土砂災害対策のための施設整備

③交付税措置率



③交付税措置率



※ 事業割とは元利償還金（理論償還）に応じて普通交付税を措置するもの

※ 病床割とは病床数に応じて普通交付税を措置するもの

公立病院医療提供体制確保支援事業

<「経営改革支援」「診療支援」を一体として実施(事業イメージ)>

一体的支援事業主体 (※)

持続可能な質の高い地域医療提供体制の
確保に向けた**公立病院の支援に関する協定**

【支援内容例】

- ①病院機能・経営見直し助言
- ②指定管理者の受託
- ③医師等出向による診療支援
- ④遠隔診療支援
- ⑤医療人材研修 等

※②～⑤に要する経費は通常の病院運営経費として病院負担(一部既存の地方財政措置あり)

総務省

【基礎的支援】※総務省とJFMの共同事業

一体的支援事業主体からアドバイザーを継続派遣

・「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」として実施
(アドバイザー派遣経費はJFM負担)。具体的には以下のとおり。

医療政策に関する国の動き、診療報酬改定等の説明
支援事業主体による病床機能、経営形態の見直しの事例紹介
支援対象病院の求めに応じた病床機能・経営形態の見直しに係る
助言及び提案

【専門的支援】※総務省と一体的支援事業主体の共同事業

一体的支援事業主体の支援メニューを活用し
た診療・経営改革支援の実施計画作成

- ・一体的支援事業主体が支援対象市町村と協定を締結して実施
- ・支援期間・費用は市町村と一体的支援事業主体で協議。**一般会計繰出額の8割について特別交付税措置**(措置上限額4百万円)
- ・支援対象市町村は公募を行い、一体的支援事業主体・都道府県の意見を踏まえて総務省が決定(3~5団体/年)

中小規模市町村立病院
病床機能転換等を検討したい

へき地等に所在する三百床
未満程度の病院を想定

- ・市町村は病床機能転換等の検討状況に応じて**基礎的支援・専門的支援を選択して応募**
- ・支援対象病院が「**実施計画の執行**」も希望する場合は**一体的支援事業主体による指定管理等も相談可能**

※ 総務省と公益社団法人地域医療振興協会との間で令和3年1月5日に協定を締結。公益社団法人地域医療振興協会と概ね同等の一体的支援機能を有する医療機関・コンサルティング会社(これらの連合体を含む)からも協力の申し出があれば、随時連携協定の締結を検討。

(参考) 不採算地区中核病院の特別交付税算定イメージ

【第1種】 1,549千円 × 調整後病床数

【第2種】 1,033千円 × 調整後病床数

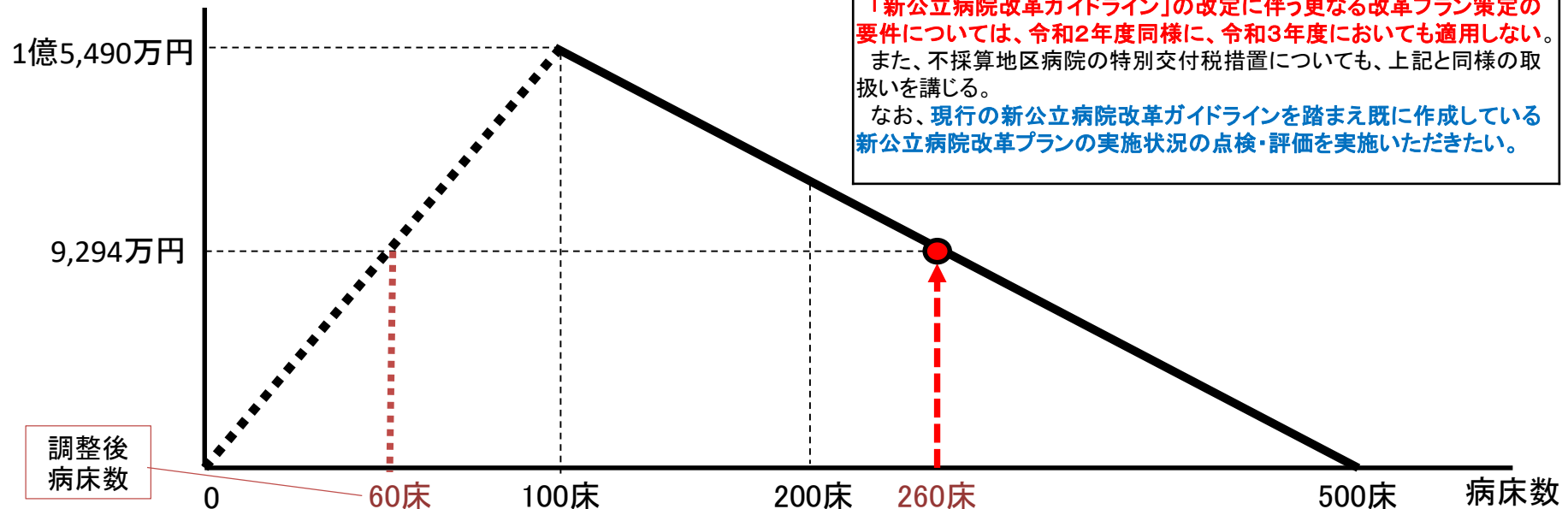
補正後許可病床数「 $100 - (\text{許可病床数} - 100) \times 1/4$ 」と稼働病床数とを比較して低い病床数で算定

- ※第1種 最寄りの一般病院までの移動距離が15km以上となる
位置に所在する一般病院
第2種 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径5km以内の
人口が3万人未満
(3万人以上10万人未満の場合、単価を逡減)

適用要件	
規模	許可病床数100床以上500床未満
機能	次の①及び②を満たすこと ① 都道府県の医療計画において、二次救急医療機関 又は三次救急医療機関として位置づけられていること ② へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること
<p>「新公立病院改革ガイドライン」の改定に伴う更なる改革プラン策定の要件については、令和2年度同様に、令和3年度においても適用しない。 また、不採算地区病院の特別交付税措置についても、上記と同様の取扱いを講じる。 なお、現行の新公立病院改革ガイドラインを踏まえ既に作成している新公立病院改革プランの実施状況の点検・評価を実施いただきたい。</p>	

(参考) イメージ図(第1種)

例 許可病床数260床(補正後許可病床数:60床)
稼働病床数200床の場合



6(3). 民間活用等

民間活用等の事例

指定管理者制度

【下水道事業】

- 茨城県「下水道施設における指定管理者制度導入」

【病院事業】

- 愛知県名古屋市「市立病院への指定管理者制度導入」
- 沖縄県久米島町「離島の不採算地区病院への指定管理者制度導入」

【その他の事業】

- 栃木県那須町「観光施設への指定管理者導入」【観光施設事業】
- 熊本県「駐車場事業への指定管理者導入」【駐車場事業】
- 青森県十和田地区食肉処理事務組合「十和田食肉センター指定管理者制度導入」【と畜場事業】

包括的民間委託

【下水道事業】

- 北海道岩内町・共和町「下水処理センターの包括的民間委託」
- 岩手県釜石市「下水道事業の包括的民間委託」
- 三重県伊勢市「下水道事業の包括的民間委託」
- 滋賀県大津市「下水道事業の包括的民間委託」
- 長崎県時津町「上下水道料金徴収等業務包括委託」
- 千葉県柏市「柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託」

地方独立行政法人

- 山形県 「山形県・酒田市病院機構(日本海総合病院)」
- 三重県桑名市 「桑名市総合医療センター」
- 長崎県佐世保市「佐世保市立総合病院」

PPP・PFI

【水道事業】

- 埼玉県「PFI方式による大久保浄水場排水処理施設等整備運営事業」
- 新潟県見附市「青木浄水場更新事業」
- 岡山県瀬戸内市「上水道施設統合整備事業及び上水道配水システム整備事業」
- 千葉県「BTO方式を活用した浄水場排水処理事業」
- 愛媛県今治市「DBM方式による(仮称)高橋浄水場整備等事業」

【下水道事業】

- 静岡県「汚泥燃料化施設のPPP/PFI事業」
- 浜松市「下水道事業へのコンセッション方式導入」
- 岩手県久慈市「PPP手法(DB方式)を活用した未普及地域解消事業」

ICT/IoTの利活用

【水道事業】

- 長野県「漏水調査機器貸し出しによる市町村への支援」
- 長野県「水道メーターを活用した「高齢者見守りシステム」」
- 静岡県伊東市「自動監視システムを活用した漏水調査」
- 徳島県阿南市「「クラウド型」統合監視システム導入」
- 福島県南会津町「広大な山間地域の町村合併に対応したIoT技術「クラウドシステム」利用の遠隔監視・管理」

【下水道事業】

- 長崎県長崎市「下水処理場へのWeb監視導入」

出典：「地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集（平成31年4月）」
(URL : http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/jirei.html)

PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年改定版)概要

背景

今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP/PFIの更なる推進を行う必要がある

PPP/PFI推進のための施策

PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面の見直し	地域のPPP/PFI力の強化等	その他
<ul style="list-style-type: none"> ○コンセッション事業に密接に関連する「建設」「改修」等について、運営権者が実施出来る業務の範囲を明確化し、民間事業者が創意工夫を活かしやすい環境整備を図る ○共有物に対して公共施設等運営権を設定する際の円滑な事業運営確保等のため、共有物分割請求権の行使を制限する期間の特例を設けるなど必要な措置の検討を行う ○キャッシュフローを生み出しにくいインフラ(道路や学校等の公共建築物等)についても積極的にPPP/PFIを推進するため、モデル事業実施やガイドライン事例集等の策定などの導入支援を行う ○SPC株式の流動化の促進のため、SPCの運営のあり方をガイドラインで示す等の環境整備を行う ○機動的な施設改修など創意工夫が発揮しやすいBOT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、現行の税制の特例措置の拡充等を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体等への積極的な支援 <ul style="list-style-type: none"> ・PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用について、交付金により適切に支援するとともに、支援分野の拡大等、取組が加速するインセンティブの検討を行う ・PFI事業の事後評価等のマニュアルを作成・周知し、今後の事業の改善への活用を促す ・PPP/PFIに係る業務経験を評価・認定し、人材を活用する仕組み等を検討する ・コンセッション方式に関する制度や活用事例とそこで生まれた創意工夫について、地方公共団体や民間事業者等へ情報共有する ○地域プラットフォームを通じたPPP/PFIの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるPPP/PFIの関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された地域プラットフォームの拡大及び継続的活動を支援する ・地域経済活性化に資する事業の実施のための措置を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ○民間提案制度に関する既存マニュアルについて、近年の活用実態・課題に応じた改定を行い、公共施設等の管理者等に対し、民間提案を受け付けるための体制整備を促すとともに周知する ○PFI推進機構の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・資金供給機能、コンサルティング機能を積極的に活用し、地域のPPP/PFI事業の一層の掘り起こしを図る ・現在の設置期限の延長も含めて、今後のあり方の検討を行う ○国・地方公共団体等が公共サービスの提供にあたって自ら資産を保有するという従来の手法以外の柔軟な手法(公共施設の非保有手法)について、活用が有効と思われる条件等の検討を行い、活用に向けた環境整備を行う

改定版概要

コンセッション事業等の重点分野

空港(6件)、水道(6件)、下水道(6件)、道路(1件)、文教施設(3件)、公営住宅(6件)については、集中強化期間中の数値目標は達成。今後も引き続き重点分野とし、コンセッション事業の導入促進等を図る。

水道【今後の経営のあり方の検討※30件:~令和3年度】※運営権制度に加え、広域化や多様な民活手法の活用を含む

下水道【実施方針策定6件:~令和3年度】

クルーズ船旅客ターミナル施設【令和2年度末の状況等を見て令和3年度以降の数値目標を改めて検討】、

MICE施設【6件:~令和3年度】、公営水力発電【3件:~令和2年度】、工業用水道【3件:~令和2年度】

事業規模目標

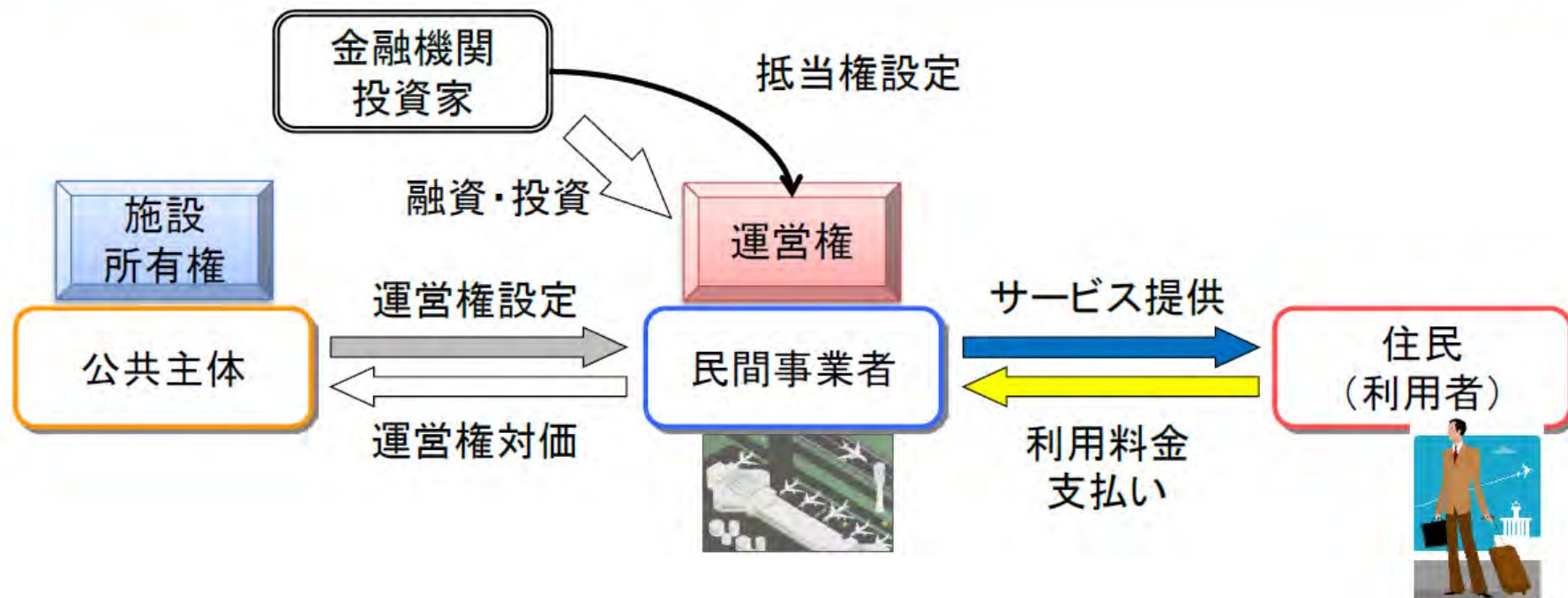
21兆円(平成25~令和4年度の10年間)

コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す)、

公的不動産利活用事業4兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す)、その他事業5兆円

公共施設等運営権(コンセッション方式)とは

- ・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。
(平成23年PFI法改正により導入)
- ・公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供。



浜松市におけるコンセッション(PFI)導入について ①

下水道

浜松市

<事業概要>

浜松市内最大処理区である西遠処理区において、
処理場・ポンプ場に運営権を設定し、民間事業者が**20年間**にわたり、
 対象施設の**維持管理と機械電気設備の改築更新**等を実施。

<運営権者>

代表企業: ヴェオリア・ジャパン株式会社
 構成員: ヴェオリア・ジェネッツ株式会社、JFEエンジニアリング株式会社
 オリックス株式会社、東急建設株式会社、須山建設株式会社



- ・効率的な維持管理や改築
- ・VFM 14.4%(優先交渉権者提案時)
- ・運営権対価: 25億円



平成26年度	事業スキームの検討、公募書類の作成、資産調査など	国土交通省にて財政的支援及び技術的助言を実施
平成27年6月	実施方針(素案)の公表	
平成27年12月	実施方針(案)要求水準書(案)の公表	
平成28年2月	下水道条例の改正 実施方針の公表 特定事業の選定・公表	包括的民間委託
平成28年4月～	西遠流域下水道移管	
平成28年5月	募集要項等の公表	
平成29年3月	優先交渉権者の選定	
平成29年4月	基本協定の締結	
平成29年10月	運営権設定・実施契約の締結	
平成30年4月	コンセッション事業開始	

運営権者

【対象施設】
処理場・2ポンプ場
(改築は土木・建築は除く)

経営
利用料金(10/10)

維持管理
利用料金(10/10)

改築
市負担分(9/10)

利用料金(1/10)

運営権者
任意事業
(独立採算)

西遠処理区
使用者

使用料

浜松市

【対象施設】
管路
処理場・2ポンプ場の
土木・建築

モニタリング

運営権設定

運営権実施契約

運営権対価

利用料金

利用料金收受委託

改築費(市負担分)

財源：国補助金(5.5/10)
市起債(3.5/10)
※補助率が高率の場合

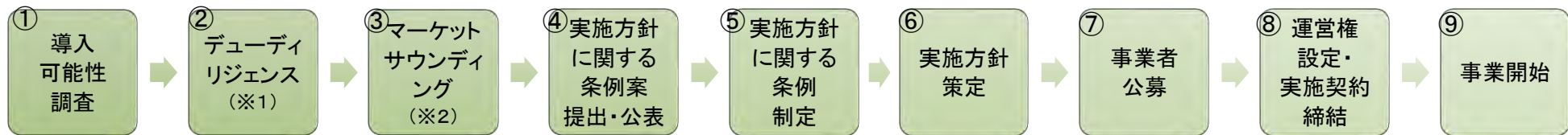
改築費国補助金
(5.5/10) ※補助率が高率の場合

国

- 運営権者が支払った改築費1/10のうち事業期間終了以降に係る減価償却費相当額は、事業期間終了時に市が支払う

公営企業におけるコンセッション導入の検討・準備の状況

コンセッション事業開始までの主な手続



※1 デューデリジェンス(資産評価)

:コンセッション事業の導入前に、対象施設等について、資産、法務、財務等の状況に係る調査を実施すること

※2 マーケットサウンディング(民間投資意向調査)

:コンセッション事業の制度設計に反映させることを目的として、民間事業者等に対してヒアリングを実施すること

公営企業におけるコンセッション導入の状況

【出典】令和2年4月9日第9回構造改革徹底推進会合 (PPP/PFI)資料及び自治体のHPより

【水道】 団体名	検討・進捗状況
宮城県	⑦ 事業者公募(令和4年度事業開始予定)
大阪市	⑤ 実施方針に関する条例制定
静岡県伊豆の国市	③ マーケットサウンディングを実施
宮城県村田町	② デューデリジェンスを実施
北海道ニセコ町	① 導入可能性調査を実施
北海道木古内町	① 導入可能性調査を実施
滋賀県近江八幡市	① 導入可能性調査を実施
福岡県大牟田市	① 導入可能性調査を実施
【工業用水道】 団体名	検討・進捗状況
宮城県	⑦ 事業者公募(令和4年度事業開始予定)
熊本県	⑦ 事業者公募(令和3年度事業開始予定)
大阪市	⑤ 実施方針に関する条例制定
鳥取県	② デューデリジェンスを実施
香川県三豊市	② デューデリジェンスを実施

【下水道】 団体名	検討・進捗状況
浜松市	⑨ 事業開始(平成30年4月～)
高知県須崎市	⑨ 事業開始(令和2年4月～)
宮城県	⑦ 事業者公募(令和4年度事業開始予定)
神奈川県三浦市	④ 実施方針に関する条例案を提出・公表(令和5年度事業開始予定)
山口県宇部市	③ マーケットサウンディングを実施
宮城県村田町	② デューデリジェンスを実施
石川県小松市	① 導入可能性調査を実施
大分県大分市	① 導入可能性調査を実施
福岡県大牟田市	① 導入可能性調査を実施
【ガス】 団体名	検討・進捗状況
滋賀県大津市	⑨ 事業開始(平成31年4月～)
【電気】 団体名	検討・進捗状況
鳥取県	⑦ 事業者公募(令和2年9月事業開始予定)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)の一部を改正する法律の概要

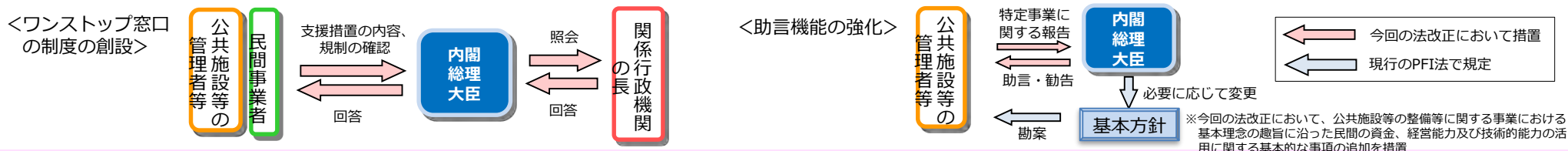
背景・必要性

- PPP/PFIの着実な推進を図る観点から、政府は、10年間（平成25年度から令和4年度まで）に21兆円の事業規模目標を掲げている（PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版））。
- 上記目標を達成すべく、国による支援機能を強化するとともに、国際会議場施設等の公共施設等運営事業（コンセッション事業）の実施の円滑化に資する制度面での改善措置及び上下水道事業におけるコンセッション事業の促進に資するインセンティブ措置を講ずる。

法案の概要

(1) 公共施設等の管理者等及び民間事業者に対する国の支援機能の強化等

公共施設等の管理者等及び民間事業者による特定事業に係る支援措置の内容及び規制等についての確認の求めに対して内閣総理大臣が一元的に回答する、いわゆるワンストップ窓口の制度の創設、内閣総理大臣が公共施設等の管理者等に対し特定事業の実施に関する報告の徴収並びに助言及び勧告に関する制度の創設等の措置を講ずる。



(2) 公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合*における地方自治法の特例

- ① 利用料金の設定の手続については、実施方針条例において定められた利用料金の範囲内で利用料金の設定を行うなどの条件を満たした場合に地方公共団体の承認を要しない旨の地方自治法の特例を設ける。
- ② 公共施設等運営権の移転を受けた者を新たに指定管理者に指定する場合において、条例に特別の定めがあるときは、事後報告で可とする旨の地方自治法の特例を設ける。

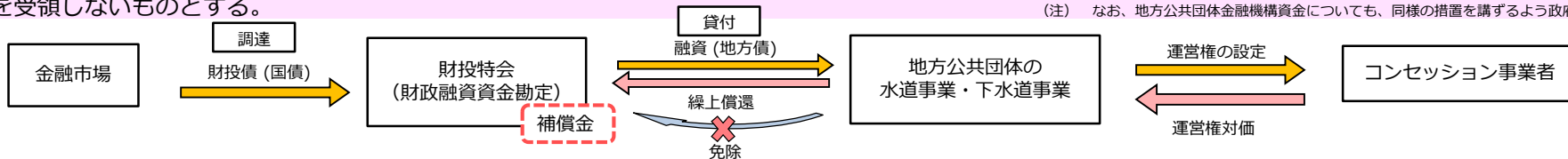
	コンセッション制度		指定管理者制度	
	届出	承認	届出	届出
利用料金の設定	届出	承認	届出	届出
運営権の移転の許可・指定管理者の指定に係る議会の議決	条例に特別な定めがある場合において不要	必要	条例に特別な定めがある場合において不要	条例に特別な定めがある場合において事後報告で可

※国際会議場施設、音楽ホールなど

この表は、PFI法による特例を示しています。指定管理者制度では、利用料金の設定に承認が必要でしたが、PFI法による特例により、届出制に変更されています。また、運営権の移転についても、条例に特別の定めがある場合は事後報告で可とされています。

(3) 水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る補償金の免除

政府は、平成30年度から平成33年度までの間に実施方針条例を定めることなどの要件の下で、水道事業・下水道事業に係る公共施設等運営権を設定した地方公共団体に対し、当該地方公共団体に対して貸し付けられた当該事業に係る旧資金運用部資金の繰上償還を認め、その場合において、繰上償還に係る地方債の元金償還金以外の金銭（補償金）を受領しないものとする。



(注) 第196回通常国会で成立し、平成30年6月20日に公布済み。

官民連携の推進に係る水道法の改正について

背景

- 水道事業は、原則として市町村が経営するものとされている。(第6条)
- 一方で、水道の基盤の強化の一つの手法として、PFIや業務委託等、様々な形の官民連携に一層取り組みやすい環境を整えることも必要。
- 現行制度においても、PFI法に基づき、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定することは可能。
- ただし、施設の運営権を民間事業者を設定するためには、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けることが必要。
- 地方公共団体から、不測のリスク発生時には地方公共団体が責任を負えるよう、水道事業の認可を残したまま、運営権の設定を可能として欲しいとの要望。



改正概要

平成30年12月6日成立
平成30年12月12日公布

- 最低限の生活を保障するための水道の経営について、市町村が経営するという原則は変わらない。
- 一方で、水道の基盤の強化のために官民連携を行うことは有効であり、多様な官民連携の選択肢をさらに広げるという観点から、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者を設定できる方式を創設。(第24条の4)
- 具体的には、地方公共団体はPFI法に基づく議会承認等の手続を経るとともに、水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、民間事業者に施設の運営権を設定。
 - ※ 運営権が設定された民間事業者(運営権者)による事業の実施について、PFI法に基づき、
 - ・ 運営権者は、設定された運営権の範囲で水道施設を運営。利用料金も自ら收受。
 - ・ 地方公共団体は、運営権者が設定する水道施設の利用料金の範囲等を事前に条例で定める。
 - ・ 地方公共団体は、運営権者の監視・監督を行う。

7. 見える化の推進

- 公営企業会計の適用拡大
- 「経営比較分析表」の策定・公表

公営企業における更なる経営改革の推進

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念



さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・PDCA

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において令和2年度までに策定するとともに、PDCAサイクルにより必要な見直しを図る

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・
公営で行う必要性 (※1)

②事業としての持続可能性

③経営形態
(事業規模・範囲・担い手)

事業廃止

民営化・民間譲渡

広域化等 (※2)

民間活用

(※1): 水道事業及び下水道事業については、公営で行う必要性が高く、地方公共団体の事業主体としての位置づけが法定されていることから、②・③を議論し、広域化等及び民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化や病院事業における再編・ネットワーク化を含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

地方公営企業法適用の意義

公営企業とは: 住民生活に身近な社会資本の整備及びサービスの提供を行う主体

公営企業を取り巻く状況の変化と改革の必要性

- 著しい人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



将来にわたって持続可能な経営を確保するために、「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要

地方公営企業法財務規定等の適用

目的

- 経営状況(損益情報・ストック情報等)の的確な把握等
⇒ 経営効率化、経営改革の推進
⇒ より適切な説明責任

公営企業会計の適用

- 発生主義・複式簿記の採用
- 経営成績(毎年度の利益・損失等フロー情報)・財政状態(資産・負債等ストック情報)の早期把握

予算・資産の弾力的運用

- 業務量の増加に応じた収入の支出への充当
- 資産の運用に係る特例(議会の議決不要)

期待される効果

将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握

➤ 持続可能なストックマネジメント等の推進

➤ 適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能に

➤ 広域化、民間活用等の抜本改革の推進

➤ 企業間での経営状況の比較

➤ 分かりやすい財務情報に基づく
住民や議会によるガバナンスの向上

➤ 職員の経営マインドの育成

公営企業会計の適用拡大のロードマップ

H27.1月 総務大臣通知等により要請

H31.1月 総務大臣通知等により要請

H27

H28

H29

H30

R元

R2

R3

R4

R5

R6

<集中取組期間>

<拡大集中取組期間>

○ 簡易水道・下水道(公共・流域)
<人口3万人以上>

移行

(移行完了)

新ロードマップ

○ 簡易水道・下水道(公共)
<人口3万人未満>

できる限り移行

移行

※ ただし、既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでない

○ 下水道(集排・浄化槽)

団体の実情に応じて移行

できる限り移行

○ その他の事業

公営企業として継続的に経営を行っていく以上、原則として公営企業会計への移行が求められる。特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討

ロードマップ

公営企業会計適用の取組状況(R2.4.1時点)

- 人口3万人以上の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済及び適用取組中」の団体の割合は、簡易水道事業で98.4%、公共下水道事業及び流域下水道事業で100%、その他の下水道事業で78.5%となっている。
- 人口3万人未満の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済及び適用取組中」の団体の割合は、簡易水道事業で69.1%、下水道事業で66.7%となっている。

下記の取組状況調査結果は、総務省HPIにおいて公表。 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html

○簡易水道事業※1

	人口3万人以上				人口3万人未満				全団体			
	R2.4.1時点		H31.4.1時点		R2.4.1時点		H31.4.1時点		R2.4.1時点		H31.4.1時点	
① 適用済及び適用に取組中	306	(98.4%)	304	(97.7%)	405	(69.1%)	272	(46.3%)	711	(79.3%)	576	(64.1%)
② 検 討 中	5	(1.6%)	7	(2.3%)	158	(27.0%)	208	(35.4%)	163	(18.2%)	215	(23.9%)
③ 検 討 未 着 手	0	(0.0%)	0	(0.0%)	23	(3.9%)	108	(18.4%)	23	(2.6%)	108	(12.0%)
合 計	311	(100%)	311	(100%)	586	(100%)	588	(100%)	897	(100%)	899	(100%)

○下水道事業※2

	人口3万人以上						人口3万人未満				全団体			
	公共下水道事業及び流域下水道事業			その他の下水道事業			R2.4.1時点		H31.4.1時点		R2.4.1時点		H31.4.1時点	
	R2.4.1時点		H31.4.1時点		R2.4.1時点		R2.4.1時点		H31.4.1時点		R2.4.1時点		H31.4.1時点	
① 適用済及び適用に取組中	810	(100%)	811	(99.5%)	377	(78.5%)	544	(66.7%)	280	(34.5%)	1,356	(82.8%)	1,092	(66.6%)
② 検 討 中	0	(0.0%)	4	(0.5%)	77	(16.0%)	246	(30.1%)	410	(50.5%)	252	(15.4%)	418	(25.5%)
③ 検 討 未 着 手	0	(0.0%)	0	(0.0%)	26	(5.4%)	26	(3.2%)	122	(15.0%)	29	(1.8%)	130	(7.9%)
合 計	810	(100%)	815	(100%)	480	(100%)	816	(100%)	812	(100%)	1,637	(100%)	1,640	(100%)

取組の更なる推進に向けて、簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方財政措置について、

- ・人口3万人以上の地方公共団体は、令和3年度から公営企業会計の適用を要件に加える
- ・人口3万人未満の地方公共団体は、新ロードマップの要請期限である令和6年度から公営企業の適用を要件に加えることとしている。

骨太の方針及び改革工程表2020

骨太の方針2020

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ

① 持続可能な地方自治体の実現等

地方公営企業について、公営企業の業務効率化とデジタル化を徹底して進めるとともに、**実情や費用対効果を踏まえつつ、全公営企業の公営企業会計への移行を5年以内**に実現することを目指し工程を明確化する。

経済財政運営と改革の基本方針2020

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】	○重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人未満）【2024年度予算から対象団体の100%】	4. 公営企業会計の適用促進 a. 重点事業（下水道、簡易水道事業）について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても、特に小規模な団体の取組が円滑に進むよう支援するなど公営企業会計の適用を一層促進。《総務省》 b. その他の事業（港湾整備、市場、と畜場、観光施設等）について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。 《総務省》			
	○その他の事業における公営企業会計の適用事業数【増加】				

公営企業会計適用による経営上の効果①(原価算定)

○給水原価の適切な把握により、適正な使用料の設定と経営健全化につなげることができた。

概要・背景

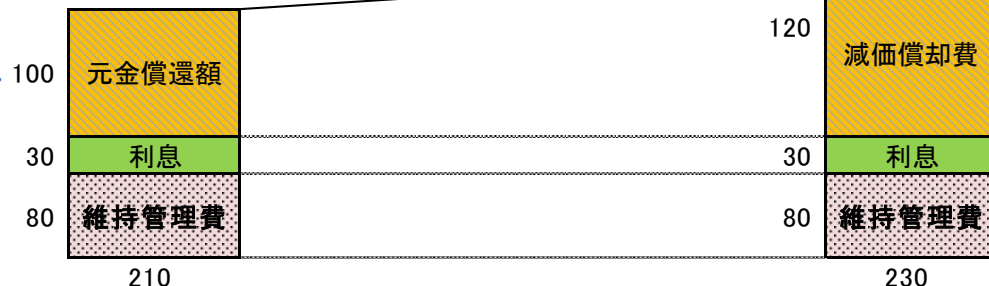
- 簡易水道事業において、公営企業会計適用前は企業債元金償還額を「減価償却費」とみなして原価に反映させ、料金を算定していたが、適用後は「減価償却費」を正確に把握することが可能となり、より精緻な料金算定が可能となった。

事例

【企業会計適用前の給水原価】

【企業会計適用後の給水原価】

元金償還額を「減価償却額」とみなす
 ↓
 ○償還期間に限り原価に反映
 ○起債額の多寡で原価への反映額異なる等



「減価償却額」を把握可能
 ↓
 ○より精度の高い原価の期間配分が可能(適正な期間、コストを原価に反映)
 ○起債額に関わらず、資産の経済的価値とその減耗分を原価に反映可能等

特有の事情として、自己資金を活用し、起債発行額を抑制したため、簡易水道事業会計の支出額(原価)は少なく済んでいた。

収支を概ね均衡させるため、原価にあわせて使用料水準を抑制。

公営企業会計適用により、減価償却費等のコストを精緻な水準で把握することが可能となったため、精緻なコスト情報を基に、より適切な使用料改定を行うことが可能となった。

(注1) 論点を単純化するため、建設時の国庫補助金や維持管理費等への一般会計繰入金はゼロとしている。

(注2) 投資の合理化、経費節減などの経営努力はすでに行っているものとする。

効果

- 公営企業会計の適用を行い、費用のより適正な期間配分が可能となったため、期間費用を使用料で負担いただくという、明確な根拠を持った説明を行うことができ、適正な水準への使用料改定に向けて動き出すことが可能となった。
- 原価を反映した料金算定が行われなかったことにより、経営が悪化していたが、健全化に取り組むことが可能となった。

公営企業会計適用による経営上の効果②(整備手法見直し)

○適切なコスト計算が実施可能となり、より効率的な整備手法の選択につなげることができた。

概要・背景

- 公営企業会計適用前は正確なコストの算定が困難であったが、適用後に減価償却費を含むコストを算定すると、人家がまばらな市街化調整区域において、公共下水道の整備を推進することで、汚水処理原価が大幅に上昇することが判明した。
- 3年前に平均20%程度の下水道使用料の値上げを行ったばかりであり、さらなる大幅値上げは避けたい事情があった。

事例

- 公営企業会計を適用して、減価償却費等を含む適正な損益計算を行った結果、正確なコストが把握可能となった。そこで、他の選択肢がないか検討したところ、市町村設置型浄化槽は安いコストで整備可能ことが判明した。
- 公共下水道のまま整備を進めた場合と市町村設置型浄化槽で進めた場合の汚水処理原価の比較は以下のとおり。

公共下水道のまま整備を進めた場合	市町村設置型浄化槽で進めた場合
251.3円⇒ <u>283.8円</u>	251.3円⇒ <u>258.1円</u>

(注)公共下水道は50年、浄化槽は30年を耐用年数とした減価償却費をコスト計算に含めた。

効果

- より効率的な整備手法を選択することで、住民負担の大幅増加を回避することにつながった。
- 公共下水道に比して浄化槽の耐用年数は短いものの、将来の人口減少に伴う世帯数や処理水量の減少を考慮すれば、耐用年数の長い投資よりも、耐用年数の短い投資のほうが、環境変化に弾力的に対応しやすくなる。
- 市町村設置型浄化槽等の推進にPFI方式を活用することで、概ね1ヶ月以内に設置完了となるため、供用開始まで5~10年を要する公共下水道よりも早期に適正な汚水処理の実現につながった。

公営企業会計の適用拡大に係る支援方策

1. 人的支援制度

- 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じて公営企業会計の適用に係るアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」を創設(令和3年度～)
- 専門人材を活用し、小規模な団体における公営企業会計の適用のモデル事業を引き続き実施。

2. マニュアル・先進事例集

- 公営企業会計の適用に係る具体的な業務について取りまとめたマニュアルや、先行団体の事例を掲載した先進事例集、団体からの質問を取りまとめた質疑応答集を作成・公表(H31年3月)。
- 利便性向上のため、各種マニュアル等を一元化した上で、地方公共団体における取組の進捗や各団体との質疑応答を踏まえ、先進事例集や質疑応答集を充実。

3. 都道府県による市町村の支援

- 都道府県による市町村を対象とした公営企業会計の適用推進のための研修等のほか、都道府県と市町村が参加する体制を構築したうえで、個別相談会や、専門人材の養成及び各市町村への派遣を実施。
- 都道府県がこれらの取組に要する経費について、交付税措置。

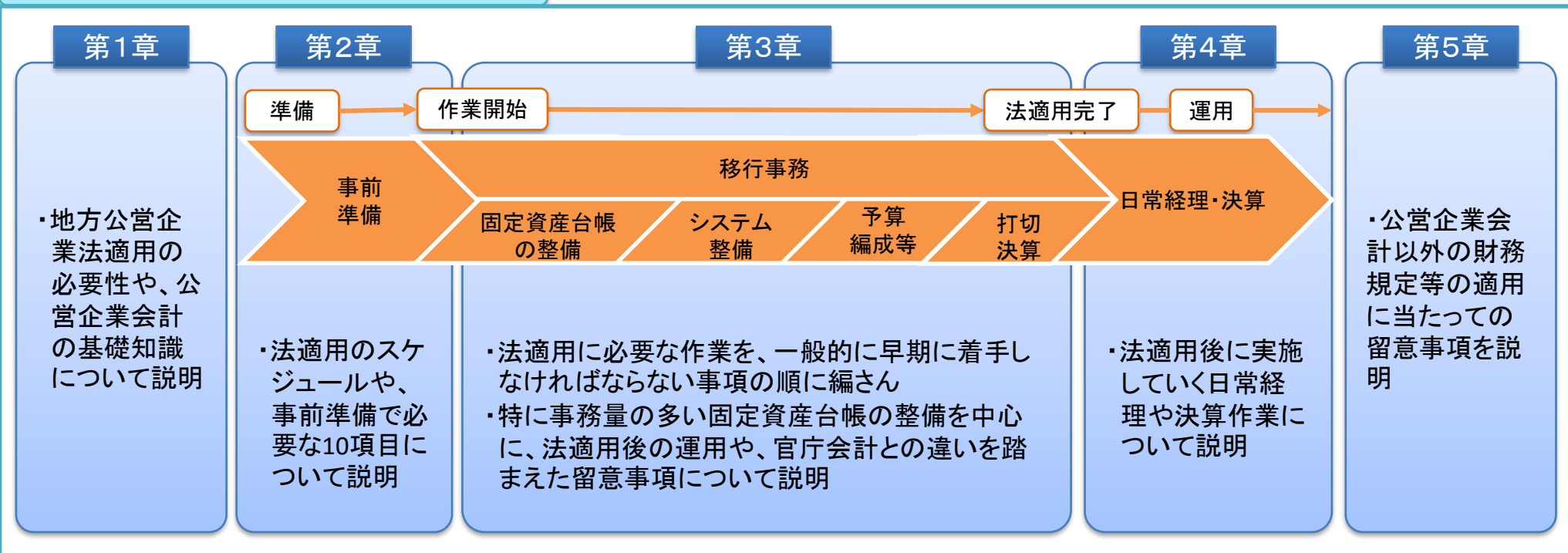
4. 地方財政措置

- 公営企業会計の適用に要する経費に充当するための公営企業債(公営企業会計適用債)を措置し、その元利償還金に対して交付税措置。

地方公営企業法の適用に関するマニュアル(平成31年3月改訂版)について

- 公営企業会計の適用に当たって必要となる事務を時系列順に明確化するとともに、事例集や質疑応答集を充実させることで、十分な知見を有していない団体の円滑な取組に資するよう配慮

第1編 地方公営企業法適用の手引



第2編 参考資料

公営企業会計の適用の更なる推進を要請した通知のほか、公営企業会計の適用にあたって必要となる予算・決算の様式や勘定科目(例)を記載

第3編 先行事例集

小規模団体及び、簡易水道・下水道事業以外の事業の参考となるよう、平成27年1月に公表した先行事例集以後に法適用した事例を追録

第4編 質疑応答集

人口3万人以上の団体における取組の中で多かった質問等を追録するとともに、財政措置等に関する質疑応答については、現在の措置に沿った記述に更新

公営企業会計の適用拡大に係る地方財政措置

1. 公営企業会計の適用に要する経費に係る地方財政措置

- 概要: 公営企業会計適用に要する経費について、地方債(公営企業会計適用債)を充当した場合に、その元利償還金の一部を一般会計からの繰出しの対象とし、当該繰出しについて地方交付税措置
- 対象経費: 地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費並びに財務規定等を適用した日の属する年度における会計処理及び財務諸表の作成に要する経費等をいう。ただし、財務規定等の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。)
 - ※ 「公営企業経営支援人材ネット事業」に登録されている専門人材招へいに要する経費を対象にできる(公営企業経営支援人材ネット事業に要する経費に関する特別交付税の対象とする場合を除く)。
 - ※ 財務規定等を適用した1年目における決算書類の作成等に係る外部委託費も対象となる。
- 財政措置:
 - ー 簡易水道事業 : 元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の100%に普通交付税措置
 - ー 下水道事業 : 元利償還金の一部に繰出し、元利償還金の21~49%に普通交付税措置
 - ー 上記以外の事業: 元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の50%に特別交付税措置
(都道府県・指定都市については財政力補正あり)
- 対象期間: 令和5年度まで ※R6.4.1に適用した団体は、令和6年度中の会計処理及び財務諸表の作成に要する経費も対象

2. 都道府県が行う市町村への支援に係る地方財政措置

- 概要: 都道府県が行う市町村の公営企業会計適用の取組への支援に要する経費について、普通交付税措置
- 対象経費: 会議・研修会等の開催、市町村を対象とした個別相談の実施、個別市町村との連絡調整(職員派遣等)、専門人材養成(研修実施費等)に要する経費
- 対象期間: 令和5年度まで

3. 公営企業会計適用前後の資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

- 概要: 公営企業会計の適用に伴い資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講ずる
- 措置内容: 令和6年4月1日までに会計適用した事業について、3年間にわたって激変緩和措置を実施(会計適用後の発行可能額が非適用の場合の算定方法に基づく発行可能額を下回る場合、差額に一定率を乗じた額を加算)

「経営比較分析表」を活用した公営企業の全面的な「見える化」の推進

「経営比較分析表」による見える化の徹底

○各公営企業が必要な住民サービスを安定的に継続していくため、これまで以上に経営指標を活用して、現状・課題等を的確に把握するとともに、議会・住民等にわかりやすく説明する必要があることから、「経営比較分析表」の策定及び公表を要請。
(平成27年11月30日付け公営企業三課室長通知)

- ・複数の経営指標を組み合わせた分析
- ・経年比較や他の地方公共団体等との比較

- ・自らの経営の現状、課題を客観的に把握
- ・現状・課題が議会・住民にも「見える化」

- ・抜本的な改革(廃止、民営化・民間譲渡、広域化)の検討
- ・「経営戦略」の策定・改定

を強力に後押し

健全性、効率性が一目でわかる経営指標の採用

○経営指標

- ① **経営の健全性**… 経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率等
- ② **経営の効率性**… 料金回収率、給水原価、乗車効率等
- ③ **老朽化の状況**… 有形固定資産減価償却率、管路更新率等

見える化のコンテンツ

- ・各公営企業の基本データ(普及率、給水人口等)
- ・経営の健全性・効率性・老朽化の状況を示す指標の**経年変化・類似団体比較**を示したグラフ・表
- ・各公営企業による**分析コメント**
- ・毎年度2月を目途に、各指標・コメント等を更新

対象事業の推移



誰もが比較検討しやすいイメージで公表

経営比較分析表

A県 B市				人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
業種名	業種名	事業名	類似団体区分	777.77	888.88	999.99
法適用	水道事業	末端給水事業	A1	現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
資金不足比率(%)	自己資本増成比率(%)	普及率(%)	1.2人/km ² 以上V型増成割合(%)	1,010.10	1,111.11	1,212.12
33.33	44.44	55.55	666.66			

1. 経営の健全性・効率性

① 経常収支比率(%)

年度	H21	H22	H23	H24	H25
値	110.7	114.3	113.6	112.7	111.4

② 給水原価(円)

年度	H21	H22	H23	H24	H25
値	174.4	172.8	171.9	174.1	176.9

2. 老朽化の状況

① 有形固定資産減価償却率(%)

年度	H21	H22	H23	H24	H25
値	47.0	48.1	48.9	46.9	47.7

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】平成26年度全国平均

分析欄
1. 経営の健全性・効率性について
2. 老朽化の状況について
全体総括

8. 人的支援

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の創設

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業を創設**

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する政策テーマ

- 公営企業の経営戦略の策定・経営支援
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備
- 公共施設等総合管理計画の見直し(公共施設マネジメント)

(2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の政策テーマの実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため政策テーマの研修を行う場合に派遣

※1 アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担

※2 各都道府県の市区町村担当課と連携して事業を実施

(3) 事業規模

- 約3億円（約500団体・公営企業への派遣を想定）

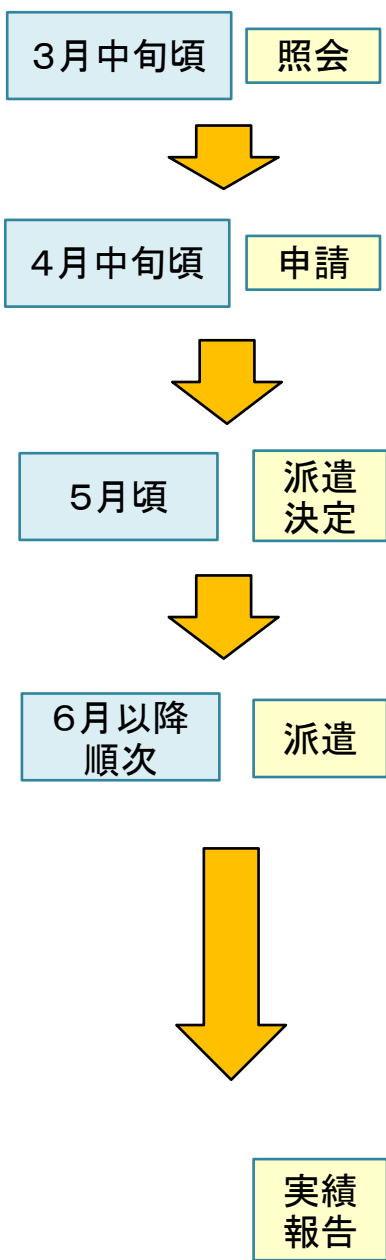
地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業について

		支援方式		
		課題対応 アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
政策 テ ー マ	公営企業の経営戦略 の策定・経営支援	4つのテーマ の中で、団体の 希望に応じ 派遣 (約100団 体・事業に派 遣を実施する 見込み)	経営戦略の未策定企業に個別支援 (対象となる見込みの事業は別紙1：約200事業)	4つのテーマ の中で、都道 府県の希望に 応じ派遣
	公営企業会計の適用		3万人以上の団体における公営企業会計の未適用企業（下水道・簡易水道）に個別支援 (対象となる見込みの事業は別紙2：5事業)	
	地方公会計の整備		地方公会計の未整備団体に個別支援 (対象となる見込みの団体は別紙3：約30団体)	
	公共施設等総合管理 計画の見直し（公共 施設マネジメント）		総合管理計画の見直しの取組に課題がある団体に個別支援 (対象となる見込みの団体は別紙4：約100団体)	
派遣受入主体		市区町村・公営企業	市区町村・公営企業	都道府県
派遣の回数		年5回程度を予定	年5回程度を予定	年5回程度を予定

※いずれの事業も、今般策定するアドバイザーのリストの中から、団体において派遣を希望するアドバイザーを選定・調整の上、派遣することを想定

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化学業における役割分担について

総務省・ 地方公共団体金融機構	都道府県 (市区町村担当課)	市区町村・ 各公営企業
<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーの派遣 ・アドバイザーリストの作成 ・謝金・旅費の負担 ・経営戦略の策定、公営企業会計の適用、地方公会計の整備、公共施設等総合管理計画の見直しに係る市町村・公営企業の状況について都道府県に対し情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーの推薦 ・派遣先市区町村に係る調整・とりまとめ ・派遣を受ける市区町村の状況の把握・フォローアップ ・派遣を受けた市区町村からの報告書のとりまとめ ・市区町村向け研修会・相談会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーの推薦 ・各団体における政策テーマの状況を踏まえたアドバイザーの受入れ ・アドバイザー受入れ後の報告書の作成 ・アドバイスを踏まえた経営改善や「見える化」の推進等



①総務省・地方公共団体金融機構より、市区町村・公営企業に対して以下を送付。
 (都道府県市区町村担当課を経由)

- ・事業実施要綱、派遣可能なアドバイザーのリスト
- ・アドバイザーの派遣申請に係る照会 (アドバイザー名、派遣時期など)

②市区町村、公営企業において、アドバイザーリストから希望するアドバイザーを選択し、アドバイザー名、派遣時期等を記載して、地方公共団体金融機構に申請
 (都道府県市区町村担当課で調整・とりまとめ)

③総務省・地方公共団体金融機構より、市区町村・公営企業に対して、派遣決定に係る通知を送付
 (都道府県市区町村担当課を経由)

④市区町村・公営企業に対し、アドバイザーを派遣
 (都道府県市区町村担当課は同行してフォロー)

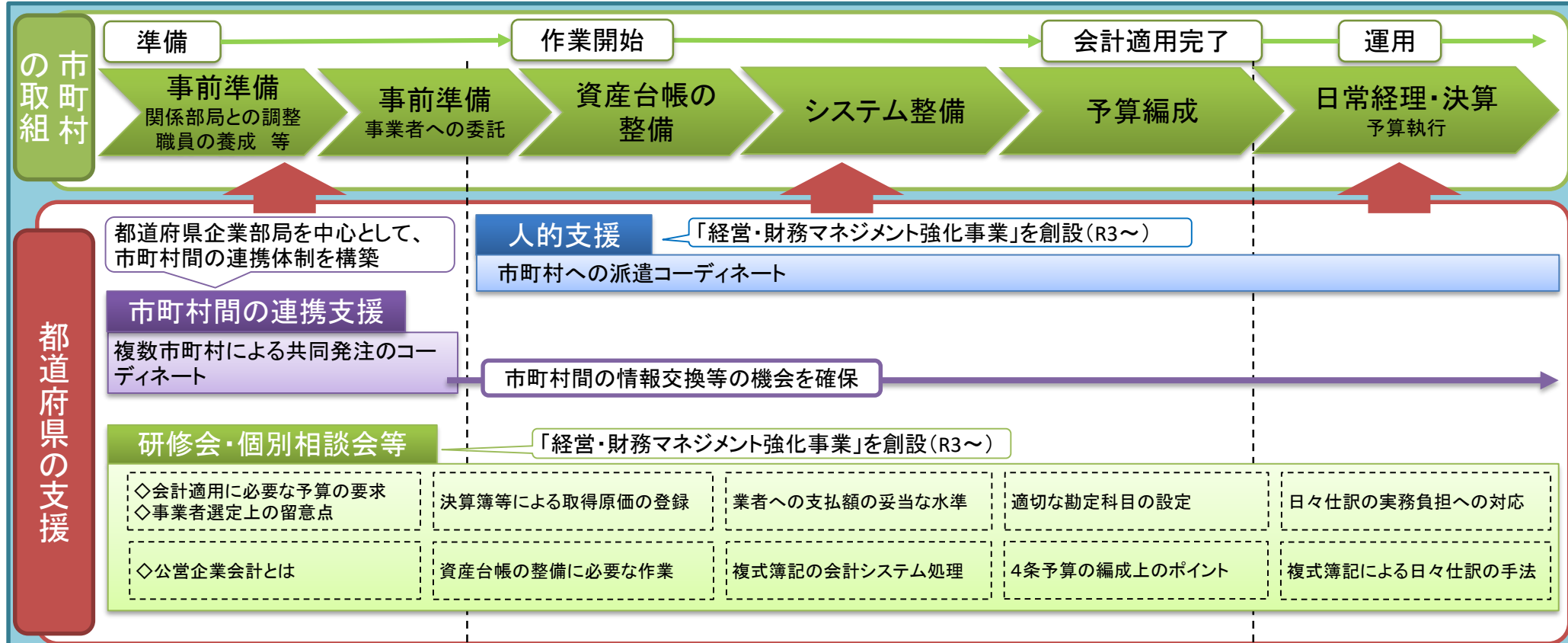
⑤市区町村・公営企業より、地方公共団体金融機構に対して、実施を報告(派遣1回ごと)
 (都道府県市区町村担当課を経由)

⑥地方公共団体金融機構より、アドバイザーに対して謝金・旅費を支払い(派遣1回ごと)
 ※地方公共団体金融機構からアドバイザーに直接支払いするため、団体における予算計上は不要

⑦最終派遣終了後、市区町村・公営企業より、総務省・地方公共団体金融機構に実績報告
 (都道府県市区町村担当課を経由)

都道府県による市町村支援体制の構築

- 新ロードマップの推進に向けて都道府県に対し、個別市町村の状況を的確に把握し、その取組を総合的に支援することを要請。
- 市町村の取組に要する経費(会計適用債の対象)や、都道府県が行う市町村支援に要する経費について、普通交付税措置。



プラットフォーム(都道府県－市町村連絡会議)の設置

都道府県
市町村財政担当部局

都道府県
公営企業部局

有識者・専門人材
(自治体OB等)

- 都道府県は個別市町村の状況を把握し、上記の取組を通じ、適切な助言等を実施
- 市町村は自団体の課題を把握するとともに、他団体との情報交換を通じて取組を促進
- 都道府県が招聘する専門人材のサポートにより、専門性を確保

都道府県による市町村支援の例(長野県)

- 中山間地域が多く、市町村数も多い長野県内（19市58町村）には、規模の小さい水道事業者が多数存在
(水道・簡易水道事業全192事業者のうち、給水人口5万人以上の事業者は13のみ【H30.3.31現在】)
- 各団体において持続可能な水道水の供給体制を確保するため、県の知事部局（企画振興部、環境部）と企業局が連携して、現地の地域振興局とともに市町村を総合的に支援

市町村支援チームによるお出かけ相談

- ・県の市町村支援チーム（環境部、企画振興部、企業局）及び現地の地域振興局が市町村を訪問。首長や担当職員等を交えて、市町村が抱えている課題に応じた支援や助言を行うとともに、後日のフォローアップも実施
- ・平成30年度は4団体・地域で実施

【助言・支援内容例】

- ①公営企業会計適用 ②適正な料金設定 ③設備等更新計画策定
- ④国庫補助事業の手続き ⑤他市町村施設見学 ⑥管路施設台帳の更新 等

水道事業者なんでも相談窓口

- ・市町村の担当職員の疑問等に対して、電話等により直接回答・助言する相談窓口を企業局内に設置

【助言・支援内容例】

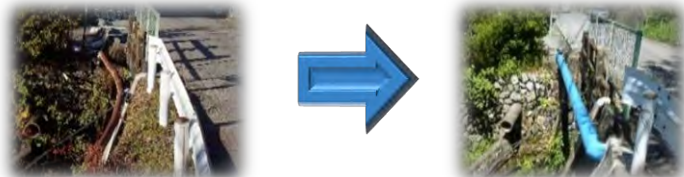
- ①予算編成、会計処理 ②水道工事の設計・積算
- ③水道メーター ④浄水場施設の維持管理 等

技術的支援・人材育成

○過疎団体の水道施設整備への支援（平成29年～令和元年度）

- ・地方自治法の「事務の代替執行」制度を活用し、企業局が小規模団体の設備更新の発注事務等を支援
- ・給水人口1180人、関係職員数3人の村の簡易水道設備の更新に当たり、県と村の役割を協議のうえ規約に規定

〔 県：設計積算、補助金事務、工事監督、関係機関との調整
村：工事発注・契約、完了検査、代金支払、起債借入・償還、地元調整 〕



○有収率の向上のための技術支援（平成30年度～）

- ・企業局が漏水調査に用いる機器を市町村に無償貸与し、技術研修も実施することにより、市町村の漏水対策の取組を支援

高感度音圧センサー及び
データ分析機器



○実務研修会の開催（平成30年度～）

- ・県が市町村の水道関係職員（部・課・係長、担当）を幅広く対象として研修を実施
- ・技術力向上を図るとともに、意見交換等を通じて、県、市町村の水道関係職員が相互に「顔の見える関係」を構築

都道府県による市町村支援の例（秋田県）

問題意識

- 秋田県は、2015→2045年の30年間で県の人口減少率は**41.2%**で全国最大
- 人口減少下における生活排水処理事業の持続性確保は喫緊の課題
- 「秋田県・市町村協働政策会議」を2009年に設立し、**県と市町村の機能合体**を推進

- 人** ■ 担当職員の減少
- モノ** ■ 施設の老朽化
- カネ** ■ 使用料収入の減少

「県と市町村の**総合力**で立ち向かう」

「**広域化・共同化**」の推進

県・市町村連携事業

県北地区広域汚泥資源化事業 ▶ 県が事務を受託、DBO方式で事業実施

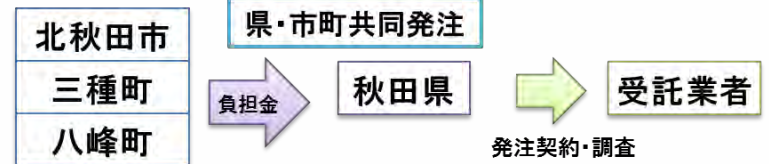
県北部の3市3町1組合の下水道終末処理場、し尿処理場から発生する汚泥を流域下水道処理施設に集約、資源化(DB:2015-2019,O:-2039)



県と市町村の共同委託

公営企業会計導入に係る共同委託 (2016-2018)

- ・**県の呼びかけにより**、希望市町と固定資産評価等を共同委託
- ・**県が委託業務の調査を実施**することで市町職員の負担を軽減

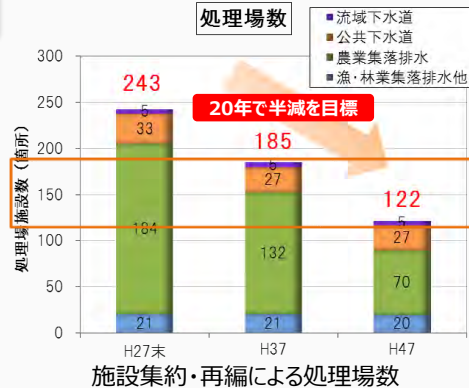


生活排水処理施設の統合

▶ 流域下水道を「核」に処理施設を統合

流域下水道と単独公共下水道の統合 (2014-2019) ※県+秋田市

秋田市の将来負担を軽減（改築更新費等）



人材の育成・技術研鑽

下水道技術研修会「あきたの下水道場」

- ・下水道施設のストックマネジメント計画や雨水対策など各年毎にテーマを定め、国土交通省等の講師を招き、研修会を年1回実施

公営企業会計研修会

- ・日本下水道事業団より公営企業会計の手続等を講義（2日間）

今後の取組 - 下水道法定協議会を通じ加速化 -

- ★従来の協議会を知事及び市町村長等を会員とする**法定協議会**に移行し、「広域化・共同化」の取り組みを加速（2019.5法定化）

管路の包括管理・共同化

公営企業会計移行支援 (3万人未満自治体)

公民連携の補完組織構築

9. 第三セクター等の経営改革

第三セクター等の改革の流れ

平成11年度～平成20年度

「第三セクターに関する指針」

●「第三セクターに関する指針」

(平成11年5月 自治省大臣官房総務審議官通知) (平成21年6月廃止)

- 徹底した行政改革が求められていることを背景に、第三セクターの設立や運営の指導監督、経営悪化時の対応等に当たっての留意事項を、指針として示す。
- 平成15年12月に改定。第三セクターの存続が危ぶまれる場合、法的整理を含めた抜本的な対応の必要性を指摘。

●「第三セクター等の改革について」(平成20年6月 総務省自治財政局長通知)

- 健全化法の全面施行を控え、第三セクター等の存廃も含めた改革を集中的に進めることを要請。
- 平成20年度中に「経営検討委員会」を設置して経営評価と抜本的な改革の検討を行うこと、また、平成21年度中に経営改革の方針を定めた「改革プラン」を策定することを要請。

	平成14年度	平成20年度	増減率
○第三セクター等の数	10,111 法人	8,685 法人	▲14.1%
・うち経常赤字法人	3,204 法人	2,783 法人	▲13.1%
・うち債務超過法人	505 法人	409 法人	▲19.0%
○損失補償・債務保証額	103,849.8 億円	74,784.0 億円	▲28.0%

※1：平成15年度及び平成21年度に実施した「第三セクター等の状況に関する調査」(公営企業課)による。(比較可能な平成15年度調査と比較。)

※2：「経常赤字法人数」「債務超過法人数」には、地方公共団体の出資比率が25%未満であって、かつ地方公共団体からの財政的援助を受けていない法人は対象外。

平成21年度～平成25年度

「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」

●第三セクター等改革推進債の創設(平成21年度～平成25年度)

※その後、経過措置として平成28年度まで延長。

●「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」

(平成21年6月 総務省自治財政局長通知) (平成26年8月廃止)

- 全ての第三セクター等を対象として、平成21年度から平成25年度までの間に、第三セクター等改革推進債を活用し、存廃も含めた抜本的改革への集中的かつ積極的な取組を要請。

	平成20年度	平成25年度	増減率
○第三セクター等の数	8,685 法人	7,634 法人	▲12.1%
・うち経常赤字法人	2,783 法人	2,544 法人	▲8.6%
・うち債務超過法人	409 法人	282 法人	▲31.1%
○損失補償・債務保証額	74,784.0 億円	40,783.7 億円	▲45.5%

※1：平成21年度及び平成26年度に実施した「第三セクター等の状況に関する調査」による。

※2：「経常赤字法人数」「債務超過法人数」には、地方公共団体の出資比率が25%未満であって、かつ地方公共団体からの財政的援助を受けていない法人は対象外。

【第三セクター等改革推進債の許可額】(平成21年度～平成28年度までの累計)

179件・9,393億円(第三セクター 39件・2,126億円、地方公社 140件・7,267億円)

(参考：公営企業 35件・1,434億円)

平成26年度～

「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」

●「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(平成26年8月 総務大臣通知)

●「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」

(平成26年8月 総務省自治財政局長通知)

- 平成25年度までの抜本改革の推進は一区切りとしつつ、財政規律の強化を不断に図っていくことが重要であることから、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定し、第三セクター等の効率化・経営健全化に係る引き続きの取組と、地域の元気を創造するための第三セクター等の活用の両立を要請。

	平成25年度	平成30年度	増減率
○第三セクター等の数	7,634 法人	7,325 法人	▲4.0%
・うち経常赤字法人	2,544 法人	2,453 法人	▲3.6%
・うち債務超過法人	282 法人	239 法人	▲15.2%
○損失補償・債務保証額	40,783.7 億円	25,699.6 億円	▲37.0%

※1：平成26年度及び令和元年度に実施した「第三セクター等の状況に関する調査」による。ただし、「損失補償・債務保証額」の平成30年度の数値及び増減率は、令和2年度に実施した「第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスク状況調査(令和元年度決算)による。

※2：「経常赤字法人数」「債務超過法人数」には、地方公共団体の出資比率が25%未満であって、かつ地方公共団体からの財政的援助を受けていない法人は対象外。

平成27年度

- 「経済・財政再生計画改革工程表」(平成27年12月)：第三セクター等の財政的リスクを調査・公表することとされる。

⇒「リスク状況調査」開始：第1回(平成26年度決算分。平成28年2月。6月公表)

平成29年度

- 「経済財政諮問会議」(平成29年11月民間議員資料、12月大臣プレゼン)
- 「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」(平成29年12月)：経営健全化方針の策定・公表を推進することとされる。

●「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」

(平成30年2月 総務省公営企業課長通知)

- 財政的リスクの高い第三セクター等と関係のある地方公共団体に対し、平成30年度中に「経営健全化方針」を策定するよう要請。

平成30年度

- 「新経済・財政再生計画改革工程表2018」(平成30年12月)：「経営健全化方針」の策定・公表率のKPIを設定(平成30年度までに100%)
- ⇒策定率：95.7%(平成29年度決算分、令和2年6月公表)

●「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」

(令和元年7月 総務省公営企業課長通知)

- 経営健全化方針を未策定の団体に対しては速やかな策定を、策定済みの団体に対しては着実な取組の実施とその公表を要請。また、平成30年度以降の決算を踏まえ、経営健全化方針の策定と取組の実施に取り組みよう要請。

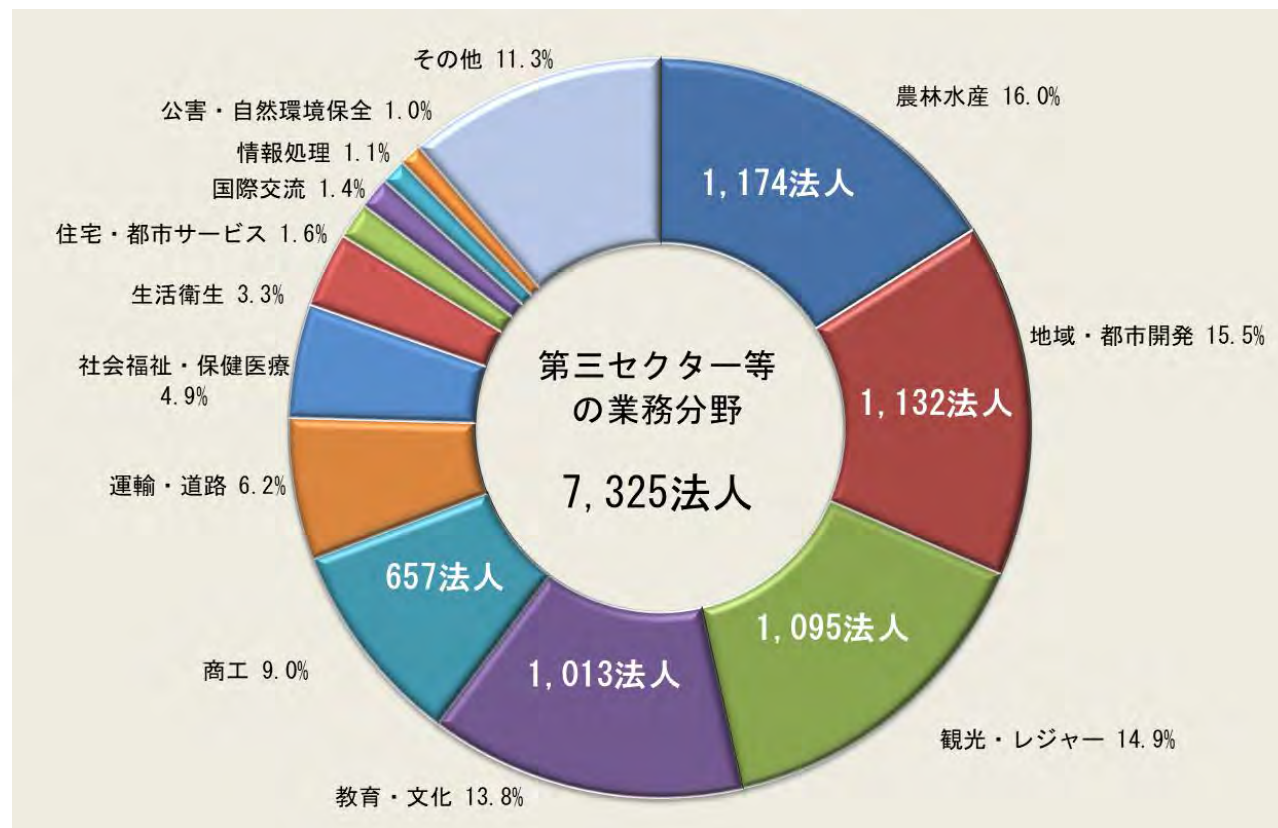
⇒取組状況や主な取組内容を公表(令和2年12月公表)

第三セクター等について

＜第三セクター等の数＞

区分	法人数
第三セクター	6,597
社団法人・財団法人	3,150
公益社団・財団法人	2,045
一般社団・財団法人	1,101
特例民法法人	4
会社法法人	3,447
株式会社	3,207
その他会社法法人	240
地方三公社	728
地方住宅供給公社	40
地方道路公社	32
土地開発公社	656
合計	7,325

＜第三セクター等の業務分野＞



(平成31年3月31日時点)

平成21年度以降の第三セクター等の抜本的改革・経営健全化の成果

第三セクター等の状況に関する調査結果（平成31年3月31日現在）

区分	法人数	うち 経営状況把握 法人数	うち		うち	
			黒字法人数	構成比	債務超過法人数	構成比
第三セクター	6,597	5,358	3,195	59.6%	203	3.8%
社団法人・財団法人	3,150	2,945	1,559	52.9%	17	0.6%
会社法人	3,447	2,413	1,636	67.8%	186	7.7%
地方三公社	728	727	437	60.1%	36	5.0%
地方住宅供給公社	40	40	33	82.5%	6	15.0%
地方道路公社	32	32	27	84.4%	2	6.3%
土地開発公社	656	655	377	57.6%	28	4.3%
合計	7,325	6,085	3,632	59.7%	239	3.9%

財政的リスクの状況調査結果（令和2年3月31日現在）

○ 令和年度決算における第三セクター等のうち、①地方公共団体が損失補償・債務保証、貸付（長期・短期）を行っている法人、②地方公共団体の出資割合が25%以上かつ債務超過の法人に対して行った「第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの調査結果」は、以下のとおり。 **単位：法人数**

法人分類	全体	経営健全化方針策定要件該当状況			
		I 債務超過法人	II (1) 事業の内容に応じて資産を 時価で評価した場合に債務 超過になる法人	II (2) 土地開発公社のうち、債務 保証等の対象となっている 保有期間が5年以上の土地 の簿価総額が、当該地方公 共団体の標準財政規模の 10%以上の公社	III 当該地方公共団体の標準財 政規模に対する損失補償、 債務保証及び短期貸付金の 合計額の割合（※1）が、実質 赤字比率の早期健全化基準 （※2）相当以上の法人
	法人数（構成比）	法人数（構成比）	法人数（構成比）	法人数（構成比）	法人数（構成比）
第三セクター	668 (60.1%)	191 (86.0%)	2 (25.0%)	-	14 (31.1%)
地方三公社	444 (39.9%)	31 (14.0%)	6 (75.0%)	25 (100.0%)	31 (68.9%)
合計	1,112 (100.0%)	222 (100.0%)	8 (100.0%)	25 (100.0%)	45 (100.0%)

（※1）（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）／標準財政規模

（※2）実質赤字の早期健全化基準・・・道府県3.75%、東京都5.55%、市区町村11.25～15.00%

総務省HPより抜粋（URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/02zaisei06_03000041.html）

第三セクター等の経営健全化の推進について

第三セクター等の経営改革の推進

【第三セクター等の経営健全化等に関する指針】

- 第三セクター等は、経営が著しく悪化した場合、自治体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。そのため、平成21年の地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行以来、第三セクター等の抜本的改革を推進し、経営健全化に一定の成果。
- 引き続き、各自治体において、関係を有する第三セクター等について経営健全化に取り組むこととしている。
(平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知)

【第三セクター等の経営健全化方針】

- 特に、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する各自治体に対しては、平成30年度末までに経営健全化方針を策定・公表するよう要請（平成30年2月通知。策定率：95.7%（令和2年6月1日現在））
- さらに、令和元年7月の通知において、次のとおり要請。
 - ・ 経営健全化方針を未策定の自治体においては、早期の策定
 - ・ 経営健全化方針を策定した自治体については、経営健全化方針に基づく取組の着実な実施と、その取組状況の公表
 - ・ 法人の平成30年度以降の決算で新たに経営健全化方針の策定要件に該当した法人に関しては、同様に、経営健全化方針の策定と、それに基づく取組の実施や取組状況の公表を要請（取組状況及び主な取組内容を総務省HPで公表）

経営健全化方針の策定要件に該当

次のいずれかに該当する場合

- ・ 一の自治体の出資割合が25%以上で、債務超過の法人
- ・ 一の自治体の出資割合が25%以上で、時価評価した際に債務超過になる法人
- ・ 損失補償又は債務保証の対象となっている、保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、自治体の標準財政規模の10%以上である法人
- ・ 損失補償、債務保証及び短期貸付額の合計額の、標準財政規模に対する割合が、自治体の実質赤字の早期健全化基準（道府県は3.75%、東京都は5.55%、市町村は11.25%～15%）に達している法人



※今後、経営健全化方針の策定状況や取組の公表状況を調査し、公表する予定。

10. 新型コロナウイルス感染症対策に関する取組み

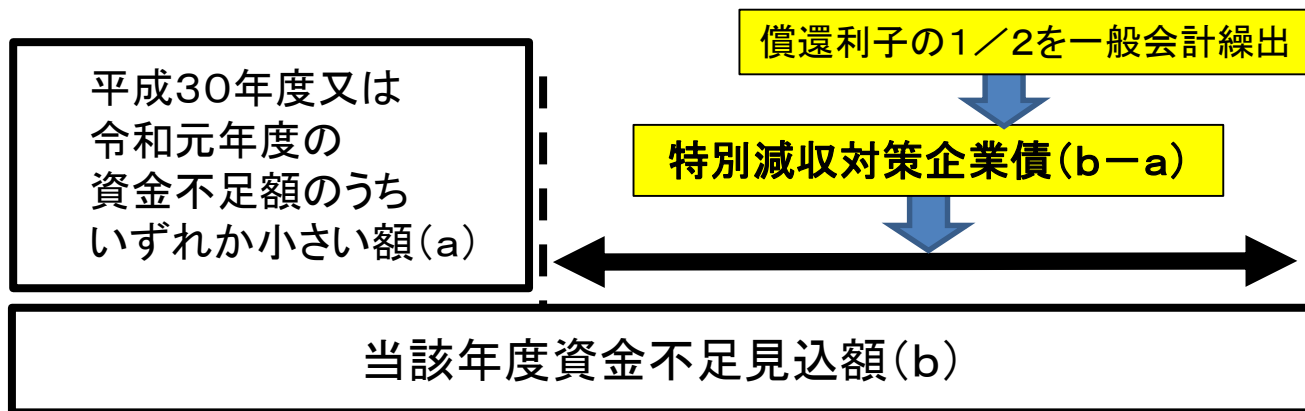
新型コロナウイルス感染症に係る公営企業の特別減収対策企業債の延長について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により、公営企業において大幅な収入減が発生していることから、交通、病院など住民生活に不可欠な公営企業の資金繰りを円滑にするため、令和2年度に資金手当措置として「特別減収対策企業債」の制度を創設した。

令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により公営企業の減収が発生する恐れがあることから、同感染症に伴う減収による資金不足について、引き続き「特別減収対策企業債」の発行を可能とする。

<措置の内容>

- 新型コロナウイルス感染症により資金不足額が発生又は拡大する公営企業は、当該不足額について資金手当に係る企業債を発行できる(特別減収対策企業債)。
- 発行済の特別減収対策企業債の償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し。
なお、当該繰出しには特別交付税措置(措置率0.8)を講じる。
- 償還年限は15年以内



事務連絡
令和3年1月7日

各都道府県知事 殿
(総務部扱い)

総務省地域力創造審議官

新型コロナウイルス感染症
総務省対策本部
地域連携・調整チーム主査

新型コロナウイルスワクチン接種に向けた庁内体制の拡充について

各都道府県知事におかれましては、全庁をあげて、新型コロナウイルス感染症対策に取り組まれていることに感謝を申し上げます。

さて、昨年12月18日に厚労省において開催した「第1回 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会」で、新型コロナウイルスワクチン接種開始に向けて都道府県及び市区町村が準備すべき主な事項やスケジュール等が示されたところですが、ワクチンが承認された場合に速やかに接種可能な体制を整理するため、各自治体の予防接種部局には当分の間、平時をはるかに超える量の業務が発生することが見込まれるため、本日別添のとおり厚生労働省より通知が発出されました。

つきましては、事務連絡の内容を踏まえ、全庁的な執行体制を整えるとともに、管内市区町村への支援及び連絡体制を確保していただきますようお願いいたします。

事務担当

自治行政局 地域政策課

石黒理事官、菊池係長

直通 03-5253-5523

FAX 03-5253-5530

Mail t.ishiguro@soumu.go.jp

k2.kikuchi@soumu.go.jp

各

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスワクチン接種に向けた庁内体制の拡充について（依頼）

昨年 12 月 18 日に開催した「第 1 回 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会」で、新型コロナウイルスワクチン接種開始に向けて都道府県及び市区町村が準備すべき主な事項やスケジュール等について示したところですが、ワクチンが承認された場合に速やかに接種可能な体制を整理するため、各自治体の予防接種部局には当面の間、平時をはるかに超える量の業務が発生することが見込まれます。

「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」（健発 1023 第 3 号、令和 2 年 10 月 23 日）において、新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に迅速かつ適切に接種を開始することができるよう、市町村で必要な執行体制を計画・確保するよう依頼しているところですが、貴職におかれては、全体スケジュールに遅れをとることなく準備を進めていただくため、下記の通り全庁的な準備態勢を取っていただくとともに、都道府県知事におかれては、管内の市町村に対して確実に周知いただきますよう改めてお願いします。

記

- 1 過去に予防接種行政の経験を有する者や、調達事務や広報業務の経験を持つ者などを中心に全庁的な執行体制を確保するとともに、他部局の職員に併任発令をかけるなどして、当面の間、準備を遅滞なく進めるのに必要な数の職員を予防接種部局に配置すること。
- 2 特に都道府県においては、管内の市区町村においてワクチン接種が円滑に進められるよう、市区町村への支援及び連絡体制を確保すること。
- 3 関係者との調整が期限までに整わないなど、全体のスケジュールに影響する事情が生じた場合、予防接種部局任せにせず、首長以下全庁的な体制により速やかに対応を検討すること。

基本的な考え方

- ・ 今回のワクチンの接種は、**国の指示**のもと、**都道府県の協力**により、**市町村において予防接種を実施**するものとなっている。
なかでも、新型コロナウイルス感染症対策の重要な柱として全国的に実施する施策であることから、**国が主導的役割を担う必要**がある。
- ・ また、今回の接種は平時に比べ大規模な接種体制・流通体制を速やかに整備する必要があるほか、体制整備や接種の実施方法の策定では、**関係者の負担軽減を実現**する観点も重要となる。

主な観点

1. 接種体制の基本設計

- (1) 実施主体と関係者の役割分担
 - 国が指示、都道府県が協力、市町村が実施主体
- (2) 接種場所の原則と例外
 - 原則、居住地の市町村で接種
- (3) 接種会場や接種方式
 - 接種場所は医療機関や市町村設置会場
 - 接種可能人数を可能な限り多くする必要

2. 接種にかかる業務の効率化(事務負担の軽減)

- (1) 委託契約
 - 市町村、医療機関で包括的な契約を実施
- (2) 接種記録
 - 接種済証を発行、市町村の予防接種台帳で情報管理
- (3) 費用の請求・支払い
 - 住所地外接種は、国保連で請求・支払事務を実施

3. 接種に必要な物資・物流の確保

- (1) ワクチン
 - 全国民分の確保に向け交渉・支援を実施
- (2) ディープフリーザー（冷凍庫）
 - -75℃用、-20℃用をそれぞれ1万台確保
 - 国で確保し、各自治体に公平に割り当て
- (3) ドライアイス
 - 保冷ボックス用のドライアイスも国で一括調達予定

4. 接種・流通の円滑化

- (1) ワクチンの分配
 - 国と自治体が配分量を決定、医療機関等に納入
- (2) 卸売販売業者
 - 地域毎にワクチン流通を担当する卸売業者を設定
- (3) 関係者間の情報伝達
 - ワクチン配分等の情報伝達を行うシステムを構築

5. 接種順位について [新型コロナウイルス分科会、予防接種基本方針部会]

6. 接種実施の判断 [予防接種・ワクチン分科会]

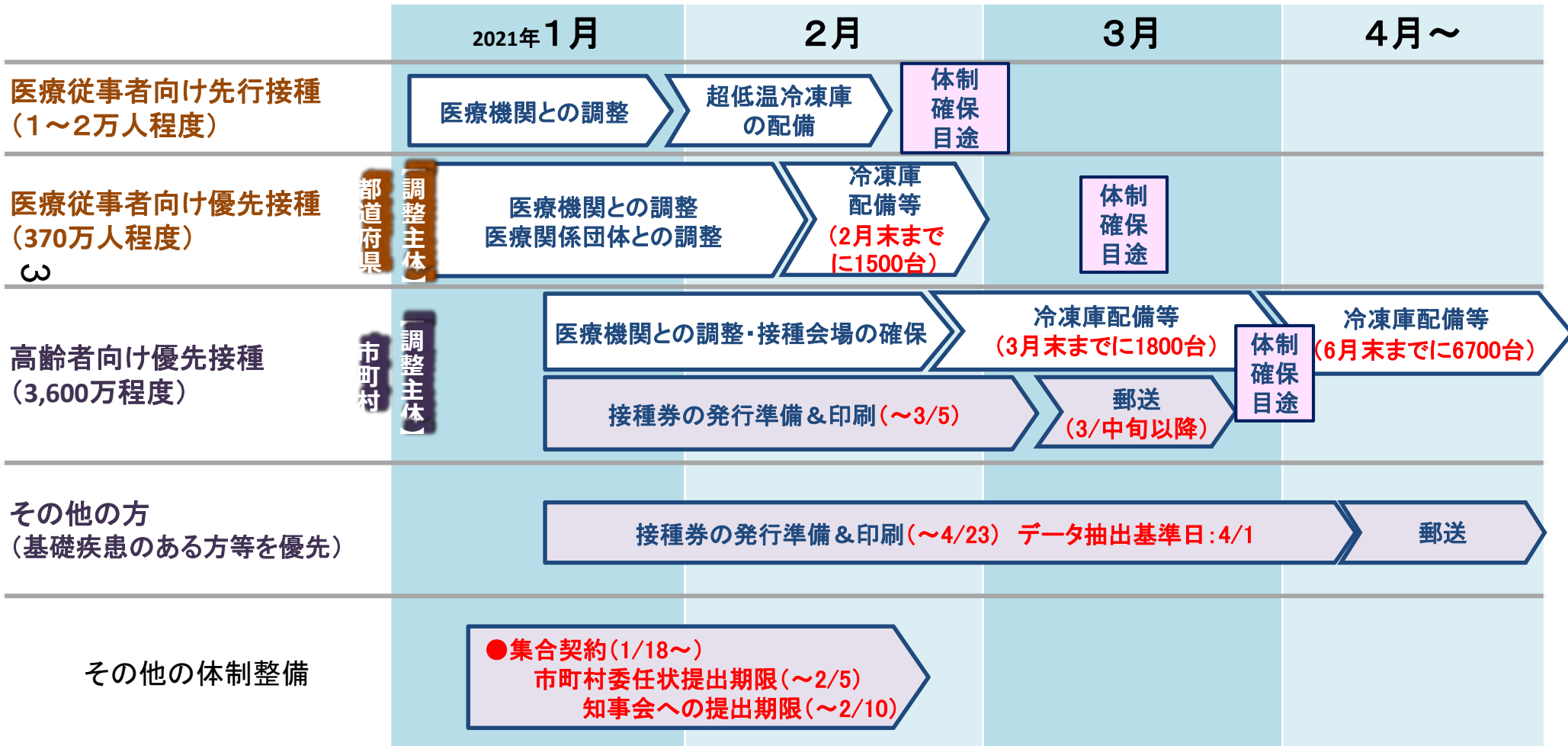
7. 副反応に関する対応 [副反応検討部会]

8. 健康被害救済 ※法改正により措置済み

新型コロナワクチンの接種体制の構築（スケジュールのイメージ）

令和3年1月25日
厚生労働省 自治体説明会資料

- ワクチンが承認された場合に速やかに接種が可能となるよう、ワクチン接種の優先順位を踏まえ、都道府県・市町村と連携して、接種体制を整える。



注: 優先順位は検討中の案に基づく